

## 「おことわり」

米国株式信用取引の契約締結前交付書面の新旧対照表は、

- ・「米国株式信用取引の契約締結前交付書面（インターネット取引）」新旧対照表
- ・「米国株式信用取引の契約締結前交付書面（ダイレクト・IFA コース）」新旧対照表

の順で掲載しております。

インターネットコースのお客様は、

[「米国株式信用取引の契約締結前交付書面（インターネット取引）」新旧対照表](#)

ダイレクト・IFA コースのお客様は、

[「米国株式信用取引の契約締結前交付書面（ダイレクト・IFA コース）」新旧対照表](#)

をご確認ください。

**米国株式信用取引の契約締結前交付書面（インターネット取引）**  
**新旧対照表(2022年9月13日)**

(下線部分変更箇所)

新(改定後)	旧(改定前)
<p><b>米国株式信用取引の契約締結前交付書面（インターネット取引）</b>                      (この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)</p> <p>この書面には、米国株式信用取引（日本証券業協会規則「外国証券の取引に関する規則」第2条第1項第23号に規定する「外国株式信用取引」をいいます。以下同じ。）を行っていただく上でリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。</p> <p>○米国株式信用取引は、お客様に一定の保証金（委託保証金）を当社に担保として差入れていただき、<u>売付けに必要な外国株券（※1）、外国投資信託の受益証券、外国投資証券等（以下「米国株券等」といいます。）</u>や買付けに必要な資金を当社からお客様にお貸して売買を行っていただく取引です。</p> <p>※1 外国株券を中心に説明しておりますが、外国投資信託の受益証券、外国投資証券等につきましても、基本的に取扱いと同じです。</p> <p>○米国株式信用取引は、国内株式等の信用取引（以下「国内信用取引」といいます。）とは異なり「制度信用取引」は存在せず、「一般信用取引」として行われます。また、国内信用取引とは利用できる銘柄の範囲や返済の期限等について異なる制約がありますので、ご注意ください。</p> <p>○米国株式信用取引は、アメリカ合衆国に所在する外国金融商品市場（以下「米国市場」といいます。）での取引を対象としています。（ただし対象となる米国株券等の国内店頭取引は除きます。）</p> <p><u>削除</u></p> <p>○米国株式信用取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失が発生する可能性をも合わせもつ取引です。特に、米国市場には値幅制限（ストップ高・ストップ安）がないため、株価の極端な急騰や急落が発生する可能性があります。したがって、取引を開始する場合または継続して行う場合には、取引の仕組みやリスクについて十分に把握するとともに、投資者自らの資力、投資目的及び投資経験等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。</p> <p><b>手数料など諸費用について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>米国株式信用取引を行うにあたっては、別紙「SBI証券の米国株式信用取引について」に記載の委託手数料、管理費等手数料をいただきます。</li> <li>米国株式信用取引の<u>買付けの場合</u>には買付代金に対する金利を、<u>売付けの場合には売付株券等に対する貸株料</u>をお支払いいただけます。なお、その額はその時々金利情勢、<u>株券等調達状況</u>等に基づき決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。詳細については、別紙「SBI証券の米国株式信用取引について」をご確認ください。</li> <li>米国株式信用取引の売買等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。詳しくは、別に定める「為替取引に関する説明書」をご確認ください。</li> </ul>	<p><b>米国株式信用取引の契約締結前交付書面（インターネット取引）</b>                      (この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)</p> <p>この書面には、米国株式信用取引（日本証券業協会規則「外国証券の取引に関する規則」第2条第1項第23号に規定する「外国株式信用取引」をいいます。以下同じ。）を行っていただく上でリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。</p> <p>○米国株式信用取引は、お客様に一定の保証金（委託保証金）を当社に担保として差入れていただき、買付けに必要な資金を当社からお客様にお貸して<u>外国株券（※1）、外国投資信託の受益証券、外国投資証券等（以下「米国株券等」といいます。）</u>の売買を行っていただく取引です。</p> <p>※1 外国株券を中心に説明しておりますが、外国投資信託の受益証券、外国投資証券等につきましても、基本的に取扱いと同じです。</p> <p>○米国株式信用取引は、国内株式等の信用取引（以下「国内信用取引」といいます。）とは異なり「制度信用取引」は存在せず、「一般信用取引」として行われます。また、国内信用取引とは利用できる銘柄の範囲や返済の期限等について異なる制約がありますので、ご注意ください。</p> <p>○米国株式信用取引は、アメリカ合衆国に所在する外国金融商品市場（以下「米国市場」といいます。）での取引を対象としています。（ただし対象となる米国株券等の国内店頭取引は除きます。）</p> <p>○<u>当社の米国株式信用取引では、信用買建てのみを取り扱います。信用売建てはお取り扱いしておりません。</u></p> <p>○米国株式信用取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失が発生する可能性をも合わせもつ取引です。特に、米国市場には値幅制限（ストップ高・ストップ安）がないため、株価の極端な急騰や急落が発生する可能性があります。したがって、取引を開始する場合または継続して行う場合には、取引の仕組みやリスクについて十分に把握するとともに、投資者自らの資力、投資目的及び投資経験等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。</p> <p><b>手数料など諸費用について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>米国株式信用取引を行うにあたっては、別紙「SBI証券の米国株式信用取引について」に記載の委託手数料、管理費等手数料をいただきます。</li> <li>米国株式信用取引<u>では</u>買付代金に対する金利をお支払いいただけます。なお、その額はその時々金利情勢等に基づき決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。詳細については、別紙「SBI証券の米国株式信用取引について」をご確認ください。</li> <li>米国株式信用取引の売買等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。詳しくは、別に定める「為替取引に関する説明書」をご確認ください。</li> </ul>

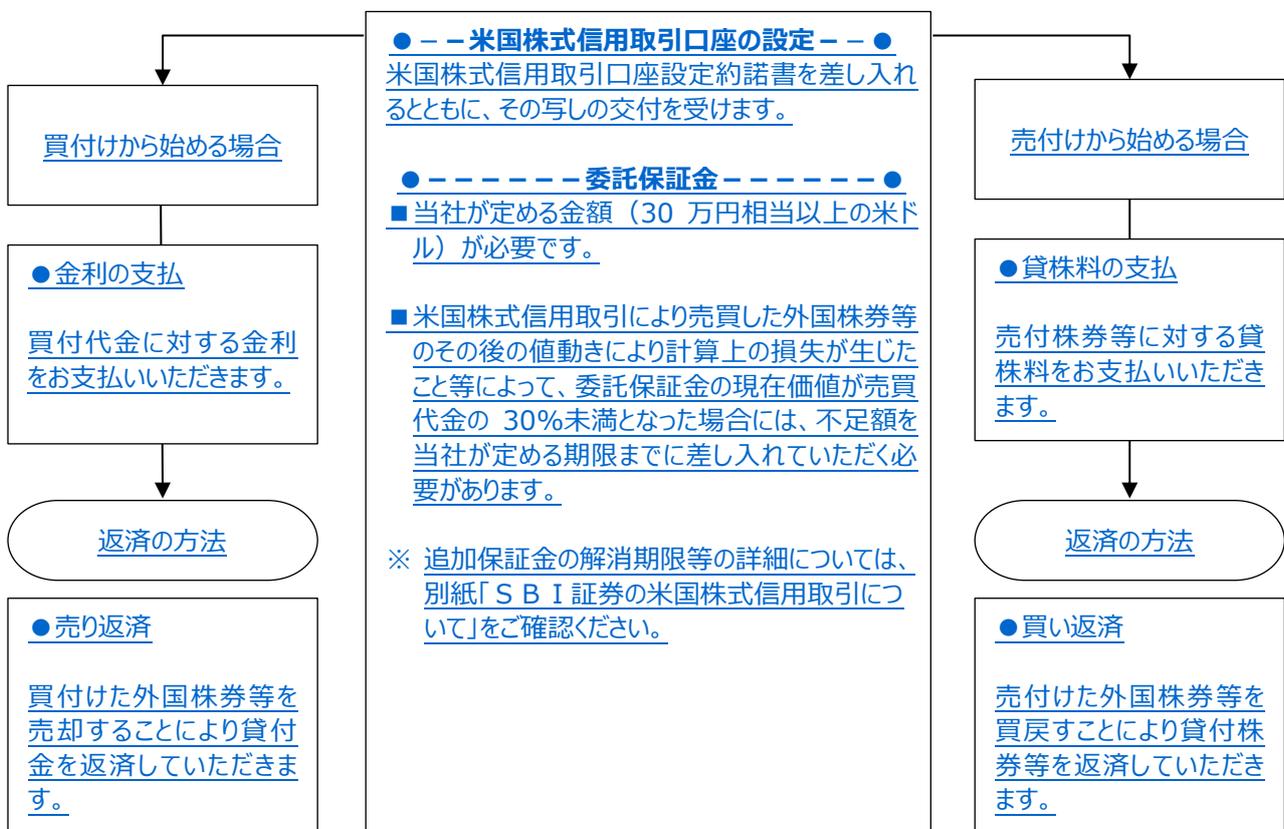
新(改定後)	旧(改定前)
<p><b>委託保証金について</b> 変更なし</p> <p><b>米国株式信用取引のリスクについて</b> 米国株式信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、時として多額の損失が発生する可能性を有しています。したがって、米国株式信用取引の開始にあたっては、下記の内容を十分に把握する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米国株式信用取引は外貨建てで行う取引であることから、米国株式信用取引による損益は外貨で発生します。そのため、外貨を円貨に交換する際の為替相場の状況によって為替差損が生じるおそれがあります。</li> <li>・ 米国株式信用取引を行うにあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、外国投資信託の受益証券、外国投資証券等の裏付けとなっている資産（以下「裏付け資産」(※2)といいます。)の価格や評価額の変動に伴い、米国株式信用取引の対象となっている米国株券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。また、その損失の額が、差入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。</li> </ul> <p>※2 裏付け資産が、外国投資信託、外国投資証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米国株式信用取引の対象となっている米国株券等の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者または保証会社等の業務や財産の状況の変化が生じた場合、米国株式信用取引の対象となっている米国株券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。また、その損失の額が、差入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。</li> <li>・ 米国株式信用取引により<b>売買</b>した米国株券等のその後の値動きにより計算上の損失が生じること等によって、委託保証金の現在価値が売買代金の30%未満となった場合には、不足額を所定の期日までに当社に差入れていただく必要があります。詳細については、別紙「SBI証券の米国株式信用取引について」をご確認ください。</li> <li>・ 所定の期日までに不足額を差し入れない場合や、約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、損失を被った状態で建玉（米国株式信用取引のうち決済が結了していないもの）の一部または全部を決済（<b>反対売買</b>）される場合があります。更にこの場合、その決済で生じた損失についてもお客様が責任を負うこととなります。</li> <li>・ 米国株式信用取引の利用が過度であると当社が認める場合には、委託保証金率の引上げ、米国株式信用取引の制限または禁止の措置等をとることがあります。</li> </ul> <p>このように米国株式信用取引は、お客様の投資した資金に比べて大きな利益が期待できる反面、価格の変動が予想と違った場合には、損失も大きくなります。したがって、米国株式信用取引を利用するときは、その仕組みをよく知り、お客様自身の判断と責任において行うようお願いいたします。</p> <p><b>米国株式信用取引は、クーリング・オフの対象にはなりません。</b> 変更なし</p> <p><b>米国株式信用取引の仕組みについて</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米国株式信用取引とは、米国市場に上場している米国株券等を対象としており、返済期<b>日</b>等を、お客様と当社との間で自由に決定することができる取引（一般信用取引）です。ただし、米国株式信用取引によって行った<b>売買</b>の決済のために、当社が証券金融会社から<b>売付株券等及び買付代金を借り入れること（貸借取引）</b></li> </ul>	<p><b>委託保証金について</b> 省略</p> <p><b>米国株式信用取引のリスクについて</b> 米国株式信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、時として多額の損失が発生する可能性を有しています。したがって、米国株式信用取引の開始にあたっては、下記の内容を十分に把握する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米国株式信用取引は外貨建てで行う取引であることから、米国株式信用取引による損益は外貨で発生します。そのため、外貨を円貨に交換する際の為替相場の状況によって為替差損が生じるおそれがあります。</li> <li>・ 米国株式信用取引を行うにあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、外国投資信託の受益証券、外国投資証券等の裏付けとなっている資産（以下「裏付け資産」(※2)といいます。)の価格や評価額の変動に伴い、米国株式信用取引の対象となっている米国株券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。また、その損失の額が、差入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。</li> </ul> <p>※2 裏付け資産が、外国投資信託、外国投資証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米国株式信用取引の対象となっている米国株券等の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者または保証会社等の業務や財産の状況の変化が生じた場合、米国株式信用取引の対象となっている米国株券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。また、その損失の額が、差入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。</li> <li>・ 国株式信用取引により<b>買い付け</b>た米国株券等のその後の値動きにより計算上の損失が生じること等によって、委託保証金の現在価値が売買代金の30%未満となった場合には、不足額を所定の期日までに当社に差入れていただく必要があります。詳細については、別紙「SBI証券の米国株式信用取引について」をご確認ください。</li> <li>・ 所定の期日までに不足額を差し入れない場合や、約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、損失を被った状態で建玉（米国株式信用取引のうち決済が結了していないもの）の一部または全部を決済（<b>売り返済</b>）される場合があります。更にこの場合、その決済で生じた損失についてもお客様が責任を負うこととなります。</li> <li>・ 米国株式信用取引の利用が過度であると当社が認める場合には、委託保証金率の引上げ、米国株式信用取引の制限または禁止の措置等をとることがあります。</li> </ul> <p>このように米国株式信用取引は、お客様の投資した資金に比べて大きな利益が期待できる反面、価格の変動が予想と違った場合には、損失も大きくなります。したがって、米国株式信用取引を利用するときは、その仕組みをよく知り、お客様自身の判断と責任において行うようお願いいたします。</p> <p><b>米国株式信用取引は、クーリング・オフの対象にはなりません。</b> 省略</p> <p><b>米国株式信用取引の仕組みについて</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米国株式信用取引とは、米国市場に上場している米国株券等を対象としており、返済期<b>限</b>等を、お客様と当社との間で自由に決定することができる取引（一般信用取引）です。ただし、米国株式信用取引の決済のために、当社が証券金融会社から買付代金を借り入れることはできません。</li> </ul>

新(改定後)	旧(改定前)
<p>はできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>米国株式信用取引ができる銘柄は、米国市場に上場している米国株券等のうち、当社の選定基準に基づき選定した銘柄となります。詳細については、別紙「SBI証券の米国株式信用取引について」をご確認ください。</li> <li>米国株式信用取引の<b>貸株料</b>、返済期<b>日</b>及び金利は、その時々 の金利情勢、<b>株券調達状況</b>等に基づき、お客様と当社との合意 によって決定されることとなります(※3)。また、<b>貸株料及び金利</b> は、金利情勢、<b>株券調達状況</b>等によって変動する場合があります ので、当社ウェブサイトでご確認ください。</li> <li>米国株式信用取引によって<b>売買</b>している米国株券等について株 式分割等による株式を受ける権利または株主に対する新株予約 権等の付与があり、権利落ちとなったときの処理や配当金の処理に ついては、お客様と当社との合意によることとなりますので、この点 についても、事前に当社にご確認くださいようお願いいたします。</li> <li>米国株式信用取引では、当社の与信管理の都合上、<b>あるいは売 建玉について当社の米国株券等の調達が困難となった場合等に おいて、当社が定める期日を返済期日として設定することがあります。</b> この場合、当社が設定する返済期日を超えて米国株式信用取引 を継続することはできません。<b>このため、当社の任意で在庫不足とな った銘柄の新規売建注文を失効させ、及び在庫不足となった売建 玉の強制返済注文を執行いたします。</b>この点についても、事前に当 社にご確認くださいようお願いいたします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>米国株式信用取引ができる銘柄は、米国市場に上場している米国株券等のうち、当社の選定基準に基づき選定した銘柄となります。詳細については、別紙「SBI証券の米国株式信用取引について」をご確認ください。</li> <li>米国株式信用取引の返済期<b>限</b>及び金利は、その時々 の金利情勢等に基づき、お客様と当社との合意によって決定されること となります(※3)。また、金利は、金利情勢等によって変動する場 合がありますので、当社ウェブサイトでご確認ください。</li> <li>米国株式信用取引によって<b>買い建て</b>ている米国株券等について 株式分割等による株式を受ける権利または株主に対する新株予約 権等の付与があり、権利落ちとなったときの処理や配当金の処理に ついては、お客様と当社との合意によることとなりますので、この 点についても、事前に当社にご確認くださいようお願いいたします。</li> <li>米国株式信用取引では、当社の与信管理の都合上、当社が定 める期日を返済期<b>限</b>として設定することがあります。この場合、当 社が設定する返済期<b>限</b>を超えて米国株式信用取引を継続するこ とはできません。この点についても、事前に当社にご確認くださいよう お願いいたします。</li> </ul>
<p>※3 その額は、その時々 の金利情勢、<b>株券調達状況</b> 等に基づき決定 されますので、 本書面上その 金額等をあら かじめ記載す ることはでき ません。</p>	<p>※3 その額は、その時々 の金利情勢等 に基づき決定 されますので、 本書面上その 金額等をあら かじめ記載す ることはでき ません。</p>
<p><b>米国株式信用取引に係る金融商品取引契約の概要</b> 変更なし</p>	<p><b>米国株式信用取引に係る金融商品取引契約の概要</b> 省略</p>
<p><b>金融商品取引契約に関する租税の概要</b> 変更なし</p>	<p><b>金融商品取引契約に関する租税の概要</b> 省略</p>
<p><b>当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要</b> 当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において米 国株式信用取引を行われる場合は、以下によります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>お取引にあたっては、外国証券取引口座を開設していただく必要が あります。その後(または同時に)、「米国株式信用取引口座設 定約諾書」に必要事項を記入のうえで当社届出印をご捺印のうえ 当社に差入れ(または電子提出し)、「米国株式信用取引口座 約款」の内容をご承諾いただき、米国株式信用取引口座を開設し ていただく必要があります。米国株式信用取引に関する金銭・有価 証券は、すべてこの口座を通して処理されます。なお、「米国株式 信用取引口座設定約諾書」及び「米国株式信用取引口座約 款」は十分お読みいただき、その写しを保管してください。</li> <li>米国株式信用取引口座の開設にあたっては、一定の投資経験、 知識、資力等が必要ですので、場合によっては、口座の開設に 応じられないこともあります。</li> <li>米国株式信用取引で注文なさる際は、必ず「米国株式信用取引 で」と明示してください。</li> <li>お客様が当社に差し入れた委託保証金については、当社自身の 財産とは分別して保管されております。したがって、万一、当社の 経営が破綻した場合等であっても、委託保証金については、当社 に対する債務を完全に履行している限り返還を受けることが可能 です。これに対して、米国株式信用取引によって買い付けた米国株 券等<b>及び米国株式信用取引によって米国株券等を売付けた場合 の代金</b>については、このような分別保管の対象とはなっておりませ ん。したがって、万一、当社の経営が破綻した場合等においては、 売り返済・<b>買い返済</b>ができなくなる可能性があります。このため、この</li> </ul>	<p><b>当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要</b> 当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において米 国株式信用取引を行われる場合は、以下によります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>お取引にあたっては、外国証券取引口座を開設していただく必要 があります。その後(または同時に)、「米国株式信用取引口座 設定約諾書」に必要事項を記入のうえで当社届出印をご捺印の うえ当社に差入れ(または電子提出し)、「米国株式信用取引 口座約款」の内容をご承諾いただき、米国株式信用取引口座を 開設していただく必要があります。米国株式信用取引に関する金 銭・有価証券は、すべてこの口座を通して処理されます。なお、 「米国株式信用取引口座設定約諾書」及び「米国株式信用取 引口座約款」は十分お読みいただき、その写しを保管してくださ い。</li> <li>米国株式信用取引口座の開設にあたっては、一定の投資経験、 知識、資力等が必要ですので、場合によっては、口座の開設に 応じられないこともあります。</li> <li>米国株式信用取引で注文なさる際は、必ず「米国株式信用取 引で」と明示してください。</li> <li>お客様が当社に差し入れた委託保証金については、当社自身の 財産とは分別して保管されております。したがって、万一、当社の 経営が破綻した場合等であっても、委託保証金については、当社 に対する債務を完全に履行している限り返還を受けることが可能 です。これに対して、米国株式信用取引によって買い付けた米国 株券等については、このような分別保管の対象とはなっておりませ ん。したがって、万一、当社の経営が破綻した場合等においては、 売り返済が できなくなる 可能性があります。このため、このよう な場</li> </ul>

新(改定後)	旧(改定前)																																
<p>ような場合には、原則として、通常の返済方法に代え、米国株式市場の株価等をもって金銭により清算を行っていただくこととなります。この場合において、お客様の当社に対する金銭の支払請求権には一切優先的地位が与えられませんので、計算上利益が生じている場合であっても、これを受け取ることができない可能性があります。なお、当該債権は、投資者保護基金による補償対象にもなりませんので、あらかじめご承知おさください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当社は、米国市場が売買停止（サーキット・ブレーカーの発動によるものを含む。以下同じ。）を行った場合における米国株式信用取引に係る未約定注文は、当社側で失効等の特段の処理を行いません。ただし、売買停止発動時点で未約定のご注文及び売買停止発動中に受注したご注文は、取引所から注文が取消され、失効している可能性があります。</li> <li>注文された米国株式信用取引が成立すると、その内容をご確認いただくため、当社から「外国株式信用取引報告書」が交付されます。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社の管理責任者へ直接ご連絡ください。</li> <li>当社が口座名義人の死亡を確認した時点で米国株式信用取引の未決済の建玉がある場合、当社が口座名義人の死亡を確認した日以降、当該信用建玉の任意返済措置を行い、精算金額を確定いたします。</li> </ul>	<p>合には、原則として、通常の返済方法に代え、米国株式市場の株価等をもって金銭により清算を行っていただくこととなります。この場合において、お客様の当社に対する金銭の支払請求権には一切優先的地位が与えられませんので、計算上利益が生じている場合であっても、これを受け取ることができない可能性があります。なお、当該債権は、投資者保護基金による補償対象にもなりませんので、あらかじめご承知おさください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当社は、米国市場が売買停止（サーキット・ブレーカーの発動によるものを含む。以下同じ。）を行った場合における米国株式信用取引に係る未約定注文は、当社側で失効等の特段の処理を行いません。ただし、売買停止発動時点で未約定のご注文及び売買停止発動中に受注したご注文は、取引所から注文が取消され、失効している可能性があります。</li> <li>注文された米国株式信用取引が成立すると、その内容をご確認いただくため、当社から「外国株式信用取引報告書」が交付されます。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社の管理責任者へ直接ご連絡ください。</li> <li>当社が口座名義人の死亡を確認した時点で米国株式信用取引の未決済の建玉がある場合、当社が口座名義人の死亡を確認した日以降、当該信用建玉の任意返済措置を行い、精算金額を確定いたします。</li> </ul>																																
<b>当社の概要</b>	<b>当社の概要</b>																																
<table border="1"> <tr> <td>商号等</td> <td>株式会社 SBI 証券 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号</td> </tr> <tr> <td>本店所在地</td> <td>〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1</td> </tr> <tr> <td>加入協会</td> <td>日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会、一般社団法人 日本 STO 協会</td> </tr> <tr> <td>指定紛争解決機関</td> <td>特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター</td> </tr> <tr> <td>資本金</td> <td>48,323,132,501 円(2022 年 6 月 30 日現在)</td> </tr> <tr> <td>主な事業</td> <td>金融商品取引業</td> </tr> <tr> <td>設立年月</td> <td>1944 年 3 月</td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> <td><b>株式会社 SBI 証券カスタマーサービスセンター</b> にご連絡ください。 <b>固定電話：0120-104-214（無料）</b> <b>携帯電話：0570-550-104（有料）</b> ※平日（年末年始を除く）8:00～17:00 ※お手続きの仕組み、取引の手続き等についての詳細・お問い合わせは、上記カスタマーサービスセンターで承ります。</td> </tr> </table>	商号等	株式会社 SBI 証券 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	本店所在地	〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1	加入協会	日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会、一般社団法人 日本 STO 協会	指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター	資本金	48,323,132,501 円(2022 年 6 月 30 日現在)	主な事業	金融商品取引業	設立年月	1944 年 3 月	連絡先	<b>株式会社 SBI 証券カスタマーサービスセンター</b> にご連絡ください。 <b>固定電話：0120-104-214（無料）</b> <b>携帯電話：0570-550-104（有料）</b> ※平日（年末年始を除く）8:00～17:00 ※お手続きの仕組み、取引の手続き等についての詳細・お問い合わせは、上記カスタマーサービスセンターで承ります。	<table border="1"> <tr> <td>商号等</td> <td>株式会社 SBI 証券 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号</td> </tr> <tr> <td>本店所在地</td> <td>〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1</td> </tr> <tr> <td>加入協会</td> <td>日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会、一般社団法人 日本 STO 協会</td> </tr> <tr> <td>指定紛争解決機関</td> <td>特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター</td> </tr> <tr> <td>資本金</td> <td>48,323,132,501 円(2022 年 3 月 31 日現在)</td> </tr> <tr> <td>主な事業</td> <td>金融商品取引業</td> </tr> <tr> <td>設立年月</td> <td>1944 年 3 月</td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> <td><b>株式会社 SBI 証券カスタマーサービスセンター</b> にご連絡ください。 <b>固定電話：0120-104-214（無料）</b> <b>携帯電話：0570-550-104（有料）</b> ※平日（年末年始を除く）8:00～17:00 ※お手続きの仕組み、取引の手続き等についての詳細・お問い合わせは、上記カスタマーサービスセンターで承ります。</td> </tr> </table>	商号等	株式会社 SBI 証券 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	本店所在地	〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1	加入協会	日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会、一般社団法人 日本 STO 協会	指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター	資本金	48,323,132,501 円(2022 年 3 月 31 日現在)	主な事業	金融商品取引業	設立年月	1944 年 3 月	連絡先	<b>株式会社 SBI 証券カスタマーサービスセンター</b> にご連絡ください。 <b>固定電話：0120-104-214（無料）</b> <b>携帯電話：0570-550-104（有料）</b> ※平日（年末年始を除く）8:00～17:00 ※お手続きの仕組み、取引の手続き等についての詳細・お問い合わせは、上記カスタマーサービスセンターで承ります。
商号等	株式会社 SBI 証券 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号																																
本店所在地	〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1																																
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会、一般社団法人 日本 STO 協会																																
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター																																
資本金	48,323,132,501 円(2022 年 6 月 30 日現在)																																
主な事業	金融商品取引業																																
設立年月	1944 年 3 月																																
連絡先	<b>株式会社 SBI 証券カスタマーサービスセンター</b> にご連絡ください。 <b>固定電話：0120-104-214（無料）</b> <b>携帯電話：0570-550-104（有料）</b> ※平日（年末年始を除く）8:00～17:00 ※お手続きの仕組み、取引の手続き等についての詳細・お問い合わせは、上記カスタマーサービスセンターで承ります。																																
商号等	株式会社 SBI 証券 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号																																
本店所在地	〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1																																
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会、一般社団法人 日本 STO 協会																																
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター																																
資本金	48,323,132,501 円(2022 年 3 月 31 日現在)																																
主な事業	金融商品取引業																																
設立年月	1944 年 3 月																																
連絡先	<b>株式会社 SBI 証券カスタマーサービスセンター</b> にご連絡ください。 <b>固定電話：0120-104-214（無料）</b> <b>携帯電話：0570-550-104（有料）</b> ※平日（年末年始を除く）8:00～17:00 ※お手続きの仕組み、取引の手続き等についての詳細・お問い合わせは、上記カスタマーサービスセンターで承ります。																																
<p><b>SBI 証券に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口</b> 変更なし</p> <p><b>金融 ADR 制度のご案内</b> 金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。 住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号 第二証券会館 電話番号：0120-64-5005（FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）</p>	<p><b>SBI 証券に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口</b> 省略</p> <p><b>金融 ADR 制度のご案内</b> 金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。 住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号 第二証券会館 電話番号：0120-64-5005（FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）</p>																																

新(改定後)	旧(改定前)
<p>受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日、<u>年末年始</u>を除く）</p> <p style="text-align: center;"><b>米国株式信用取引の基本的な流れ</b></p> <p style="text-align: center;"><u>欄外の図を追加</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>米国株式信用取引口座の開設にあたっては、一定の投資経験、知識、資力等が必要ですので、場合によっては、口座の開設に応じられないこともあります。</u></li> <li>● <u>金利、貸株料等の取扱いについては、お客様と当社との合意によって決定されますので、事前に当社にご確認ください。</u></li> <li>● <u>委託保証金率については、市場の動向等により、当社の判断により変更することがありますので、ご注意ください。</u></li> <li>● <u>返済は反対売買による方法のみとし、「現引」「現渡」はできませんので、ご注意ください。</u></li> <li>● <u>米国株式信用取引は、米国市場に上場している株券等を対象としていますが、同市場においては値幅制限（ストップ高・ストップ安）が存在せず、国内市場と異なり、大きく値が動いた個別銘柄の株価変動を制限する制度がありませんので、ご注意ください。</u></li> <li>● <u>アメリカ合衆国の金融商品取引所の取引時間は、現地時間 9時30分～16時（日本時間 23時30分～翌日 6時（夏時間 22時30分～翌日 5時））となり、立合時間中に昼休みは設けられておらず、売買取引が中断されることはありません。</u></li> </ul>	<p>受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）</p> <p style="text-align: center;">新設</p>

追加される図



新(改定後)	旧(改定前)
<p>別紙</p> <p style="text-align: center;"><b>S B I 証券の米国株式信用取引について</b></p> <p><b>1.米国株式信用取引口座の開設</b> 変更なし</p> <p><b>2.基本ルール</b> (1) ~ (3) 変更なし</p> <p>(4) 米国市場の取引時間は、現地時間 9 時 30 分～16 時（日本時間 23 時 30 分～翌日 6 時（夏時間 22 時 30 分～翌日 5 時））となり、立合時間中に昼休みは設けられておらず、売買取引が中断されることはありません。 なお、当社ではご注文は、下記一部の時間を除いて受け付けます。 （米国株式現物取引と同じ。） 【注文受付停止時間】 ・日本時間での取引終了時刻から <b>10 時 30 分</b>頃まで（状況によって前後する可能性があります。） ・当社における定期・臨時のメンテナンス時間</p> <p>(5) ~ (6) 変更なし</p> <p>(7) 当社の米国株式信用取引の取扱銘柄は、米国株券等から、日本証券業協会が定める「銘柄選定等に係るガイドライン」に基づき、当社が別に定める「銘柄の選定基準及び新規建て注文の受託禁止基準」により、当社が選定した銘柄（以下「米株信用取扱銘柄」といいます。）に限ります。 <u>米株信用取扱銘柄から、株券等の在庫状況等に鑑みて新規売建することに支障がないと当社が判断する銘柄（以下「米株信用売建可能銘柄」といいます。）のみ、新規売建ができるものとします。</u> なお、米株信用取扱銘柄は 1 か月に 1 回程度の頻度で更新し、当社ウェブサイト公表します。</p> <p>(8) 米国株式信用取引は、米ドル建てとします。また、米国株式信用取引の委託保証金（以下「委託保証金」といいます。）として受け入れることのできる金銭も米ドルに限ります。円貨による受け入れはできませんのでご注意ください。 追加保証金（追証）も米ドルでのご入金が必要となります。追加保証金（追証）の確定金額を当社ウェブサイトでご確認いただいた後に、証券総合口座の円貨から米ドルに交換するリアルタイム為替取引を行った場合には、為替取引の約定日・受渡日を考慮すると追加保証金の解消期限等に間に合わず、米国の銀行の休業日等があった場合には追加保証金差入期限にも間に合わない場合がありますので（追加保証金（追証）についての詳細は、「3. 必要委託保証金等（7）追加保証金（追証）の差し入れ」をご確認ください。）、外国証券取引口座の米ドルのお預り金（以下「米ドルお預り金」といいます。）には、余裕を持った金額（米ドル）をあらかじめご入金ください。また、住信 SBI ネット銀行からも外貨をご入金いただけますので、利用をご検討ください。</p> <p>(9) 変更なし</p> <p>(10) 信用建玉の返済により利益相当額が発生した場合は、原則として決済と同時に委託保証金に算入いたします。</p> <p>(11) ~ (13) 変更なし</p> <p>(14) 米株信用取扱銘柄に合併、株式交換、株式移転、株式併合（減資）、上場廃止、株式分割が行われる場合、または有償増資、単元株式数の変更、会社分割、スピノフ（会社分割、子</p>	<p>別紙</p> <p style="text-align: center;"><b>S B I 証券の米国株式信用取引について</b></p> <p><b>1.米国株式信用取引口座の開設</b> 省略</p> <p><b>2.基本ルール</b> (1) ~ (3) 省略</p> <p>(4) 米国市場の取引時間は、現地時間 9 時 30 分～16 時（日本時間 23 時 30 分～翌日 6 時（夏時間 22 時 30 分～翌日 5 時））となり、立合時間中に昼休みは設けられておらず、売買取引が中断されることはありません。 なお、当社ではご注文は、下記一部の時間を除いて受け付けます。 （米国株式現物取引と同じ。） 【注文受付停止時間】 ・日本時間での取引終了時刻から <b>9 時</b>頃まで（状況によって前後する可能性があります。） ・当社における定期・臨時のメンテナンス時間</p> <p>(5) ~ (6) 省略</p> <p>(7) 当社の米国株式信用取引の取扱銘柄は、米国株券等から、日本証券業協会が定める「銘柄選定等に係るガイドライン」に基づき、当社が別に定める「銘柄の選定基準及び新規建て注文の受託禁止基準」により、当社が選定した銘柄（以下「米株信用取扱銘柄」といいます。）に限ります。</p> <p>なお、米株信用取扱銘柄は 1 か月に 1 回程度の頻度で更新し、当社ウェブサイト公表します。</p> <p>(8) 米国株式信用取引は、米ドル建てとします。また、米国株式信用取引の委託保証金（以下「委託保証金」といいます。）として受け入れることのできる金銭も米ドルに限ります。円貨による受け入れはできませんのでご注意ください。 追加保証金（追証）も米ドルでのご入金が必要となります。追加保証金（追証）の確定金額を当社ウェブサイトでご確認いただいた後に、証券総合口座の円貨から米ドルに交換するリアルタイム為替取引を行った場合には、為替取引の約定日・受渡日を考慮すると追加保証金の解消期限等に間に合わず、米国の銀行の休業日等があった場合には追加保証金差入期限にも間に合わない場合がありますので（追加保証金（追証）についての詳細は、「3. 必要委託保証金等（6）追加保証金（追証）の差し入れ」をご確認ください。）、外国証券取引口座の米ドルのお預り金（以下「米ドルお預り金」といいます。）には、余裕を持った金額（米ドル）をあらかじめご入金ください。また、住信 SBI ネット銀行からも外貨をご入金いただけますので、利用をご検討ください。</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 信用建玉の<b>売り</b>返済により利益相当額が発生した場合は、原則として決済と同時に委託保証金に算入いたします。</p> <p>(11) ~ (13) 省略</p> <p>(14) 米株信用取扱銘柄に合併、株式交換、株式移転、株式併合（減資）、上場廃止、株式分割が行われる場合、または有償増資、単元株式数の変更、会社分割、スピノフ（会社分割、子</p>

新(改定後)	旧(改定前)
<p>社株式分配等)及び現地ティッカーシンボルの変更等のコーポレートアクションが発生すると当社が合理的な根拠に基づき判断した場合には、対象となる銘柄に次のような措置が行われますので、当社ウェブサイトの『メッセージボックス』へのご連絡及び「本日の注意銘柄」を必ずご確認ください。</p> <p>①遅滞なく新規建てを停止いたします。 ②当社の裁量により返済期日を別途設けます(短縮します)。</p> <p>(15) 決済損の発生等により米ドルお預り金残高がマイナスとなり、<u>差入れ期限までに解消できなかった場合には、証券総合口座内の円貨の残高の有無にかかわらず自動的に為替取引(リアルタイム為替取引)が行われ(1米ドル当たり0.25円の為替スプレッドがかかります。)</u>、円貨を米ドルに交換のうえで当該マイナスの金額に充当いたします。当該為替取引の結果、証券総合口座の円貨の残高がマイナスとなった場合には、その金額を円貨でご入金いただく必要があります。</p> <p>(16) ~ (19) 変更なし</p> <p>(20) 当社の米国株式取引の取次先(現地証券会社)では、米国の各金融商品取引所や、ECN(電子証券取引ネットワーク)と呼ばれる一種の私設証券取引システム等から、原則として最良気配価格を提示する市場を自動的に判定して執行します。(米国株式現物取引と同じ。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●株式が上場している市場以外に発注されることがあります。</li> <li>●寄付前のご注文が上場市場の始値と合致する場合であっても、判定の結果、発注された市場によっては未約定、または上場市場の始値とは異なる価格での約定となることがあります。</li> <li>●<u>米国の各市場では寄付前、取引時間終了前に取消注文・訂正注文が受付されない時間帯が設定されている場合があります。そのため、取消注文・訂正注文が受付されない時間帯に取消注文・訂正注文いただいた場合、取消・訂正前の当初のご注文が先に約定する可能性がございますのでご注意ください。取消注文・訂正注文が受付されない時間帯は各取引所により異なります。例えば、NASDAQでは23時25分~23時30分(夏時間22時25分~22時30分)および5時55分~6時(夏時間4時55分~5時)、NYSE Arcaでは23時29分~23時30分(夏時間22時29分~22時30分)の取消注文・訂正注文は有効となりません。</u></li> </ul> <p><b>3.必要委託保証金等</b> <b>(1)委託保証金</b> 変更なし</p> <p><b>(2)委託保証金率</b> 委託保証金率とは、建玉代金合計に対する実質保証金の割合をいいます。 (計算式) 委託保証金率(%) = (委託保証金現金合計 - 支払諸経費 * 1 - 建玉の評価損益合計 * 2 ± 受渡未到来の決済損益合計 * 3) ÷ 建玉代金合計 × 100</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 1 お客様が支払う経費(米国株式信用取引の委託手数料・金利・<u>貸株料</u>・管理費)の合計です。(以下「支払諸経費」において同じ。)</li> <li>* 2 「建玉の評価損益合計」がマイナス(損)の場合のみ差引き、プラス(益)の場合は、「建玉の評価損益合計」はゼロとして計算します。(以下「建玉の評価損益合計」において同じ。)</li> <li>* 3 「受渡未到来の決済損益合計」がマイナス(損)の場合は減算(-)し、プラス(益)の場合は加算(+)して計算します。(以下「受渡未到来の決済損益合計」において同じ。)</li> </ul>	<p>会社株式分配等)及び現地ティッカーシンボルの変更等のコーポレートアクションが発生すると当社が合理的な根拠に基づき判断した場合には、対象となる銘柄に次のような措置が行われますので、当社ウェブサイトの『メッセージボックス』へのご連絡及び「本日の注意銘柄」を必ずご確認ください。</p> <p>①遅滞なく新規建てを停止いたします。 ②当社の裁量により返済期限を別途設けます(短縮します)。</p> <p>(15) 決済損の発生等により米ドルお預り金残高がマイナスとなった場合には、証券総合口座内の円貨の残高の有無にかかわらず自動的に為替取引(リアルタイム為替取引)が行われ(1米ドル当たり0.25円の為替スプレッドがかかります。)、円貨を米ドルに交換のうえで当該マイナスの金額に充当いたします。当該為替取引の結果、証券総合口座の円貨の残高がマイナスとなった場合には、その金額を円貨でご入金いただく必要があります。</p> <p>(16) ~ (19) 省略</p> <p>(20) 当社の米国株式取引の取次先(現地証券会社)では、米国の各金融商品取引所や、ECN(電子証券取引ネットワーク)と呼ばれる一種の私設証券取引システム等から、原則として最良気配価格を提示する市場を自動的に判定して執行します。(米国株式現物取引と同じ。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●株式が上場している市場以外に発注されることがあります。</li> <li>●寄付前のご注文が上場市場の始値と合致する場合であっても、判定の結果、発注された市場によっては未約定、または上場市場の始値とは異なる価格での約定となることがあります。</li> <li>●<u>寄付前のご注文が、判定の結果 NASDAQ に発注されている場合、日本時間 23 時 25 分~30 分(夏時間 22 時 25 分~30 分)の間は、NASDAQ のルールにより、注文訂正及び注文取消は有効となりません。当該時間帯にお客様から注文訂正または注文取消を発注された場合、23 時 30 分(夏時間 22 時 30 分)以降にお客様の注文訂正または注文取消が NASDAQ 市場で有効となります。このため、当初のご注文が先に約定した場合には、注文訂正または注文取消が無効となります。</u></li> </ul> <p><b>3.必要委託保証金等</b> <b>(1)委託保証金</b> 省略</p> <p><b>(2)委託保証金率</b> 委託保証金率とは、建玉代金合計に対する実質保証金の割合をいいます。 (計算式) 委託保証金率(%) = (委託保証金現金合計 - 支払諸経費 * 1 - 建玉の評価損益合計 * 2 ± 受渡未到来の決済損益合計 * 3) ÷ 建玉代金合計 × 100</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 1 お客様が支払う経費(米国株式信用取引の委託手数料・金利・管理費)の合計です。(以下「支払諸経費」において同じ。)</li> <li>* 2 「建玉の評価損益合計」がマイナス(損)の場合のみ差引き、プラス(益)の場合は、「建玉の評価損益合計」はゼロとして計算します。(以下「建玉の評価損益合計」において同じ。)</li> <li>* 3 「受渡未到来の決済損益合計」がマイナス(損)の場合は減算(-)し、プラス(益)の場合は加算(+)して計算します。(以下「受渡未到来の決済損益合計」において同じ。)</li> </ul>

新(改定後)	旧(改定前)												
<p><b>(3) 信用建余力</b> 変更なし</p> <p><b>(4) 新規建の範囲</b> 新規建は信用建余力の範囲内で行うことができます。原則として、建玉限度額を超えることとなる新規建の注文は行うことができません。信用建余力は当社ウェブサイト上に表示いたします。 なお、注文時点で概算約定金額の米ドル金額を信用建余力から拘束し、約定後に実際の約定金額等との差額を開放または拘束します。<u>概算約定金額の計算は売建・買建の別でそれぞれ異なりますのでご注意ください。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>売買の別</th> <th>計算式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>買建</td> <td>注文単価 × 株数</td> </tr> <tr> <td>売建</td> <td>基準価格※1 × 上乗せレート※2 × 株数</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 基準価格は、注文単価または株価（直近価格または前日終値）のいずれか高い方の価格となります。 ※2 上乗せレートは、115%とします。</p> <p><b>(5) 新規建時の最低委託保証金</b> 変更なし</p> <p><b>(6) 新規建不足</b> 米国市場では、国内株式市場と異なり1日の制限値幅がないため、急激な相場変動等によって注文受注時に拘束した信用建余力以上の金額で約定する可能性があります。当該約定の結果、委託保証金率が50%を下回る場合（以下「新規建不足」といいます。）には、50%を回復するまで委託保証金を差入れていただきます。なお、当該50%の数値は、当社独自の判断により変更することがあります。新規建不足は、当社ウェブサイト上に表示いたしますので、必ずご確認ください。 新規建不足が発生した場合には、国内受渡日（国内約定日から起算して3営業日目）までに、以下①～④のいずれか（または組み合わせ）の方法により解消いただく必要があります。なお、各方法により対応いただく時限が異なりますので十分ご注意ください。 ①円お預り金で為替取引を行ったうえで米ドルお預り金から振替（※1、2、3） ②米ドルお預り金（出金可能額）から振替（※3） ③住信 SBI ネット銀行からの外貨入金（米ドル）（※4、5） ④建玉（新規建不足の原因となった建玉以外）の全部または一部の反対売買による決済（※6、7）</p> <p>※1 為替取引日の当日には委託保証金に反映しません。最短でも翌国内営業日となります。また、為替取引後にお客様ご自身で米ドルお預り金から委託保証金への振替が必要です。為替取引を行っていただいた後、すぐには委託保証金への振替ができません。為替取引後、米ドルお預り金から委託保証金への振替が可能となる時間は下表のとおりです。為替取引についての詳細は、別に定める「為替取引に関する説明書」をご確認ください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>為替取引の時間</th> <th>米ドルお預り金から委託保証金への振替が可能となる時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎国内営業日 0 時～15 時より前*1 （月曜日は 7 時～）</td> <td>為替取引日当日 17 時 30 分以降 （為替取引日の翌国内営業日が米国の銀行の休業日の場合、当該翌国内営業日 17 時 30 分以降）</td> </tr> <tr> <td>・毎国内営業日 15 時～24 時*2 ・土曜日 0 時～6 時 30 分*3 ・国内祝日 0 時～24 時（終日）</td> <td>為替取引日の翌国内営業日 17 時 30 分以降 （為替取引日の翌々国内営業日が米国の銀行の休業日の場合、当該翌々国内営業日 17 時 30 分以降）</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 6 時 30 分～7 時（夏時間 5 時 30 分～6 時）は、定期シス</p>	売買の別	計算式	買建	注文単価 × 株数	売建	基準価格※1 × 上乗せレート※2 × 株数	為替取引の時間	米ドルお預り金から委託保証金への振替が可能となる時間	毎国内営業日 0 時～15 時より前*1 （月曜日は 7 時～）	為替取引日当日 17 時 30 分以降 （為替取引日の翌国内営業日が米国の銀行の休業日の場合、当該翌国内営業日 17 時 30 分以降）	・毎国内営業日 15 時～24 時*2 ・土曜日 0 時～6 時 30 分*3 ・国内祝日 0 時～24 時（終日）	為替取引日の翌国内営業日 17 時 30 分以降 （為替取引日の翌々国内営業日が米国の銀行の休業日の場合、当該翌々国内営業日 17 時 30 分以降）	<p><b>(3) 信用建余力</b> 省略</p> <p><b>(4) 新規建の範囲</b> 新規建は信用建余力の範囲内で行うことができます。原則として、建玉限度額を超えることとなる新規建の注文は行うことができません。信用建余力は当社ウェブサイト上に表示いたします。 なお、注文時点で概算約定金額（<u>注文単価 × 株数</u>）の米ドル金額を信用建余力から拘束し、約定後に実際の約定金額等との差額を開放または拘束します。</p> <p><b>(5) 新規建時の最低委託保証金</b> 省略</p> <p>新設</p>
売買の別	計算式												
買建	注文単価 × 株数												
売建	基準価格※1 × 上乗せレート※2 × 株数												
為替取引の時間	米ドルお預り金から委託保証金への振替が可能となる時間												
毎国内営業日 0 時～15 時より前*1 （月曜日は 7 時～）	為替取引日当日 17 時 30 分以降 （為替取引日の翌国内営業日が米国の銀行の休業日の場合、当該翌国内営業日 17 時 30 分以降）												
・毎国内営業日 15 時～24 時*2 ・土曜日 0 時～6 時 30 分*3 ・国内祝日 0 時～24 時（終日）	為替取引日の翌国内営業日 17 時 30 分以降 （為替取引日の翌々国内営業日が米国の銀行の休業日の場合、当該翌々国内営業日 17 時 30 分以降）												

新(改定後)

旧(改定前)

テムメンテナンスのため為替取引をご利用いただけません。  
 \*2 毎日 19 時～19 時 30 分は、定期システムメンテナンスのため為替取引をご利用いただけません。  
 \*3 夏時間の場合には、5 時 30 分となります。  
 ※2 新規建不足の原因となった建玉の国内約定日の翌国内営業日の 15 時より前に為替取引を行う必要があります。更に、為替取引を行った後、解消期限の日の 17 時 30 分より前に、お客様ご自身で米ドルお預り金から委託保証金への振替指示が必要となります。

為替取引の時間	振替可能時間	解消の可否
国内約定日の 15 時より前の為替取引	国内約定日の 17 時 30 分以降*1	解消期限に間に合う
国内約定日の 15 時以降、国内約定日の翌国内営業日の 15 時より前の為替取引	国内約定日の翌国内営業日の 17 時 30 分以降	解消期限に間に合う*2

\*1 国内約定日の翌国内営業日が米国の銀行の休業日の場合には、国内約定日の翌国内営業日の 17 時 30 分以降  
 \*2 国内約定日の 2 国内営業日後（新規建不足の原因となった建玉の国内受渡日）が米国の銀行の休業日の場合には、解消期限に間に合いません。別の方法でのご入金が必要です。  
 ●国内約定日の翌国内営業日（国内約定日の 2 国内営業日後（国内受渡日）が米国の銀行の休業日の場合には国内約定日の 15 時以降に当社で為替取引を行うと、解消期限に間に合いません。別の方法でのご入金が必要です。

※3 国内営業日 17 時 30 分までに受け付けた米ドルお預り金の振替は、当日に反映しますが、同時刻を過ぎて受け付けた振替は、翌国内営業日の反映となります。解消期限の日の 17 時 30 分より前に、お客様ご自身での振替指示が必要となります。

※4 住信 SBI ネット銀行からの外貨入金の入金先に「米株信用取引保証金」を指定した場合に限ります。なお、米ドルお預り金不足（マイナス）が発生している場合、当該不足額を解消したうえで、ご入金ください。

※5 国内営業日 15 時までに当社が着金を確認した場合は当日付で反映しますが、同時刻を過ぎた場合は、翌国内営業日付での反映となります。解消期限の日の 15 時より前に、お客様ご自身の入金指示が必要となります。

※6 建玉代金の 50%相当額を新規建不足額に充当できます。解消期限の日までに現地営業日が無かった場合には、決済を行うことができず、この方法では解消期限までの入金できません。別の方法でのご入金が必要です。

※7 新規建不足の発生原因となった建玉を返済しても不足額に充当できません。また、決済益も新規建不足額に充当できません。

- 新規建不足は、その後の株価の値上がり等により委託保証金率が 50%を回復した場合でも、解消とはなりません。ご入金等による新規建不足の解消が必要となります。
- 当社にて新規建不足の解消が確認できない場合には、その後の新規建のご注文及び現物株式等の買付けのご注文はお受けできません。

なお、新規建のご注文及び現物株式等の買付け注文停止措置は、新規建不足解消後の翌国内営業日に解除されます。当該解除日の前国内営業日のカスタマーサービスセンターの営業時間中（年末年始を除く平日 8 時～17 時）に新規建不足を解消された場合には、カスタマーサービスセンターにご連絡いただくことで、現物株式等の買付け注文停止措置を解除することもできます。

新規建不足の解消が確認できないことにより行われた取引制限を解除するには、改めて審査が必要となる場合があります。

新(改定後)

(7) 追加保証金(追証)の差し入れ

建玉の評価損の拡大等により、現地取引終了後のお客様の委託保証金率が30%を下回った場合には、30%を回復するまで追加保証金を差し入れていただきます。なお、当該30%の数値は、当社独自の判断により変更することがあります。

追加保証金は、各現地取引日の取引時間終了後(日本時間の朝9時頃)に概算判定された金額が通知され、当該現地取引日の翌国内営業日(追証確定日)のシステムメンテナンス終了後の19時30分頃に諸経費が加味された確定金額を当社ウェブサイト上に表示いたしますので、必ずご確認ください。

追加保証金が解消しない場合、全ての建玉は**反対売買**にて決済されます(下記(8)参照)。追加保証金が発生した場合には、追証解消期限(追証確定日の翌国内営業日)までに、以下①～④のいずれか(または組み合わせ)の方法により解消いただく必要があります。なお、各方法により対応いただく時限が異なりますので十分ご注意ください。また、当社にて追加保証金の解消が確認できない場合には、その後の新規建のご注文はお受けしませんのであらかじめご了承ください。

- ①円お預り金で為替取引を行ったうえで米ドルお預り金から振替(※1、2、3)
- ②米ドルお預り金(出金可能額)から振替(※3)
- ③住信SBIネット銀行からの外貨入金(米ドル)(※4、5)
- ④建玉の全部または一部の**反対売買**による決済(※6、7)

※1 為替取引日の当日には委託保証金に反映しません。最短でも翌国内営業日となります。また、為替取引後にお客様ご自身で米ドルお預り金から委託保証金への振替が必要です。為替取引を行っていただいた後、すぐには委託保証金への振替ができません。為替取引後、米ドルお預り金から委託保証金への振替が可能となる時間は下表のとおりです。為替取引についての詳細は、別に定める「為替取引に関する説明書」をご確認ください。

為替取引の時間	米ドルお預り金から委託保証金への振替が可能となる時間
毎国内営業日 0時～15時より前*1 (月曜日は7時～)	為替取引日当日 17時30分以降 (為替取引日の翌国内営業日が米国の銀行の休業日の場合、当該翌国内営業日 17時30分以降)
・毎国内営業日 15時～24時*2 ・土曜日 0時～6時30分*3 ・国内祝日 0時～24時(終日)	為替取引日の翌国内営業日 17時30分以降 (為替取引日の翌々国内営業日が米国の銀行の休業日の場合、当該翌々国内営業日 17時30分以降)

\*1 6時30分～7時(夏時間5時30分～6時)は、定期システムメンテナンスのため為替取引をご利用いただけません。

\*2 毎日19時～19時30分は、定期システムメンテナンスのため為替取引をご利用いただけません。

\*3 夏時間の場合には、5時30分となります。

※2 概算判定された金額が表示されたタイミング(追証確定日の9時頃)以降、同日15時より前のタイミングで為替取引を行う必要があります。為替取引を行った後、同日17時30分以降、翌国内営業日17時30分より前に、お客様ご自身で米ドルお預り金から委託保証金への振替指示が必要となります。

●追証確定日の15時以降や追加保証金の確定金額が画面表示された後(追証確定日のシステムメンテナンス終了後の19時30分頃)に当社で為替取引を行うと、米ドルお預り金から委託保証金の振替が可能となるのは、最短で翌々国内営

旧(改定前)

(6) 追加保証金(追証)の差し入れ

建玉の評価損の拡大等により、現地取引終了後のお客様の委託保証金率が30%を下回った場合には、30%を回復するまで追加保証金を差し入れていただきます。なお、当該30%の数値は、当社独自の判断により変更することがあります。

追加保証金は、各現地取引日の取引時間終了後(日本時間の朝9時頃)に概算判定された金額が通知され、当該現地取引日の翌国内営業日(追証確定日)のシステムメンテナンス終了後の19時30分頃に諸経費が加味された確定金額を当社ウェブサイト上に表示いたしますので、必ずご確認ください。

追加保証金が解消しない場合、全ての建玉は**売り返済**にて決済されます(下記(9)参照)。追加保証金が発生した場合には、追証解消期限(追証確定日の翌国内営業日)までに、以下①～④のいずれか(または組み合わせ)の方法により解消いただく必要があります。なお、各方法により対応いただく時限が異なりますので十分ご注意ください。また、当社にて追加保証金の解消が確認できない場合には、その後の新規建のご注文はお受けしませんのであらかじめご了承ください。

- ①円お預り金で為替取引を行ったうえで米ドルお預り金から振替(※1、2、3)
- ②米ドルお預り金(出金可能額)から振替(※3)
- ③住信SBIネット銀行からの外貨入金(米ドル)(※4、5)
- ④建玉の全部または一部の**売り返済**による決済(※6、7)

※1 為替取引日の当日には委託保証金に反映しません。最短でも翌国内営業日となります。また、為替取引後にお客様ご自身で米ドルお預り金から委託保証金への振替が必要です。為替取引を行っていただいた後、すぐには委託保証金への振替ができません。為替取引後、米ドルお預り金から委託保証金への振替が可能となる時間は下表のとおりです。為替取引についての詳細は、別に定める「為替取引に関する説明書」をご確認ください。

為替取引の時間	米ドルお預り金から委託保証金への振替が可能となる時間
毎国内営業日 0時～15時より前*1 (月曜日は7時～)	為替取引日当日 17時30分以降 (為替取引日の翌国内営業日が米国の銀行の休業日の場合、当該翌国内営業日 17時30分以降)
・毎国内営業日 15時～24時*2 ・土曜日 0時～6時30分*3 ・国内祝日 0時～24時(終日)	為替取引日の翌国内営業日 17時30分以降 (為替取引日の翌々国内営業日が米国の銀行の休業日の場合、当該翌々国内営業日 17時30分以降)

\*1 6時30分～7時(夏時間5時30分～6時)は、定期システムメンテナンスのため為替取引をご利用いただけません。

\*2 毎日19時～19時30分は、定期システムメンテナンスのため為替取引をご利用いただけません。

\*3 夏時間の場合には、5時30分となります。

※2 概算判定された金額が表示されたタイミング(追証確定日の9時頃)以降、同日15時より前のタイミングで為替取引を行う必要があります。為替取引を行った後、同日17時30分以降、翌国内営業日17時30分より前に、お客様ご自身で米ドルお預り金から委託保証金への振替指示が必要となります。

●追証確定日の15時以降や追加保証金の確定金額が画面表示された後(追証確定日のシステムメンテナンス終了後の19時30分頃)に当社で為替取引を行うと、米ドルお預り金から委託保証金の振替が可能となるのは、最短で翌々国内

新(改定後)	旧(改定前)				
<p>業日の 17 時 30 分以降となりますので、追証解消期限に間に合いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●概算判定された金額に諸経費が加算された金額が確定の追加保証金となりますので、概算金額と同額では必要入金額に不足しますので、余裕を持った金額で為替取引を行ってください。</li> <li>●追証確定日の翌国内営業日が米国の銀行の休業日に該当する場合、為替取引の受渡が行われないことから、この方法では追証解消期限までの入金できません。別の方法でのご入金が必要です。</li> </ul> <p>※3 国内営業日 17 時 30 分までに受け付けた米ドルお預り金の振替は、当日に反映しますが、同時刻を過ぎて受け付けた振替は、翌国内営業日の反映となります。追証解消期限の日の 17 時 30 分より前に、お客様ご自身での振替指示が必要となります。</p> <p>※4 住信 SBI ネット銀行からの外貨入金の入金先に「米株信用取引保証金」を指定した場合に限ります。なお、米ドルお預り金不足（マイナス）が発生している場合には、当該不足額を解消したうえでご入金ください。</p> <p>※5 国内営業日 15 時まで当社が着金を確認した場合は当日付で反映しますが、同時刻を過ぎた場合は、翌国内営業日付での反映となります。追証解消期限の日の 15 時より前に、お客様ご自身での入金指示が必要となります。</p> <p>※6 信用建玉の<b>反対売買</b>による決済を行った際は、当該建玉代金の 30%相当額を追加保証金額に充当できます。追証確定日以降追証解消期限の日までに現地営業日が無かった場合には、決済を行うことができず、この方法では追証解消期限までの入金できません。別の方法でのご入金が必要です。</p> <p>※7 信用建玉の<b>反対売買</b>により発生した決済益は、追加保証金額には充当できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●追加保証金は、その後の株価の値上がり等により委託保証金率が 30%を回復した場合でも、解消とはなりません。ご入金等による追加保証金の解消が必要となります。</li> <li>●追加保証金が発生した場合には、その後の新規建のご注文はお受けできません。また、追証解消期限までに、追加保証金の解消が当社にて確認ができない間は、現物株式等の買付けのご注文及び出金はお受けしません。</li> <li>●追証解消期限までに、追加保証金の解消が確認できないことにより行われた取引制限を解除するには、改めて審査が必要となる場合があります。</li> </ul> <p><b>(8) 強制返済</b></p> <p>追証解消期限（追証確定日の翌国内営業日）の翌国内営業日 17 時 30 分（追加保証金差入期限）までに、当社にて追加保証金の解消が確認できない場合、お客様の計算において、その方法、時期、場所、価格等は全て当社の裁量で全ての建玉を<b>反対売買</b>にて決済いたします。</p> <p>追証解消期限に間に合わなかった場合に、追加保証金差入期限までに追加保証金を解消する方法は、下表のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="124 1792 775 2110"> <tr> <td data-bbox="124 1792 335 2110">円お預り金で為替取引を行ったうえで米ドルお預り金から振替</td> <td data-bbox="335 1792 775 2110">追証確定日の 15 時以降、追証解消期限の日の 15 時より前のタイミングで為替取引を行う必要があります。追証解消期限の日の 15 時より前に為替取引を行った後、同日 17 時 30 分以降、翌国内営業日 17 時 30 分より前に、お客様ご自身で米ドルお預り金から委託保証金への振替指示が必要となります。為替取引を行っていた後、すぐには委託保証金への振替ができませんので十分ご注意ください。</td> </tr> </table>	円お預り金で為替取引を行ったうえで米ドルお預り金から振替	追証確定日の 15 時以降、追証解消期限の日の 15 時より前のタイミングで為替取引を行う必要があります。追証解消期限の日の 15 時より前に為替取引を行った後、同日 17 時 30 分以降、翌国内営業日 17 時 30 分より前に、お客様ご自身で米ドルお預り金から委託保証金への振替指示が必要となります。為替取引を行っていた後、すぐには委託保証金への振替ができませんので十分ご注意ください。	<p>営業日の 17 時 30 分以降となりますので、追証解消期限に間に合いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●概算判定された金額に諸経費が加算された金額が確定の追加保証金となりますので、概算金額と同額では必要入金額に不足しますので、余裕を持った金額で為替取引を行ってください。</li> <li>●追証確定日の翌国内営業日が米国の銀行の休業日に該当する場合、為替取引の受渡が行われないことから、この方法では追証解消期限までの入金できません。別の方法でのご入金が必要です。</li> </ul> <p>※3 国内営業日 17 時 30 分までに受け付けた米ドルお預り金の振替は、当日に反映しますが、同時刻を過ぎて受け付けた振替は、翌国内営業日の反映となります。追証解消期限の日の 17 時 30 分より前に、お客様ご自身での振替指示が必要となります。</p> <p>※4 住信 SBI ネット銀行からの外貨入金の入金先に「米株信用取引保証金」を指定した場合に限ります。なお、米ドルお預り金不足（マイナス）が発生している場合には、当該不足額を解消したうえでご入金ください。</p> <p>※5 国内営業日 15 時まで当社が着金を確認した場合は当日付で反映しますが、同時刻を過ぎた場合は、翌国内営業日付での反映となります。追証解消期限の日の 15 時より前に、お客様ご自身での入金指示が必要となります。</p> <p>※6 信用建玉の<b>売り返済</b>による決済を行った際は、当該建玉代金の 30%相当額を追加保証金額に充当できます。追証確定日以降追証解消期限の日までに現地営業日が無かった場合には、決済を行うことができず、この方法では追証解消期限までの入金できません。別の方法でのご入金が必要です。</p> <p>※7 信用建玉の<b>売り返済</b>により発生した決済益は、追加保証金額には充当できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●追加保証金は、その後の株価の値上がり等により委託保証金率が 30%を回復した場合でも、解消とはなりません。ご入金等による追加保証金の解消が必要となります。</li> <li>●追加保証金が発生した場合には、その後の新規建のご注文はお受けできません。また、追証解消期限までに、追加保証金の解消が当社にて確認ができない間は、現物株式等の買付けのご注文及び出金はお受けしません。</li> <li>●追証解消期限までに、追加保証金の解消が確認できないことにより行われた取引制限を解除するには、改めて審査が必要となる場合があります。</li> </ul> <p><b>(7) 強制返済</b></p> <p>追証解消期限（追証確定日の翌国内営業日）の翌国内営業日 17 時 30 分（追加保証金差入期限）までに、当社にて追加保証金の解消が確認できない場合、お客様の計算において、その方法、時期、場所、価格等は全て当社の裁量で全ての建玉を<b>売り返済</b>にて決済いたします。</p> <p>追証解消期限に間に合わなかった場合に、追加保証金差入期限までに追加保証金を解消する方法は、下表のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="810 1792 1461 2110"> <tr> <td data-bbox="810 1792 1021 2110">円お預り金で為替取引を行ったうえで米ドルお預り金から振替</td> <td data-bbox="1021 1792 1461 2110">追証確定日の 15 時以降、追証解消期限の日の 15 時より前のタイミングで為替取引を行う必要があります。追証解消期限の日の 15 時より前に為替取引を行った後、同日 17 時 30 分以降、翌国内営業日 17 時 30 分より前に、お客様ご自身で米ドルお預り金から委託保証金への振替指示が必要となります。為替取引を行っていた後、すぐには委託保証金への振替ができませんので十分ご注意ください。</td> </tr> </table>	円お預り金で為替取引を行ったうえで米ドルお預り金から振替	追証確定日の 15 時以降、追証解消期限の日の 15 時より前のタイミングで為替取引を行う必要があります。追証解消期限の日の 15 時より前に為替取引を行った後、同日 17 時 30 分以降、翌国内営業日 17 時 30 分より前に、お客様ご自身で米ドルお預り金から委託保証金への振替指示が必要となります。為替取引を行っていた後、すぐには委託保証金への振替ができませんので十分ご注意ください。
円お預り金で為替取引を行ったうえで米ドルお預り金から振替	追証確定日の 15 時以降、追証解消期限の日の 15 時より前のタイミングで為替取引を行う必要があります。追証解消期限の日の 15 時より前に為替取引を行った後、同日 17 時 30 分以降、翌国内営業日 17 時 30 分より前に、お客様ご自身で米ドルお預り金から委託保証金への振替指示が必要となります。為替取引を行っていた後、すぐには委託保証金への振替ができませんので十分ご注意ください。				
円お預り金で為替取引を行ったうえで米ドルお預り金から振替	追証確定日の 15 時以降、追証解消期限の日の 15 時より前のタイミングで為替取引を行う必要があります。追証解消期限の日の 15 時より前に為替取引を行った後、同日 17 時 30 分以降、翌国内営業日 17 時 30 分より前に、お客様ご自身で米ドルお預り金から委託保証金への振替指示が必要となります。為替取引を行っていた後、すぐには委託保証金への振替ができませんので十分ご注意ください。				

新(改定後)		旧(改定前)	
	●追加保証金差入期限の日が米国の銀行の休業日に該当する場合、為替取引の受渡が行われないことから、この方法では差入期限までの入金できません。別の方法でのご入金が必要です。		●追加保証金差入期限の日が米国の銀行の休業日に該当する場合、為替取引の受渡が行われないことから、この方法では差入期限までの入金できません。別の方法でのご入金が必要です。
米ドルお預り金 (出金可能額) からの振替	追加保証金差入期限の日の17時30分より前に、お客様 yourself で米ドルお預り金から委託保証金への振替指示が必要となります。	米ドルお預り金 (出金可能額) からの振替	追加保証金差入期限の日の17時30分より前に、お客様 yourself で米ドルお預り金から委託保証金への振替指示が必要となります。
住信 SBI ネット銀行からの外貨入金 (米ドル)	追加保証金差入期限の日の15時より前に、お客様 yourself で住信 SBI ネット銀行からの外貨入金の入金先に「米株信用取引保証金」を指定してのご入金が必要となります。	住信 SBI ネット銀行からの外貨入金 (米ドル)	追加保証金差入期限の日の15時より前に、お客様 yourself で住信 SBI ネット銀行からの外貨入金の入金先に「米株信用取引保証金」を指定してのご入金が必要となります。
建玉の全部または一部の <b>反対売買</b> による決済	追証解消期限の日の現地営業日に信用建玉の決済を行った場合は、当該建玉代金の30%相当額を追加保証金額に充当できます。  ●追証解消期限の日以降追加保証金差入期限までに現地営業日が無かった場合には、決済を行うことができません、この方法では追証解消期限差入期限までの入金できません。別の方法でのご入金が必要です。	建玉の全部または一部の <b>売り返済</b> による決済	追証解消期限の日の現地営業日に信用建玉の決済を行った場合は、当該建玉代金の30%相当額を追加保証金額に充当できます。  ●追証解消期限の日以降追加保証金差入期限までに現地営業日が無かった場合には、決済を行うことができません、この方法では追証解消期限差入期限までの入金できません。別の方法でのご入金が必要です。

なお、強制返済により決済損が発生し、委託保証金現金で当該決済損を充当できず米ドルお預り金不足(マイナス)が発生する場合は、「5. 前受制・前受制の例外 (3) 米ドルお預り金不足(マイナス)の充当」に記載の方法で、不足金額をご入金いただく必要があります。

#### 4.取引

##### (1) 新規建

新規建は、信用建余力の範囲内で行うことができます。原則として、建玉限度額を超えることとなる新規建のご注文は行うことができません。信用建余力は、当社ウェブサイト上に表示いたします。

信用建余力については、「3. 必要委託保証金等 (3) 信用建余力」をご確認ください。

①信用建余力の範囲内での新規建のご注文であっても、急激な相場変動等によって、結果として委託保証金率が50%を下回る場合があります(新規建不足)。

新規建不足については、「3. 必要委託保証金等 (6) 新規建不足」をご確認ください。

②一回の注文当たりの新規建可能額は、当社の定める金額とします。当社ウェブサイトをご確認ください。

建玉制限は当社独自の判断により変更される場合、また、与信管理の観点から銘柄別の他、お客様毎に変更する場合があります。

③米株信用売建可能銘柄は、当社において銘柄毎に上限株数を設定するため、株不足となった場合は、お客様の一回の注文当たりの新規建可能額内のご注文であっても受付できません。なお、米株信用売建可能銘柄の売建可能数量等の詳細は、当社ウェブサイトをご確認ください。

④米株信用売建可能銘柄の新規売建注文は、当社事由により株券等の調達が困難またはその恐れがあると判断した場合には失効します。

⑤米国株式信用取引の売付けを行う場合、アメリカ合衆国の現地法令に基づき価格規制を受けることがありますので、ご注意ください。

⑥委託保証金率の変更が行われた銘柄について、変更前に発注さ

なお、強制返済により決済損が発生し、委託保証金現金で当該決済損を充当できず米ドルお預り金不足(マイナス)が発生する場合は、「5. 前受制・前受制の例外 (3) 米ドルお預り金不足(マイナス)の充当」に記載の方法で、不足金額をご入金いただく必要があります。

#### 4.取引

##### (1) 新規建

新規建は、信用建余力の範囲内で行うことができます。原則として、建玉限度額を超えることとなる新規建のご注文は行うことができません。信用建余力は、当社ウェブサイト上に表示いたします。

信用建余力については、「3. 必要委託保証金等 (3) 信用建余力」をご確認ください。

##### 新設

①一回の注文当たりの新規建可能額は、当社の定める金額とします。当社ウェブサイトをご確認ください。

建玉制限は当社独自の判断により変更される場合、また、与信管理の観点から銘柄別の他、お客様毎に変更する場合があります。

##### 新設

②委託保証金率の変更が行われた銘柄について、変更前に発注さ

新(改定後)	旧(改定前)
<p>れた未約定のご注文がある場合には当該注文は失効します。</p> <p>⑦注文の制限等が必要と当社が判断した米株信用取扱銘柄については、新規建てを制限する他、受注済みのご注文を失効させる場合があります。</p> <p>⑧米株信用取扱銘柄に、合併、株式交換、株式移転、株式分割、株式併合（減資）、上場廃止、スピノフ（会社分割、子会社株式分配等）等及び現地ティッカーシンボルの変更等（以下「権利処理」といいます。）を当社が認識後、遅滞なく当該銘柄の新規建てを停止します。なお、当該新規建て停止措置は、当該銘柄の当該権利処理の完了を当社が確認した時点で解除します。</p> <p>⑨米株信用取扱銘柄の上場廃止を当社が認識後、遅滞なく当該銘柄の新規建てを停止します。</p> <p>⑩約定後に米国株式信用取引から現物取引への変更はできません。</p> <p><b>(2) 返済期日・返済期限</b> 当社米国株式信用取引では、<u>取引区分毎に下記のとおり返済期日が異なります。</u> <u>【返済期日】</u> <u>信用買建：原則、無期限</u> <u>信用売建：新規建国内約定日より6ヵ月目の応当日</u></p> <p><u>なお、お客様ご自身で決済ができる返済期限は、返済期日の前国内営業日の前現地取引日までとなります。</u> <u>また、以下に定める場合等には、当社の裁量により返済期日を別途設けます（短縮します）。その場合には、当社ウェブサイトの『メッセージボックス』等に返済期限をご連絡いたします。ただし、コーポレートアクション等の公表タイミング次第では、返済期限と『メッセージボックス』等のご連絡が前後する場合があります。</u></p> <p>①建玉の銘柄について合併、株式交換、株式移転、株式併合（減資）、上場廃止、スピノフ（会社分割、子会社株式分配等）及び現地ティッカーシンボルの変更等のコーポレートアクションが発生すると当社が合理的な根拠に基づき判断した場合。 なお、返済期限到来後にコーポレートアクションの中止等が発生した場合であっても、<u>お客様の建玉は復元されませんのでご了承ください。</u></p> <p>②法令諸規則及びその他関係諸規則の変更または監督官庁等の指示等により、返済期日を設ける必要が生じた場合。</p> <p>③当社が独自の判断により返済期日を設ける場合。ただし、この場合には原則として、<u>信用買建の場合には3ヵ月前までに、信用売建の場合には返済期限の前国内営業日までに、その旨を通知いたします。</u></p> <p><b>(3) 返済方法</b> <u>買建の場合は売り返済（転売）、売建の場合は買い返済（買戻し）を行い、差金により決済いただきます。売り返済（転売）・買い返済（買戻し）は、委託保証金率に関係なくお申し込みいただけます。建玉の決済方法は<u>反対売買</u>に限り、現引・<u>現渡</u>による決済はできません。</u> なお、決済損のうち委託保証金現金で充当されなかった損金額は、米ドルお預り金から出金されます。当該出金額が米ドルお預り金から充当できず、米ドルお預り金不足（マイナス）となった場合の、米ドルお預り金への入金方法は「5. 前受制・前受制の例外 (3) 米ドルお預り金不足（マイナス）の充当」をご確認ください。</p> <p><b>(4) 返済期限までに決済されない場合のお取扱い</b> 返済期限までに決済されない場合、お客様の計算において、その方法、時期、場所、価格等は全て当社の裁量で建玉を<u>反対売買</u>にて決済いたします。</p>	<p>れた未約定のご注文がある場合には当該注文は失効します。</p> <p>③注文の制限等が必要と当社が判断した米株信用取扱銘柄については、新規建てを制限する他、受注済みのご注文を失効させる場合があります。</p> <p>④米株信用取扱銘柄に、合併、株式交換、株式移転、株式分割、株式併合（減資）、上場廃止、スピノフ（会社分割、子会社株式分配等）等及び現地ティッカーシンボルの変更等（以下「権利処理」といいます。）を当社が認識後、遅滞なく当該銘柄の新規建てを停止します。なお、当該新規建て停止措置は、当該銘柄の当該権利処理の完了を当社が確認した時点で解除します。</p> <p>⑤米株信用取扱銘柄の上場廃止を当社が認識後、遅滞なく当該銘柄の新規建てを停止します。</p> <p>⑥約定後に米国株式信用取引から現物取引への変更はできません。</p> <p><b>(2) 返済期限</b> 当社米国株式信用取引では、<u>信用買建の返済期限は原則として無期限ですが、</u></p> <p><u>なお、以下に定める場合等には、当社の裁量により返済期限を別途設けます（短縮します）。その場合には、当社ウェブサイトの『メッセージボックス』等に返済期限をご連絡いたしますので、各返済期限（現地約定日）までに売り返済による決済を行っていただく必要があります。ただし、コーポレートアクション等の公表タイミング次第では、返済期限と『メッセージボックス』等のご連絡が前後する場合があります。</u></p> <p>①建玉の銘柄について合併、株式交換、株式移転、株式併合（減資）、上場廃止、スピノフ（会社分割、子会社株式分配等）及び現地ティッカーシンボルの変更等のコーポレートアクションが発生すると当社が合理的な根拠に基づき判断した場合。 なお、返済期限到来後にコーポレートアクションの中止等が発生した場合であっても、<u>お客様の建玉は復元されませんのでご了承ください。</u></p> <p>②法令諸規則及びその他関係諸規則の変更または監督官庁等の指示等により、返済期限を設ける必要が生じた場合。</p> <p>③当社が独自の判断により返済期限を設ける場合。ただし、この場合には原則として、3ヵ月前までにその旨を通知いたします。</p> <p><b>(3) 返済方法</b> 売り返済（転売）を行い、差金により決済いただきます。売り返済（転売）は、委託保証金率に関係なくお申し込みいただけます。建玉の決済方法は<u>売り返済</u>に限り、現引による決済はできません。</p> <p><u>なお、決済損のうち委託保証金現金で充当されなかった損金額は、米ドルお預り金から出金されます。当該出金額が米ドルお預り金から充当できず、米ドルお預り金不足（マイナス）となった場合の、米ドルお預り金への入金方法は「5. 前受制・前受制の例外 (3) 米ドルお預り金不足（マイナス）の充当」をご確認ください。</u></p> <p><b>(4) 返済期限までに決済されない場合のお取扱い</b> 返済期限までに決済されない場合、お客様の計算において、その方法、時期、場所、価格等は全て当社の裁量で建玉を<u>売り返済</u>にて決済いたします。</p>

新(改定後)	旧(改定前)
<p>ただし、当社の裁量により返済期日を別途設けた（短縮した）場合で、返済期限の現地翌営業日以降、現地権利付き売買最終日まで米国市場で値がつかない等の事由により建玉の返済を行うことができなかつた場合等には、当社が合理的であると判断する精算値段で<b>反対売買</b>により強制決済を行います。</p> <p><b>(5) 売建在庫不足時の注文失効及び強制返済</b>  米株信用売建可能銘柄については、当社事由により株券等の調達が困難またはその恐れがあると判断した場合、当該判断した日（以下「在庫不足日」といいます。）から一定の催告期間を設定した上で、在庫不足状況の段階に応じて、在庫不足が解消するまで、当社の裁量により以下①～③の措置を行います。ただし、緊急かつやむを得ない事由がある場合は、催告期間を設けないことができるとともに、設定した催告期間を繰り上げることができることとします。</p> <p>①新規売建注文を失効させます（新しい注文から順番に）。</p> <p>②①によって在庫不足が解消しない場合には、発注済みの売建玉の返済注文を訂正し、お客様の計算において、その方法、時期、場所、価格等は全て当社の裁量で建玉を反対売買にて決済いたします。</p> <p>③②によっても在庫不足が解消しない場合には、未決済売建玉をお客様の計算において、その方法、時期、場所、価格等は全て当社の裁量で建玉を反対売買にて決済いたします。</p> <p>※ 上記②、③の場合、当該銘柄について一時的にお客様のご注文の受付、訂正、取消をすることができません。</p> <p><b>(6) 期間指定注文</b>  売買注文（新規建、売・買返済）の有効期間は、お客様の注文時以降で、米国市場において最初に売買取引が行われる日（現地営業日の取引時間中に受け付けた注文は、当該現地営業日）以降、最長 90 現地営業日までを指定いただけます。ただし、新規建注文においては翌日基準値による値洗いにより信用建余力の範囲を超過した場合、または当社の定める事項に該当した場合、有効期間中のご注文であっても失効させる場合があります。</p> <p><b>(7) その他</b>  変更なし</p> <p><b>5.前受制・前受製の例外</b></p> <p><b>(1) 前受制</b>  変更なし</p> <p><b>(2) 前受製の例外</b>  米国株式信用取引の<b>反対売買</b>による決済損金及び配当落調整金（「8. 配当等に係る処理について」をご確認ください。）は、前受製の対象外です。委託保証金で充当されなかつた決済損金及び配当落調整金は、米ドルお預り金から出金されます。</p> <p><b>(3) 米ドルお預り金不足（マイナス）の充当</b>  決済損金または配当落調整金が米ドルお預り金から充当できず、米ドルお預り金不足（マイナス）となった場合は、当該<b>反対売買</b>の国内受渡日または配当落調整金の出金日までに、以下①～③のいずれか（または組み合わせ）の方法で不足金額をご入金いただく必要があります。なお、各方法により対応いただく時限が異なりますのでご注意ください。</p> <p>①円お預り金等での為替取引（※1）  ②住信 SBI ネット銀行からの外貨入金（米ドル）（※2、3）  ③お預り証券（米ドル建 MMF を含む）の売却（※4）</p> <p>※1 決済損金の場合、<b>反対売買</b>の国内約定日の翌国内営業日（<b>反対売買</b>の国内受渡日が米国の銀行の休業日の場合には<b>反対売買</b>の国内約定日）の 15 時より前までの為替取引が必要です。<b>配当落調整金</b>の場合、<b>出金日の前国内営業日の 15</b></p>	<p>ただし、当社の裁量により返済期限を別途設けた（短縮した）場合で、返済期限の現地翌営業日以降、現地権利付き売買最終日まで米国市場で値がつかない等の事由により建玉の返済を行うことができなかつた場合等には、当社が合理的であると判断する精算値段で<b>売り返済</b>により強制決済を行います。</p> <p><b>新設</b></p> <p><b>(5) 期間指定注文</b>  売買注文（新規建、<b>売り</b>返済）の有効期間は、お客様の注文時以降で、米国市場において最初に売買取引が行われる日（現地営業日の取引時間中に受け付けた注文は、当該現地営業日）以降、最長 90 現地営業日までを指定いただけます。ただし、新規建注文においては翌日基準値による値洗いにより信用建余力の範囲を超過した場合、または当社の定める事項に該当した場合、有効期間中のご注文であっても失効させる場合があります。</p> <p><b>(6) その他</b>  省略</p> <p><b>5.前受制・前受製の例外</b></p> <p><b>(1) 前受制</b>  省略</p> <p><b>(2) 前受製の例外</b>  米国株式信用取引の<b>売り返済</b>による決済損金は、前受製の対象外です。委託保証金で充当されなかつた決済損金は、米ドルお預り金から出金されます。</p> <p><b>(3) 米ドルお預り金不足（マイナス）の充当</b>  決済損金が米ドルお預り金から充当できず、米ドルお預り金不足（マイナス）となった場合は、当該<b>売り返済</b>の国内受渡日までに、以下①～③のいずれか（または組み合わせ）の方法で不足金額をご入金いただく必要があります。なお、各方法により対応いただく時限が異なりますのでご注意ください。</p> <p>①円お預り金等での為替取引（※1）  ②住信 SBI ネット銀行からの外貨入金（米ドル）（※2、3）  ③お預り証券（米ドル建 MMF を含む）の売却（※4）</p> <p>※1 <b>売り返済</b>の国内約定日の翌国内営業日（<b>売り返済</b>の国内受渡日が米国の銀行の休業日の場合には<b>売り返済</b>の国内約定日）の 15 時より前までの為替取引が必要です。</p>

新(改定後)	旧(改定前)						
<p><u>時より前までの為替取引が必要です（出金日が米国の銀行の休業日の場合には間に合いません。）。</u></p> <p>※2 住信 SBI ネット銀行からの外貨入金の入金先に「預り金」を指定した場合に限ります。</p> <p>※3 国内営業日 15 時まで当社が着金を確認した場合は当日付で反映しますが、同時刻を過ぎた場合は、翌国内営業日付での反映となります。当該<u>反対売買</u>の国内受渡日<u>または配当落調整金の出金日</u>の 15 時より前に、お客様ご自身での入金指示が必要となります。</p> <p>※4 売却したお預り証券の国内受渡日に米ドルお預り金となります。このため、お預り証券売却の国内受渡日が当該<u>決済損金</u>の国内受渡日<u>または配当落調整金の出金日</u>以前となるよう売却していただく必要がありますのでご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 国内受渡日<u>または配当落調整金の出金日</u>の 17 時 30 分においても米ドルお預り金不足（マイナス）が解消されていない場合は、証券総合口座内の円貨の残高の有無にかかわらず自動的に為替取引（リアルタイム為替取引）が行われ（1 米ドル当たり 0.25 円の為替スプレッドがかかります。）、円貨を米ドルに転換のうえで当該マイナスの金額に充当いたします。当該為替取引の結果、証券総合口座の残高がマイナスとなった場合には、その金額を円貨でご入金いただく必要があります。</li> <li>● 当社でお預りしている有価証券等も、お客様の計算において、その方法、時期、場所、価格等は全て当社の裁量で、充当するために売却する場合があります。</li> </ul>	<p>※2 住信 SBI ネット銀行からの外貨入金の入金先に「預り金」を指定した場合に限ります。</p> <p>※3 国内営業日 15 時まで当社が着金を確認した場合は当日付で反映しますが、同時刻を過ぎた場合は、翌国内営業日付での反映となります。当該<u>売り返済</u>の国内受渡日の 15 時より前に、お客様ご自身での入金指示が必要となります。</p> <p>※4 売却したお預り証券の国内受渡日に米ドルお預り金となります。このため、お預り証券売却の国内受渡日が当該<u>売り返済</u>の国内受渡日以前となるよう売却していただく必要がありますのでご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 国内受渡日の 17 時 30 分においても米ドルお預り金不足（マイナス）が解消されていない場合は、証券総合口座内の円貨の残高の有無にかかわらず自動的に為替取引（リアルタイム為替取引）が行われ（1 米ドル当たり 0.25 円の為替スプレッドがかかります。）、円貨を米ドルに転換のうえで当該マイナスの金額に充当いたします。当該為替取引の結果、証券総合口座の残高がマイナスとなった場合には、その金額を円貨でご入金いただく必要があります。</li> <li>● 当社でお預りしている有価証券等も、お客様の計算において、その方法、時期、場所、価格等は全て当社の裁量で、充当するために売却する場合があります。</li> </ul>						
<p><b>6.米国株式信用取引口座を開設されているお客様の現物米国株式取引等</b> 変更なし</p>	<p><b>6.米国株式信用取引口座を開設されているお客様の現物米国株式取引等</b> 省略</p>						
<p><b>7.出金（委託保証金現金のお引出し）</b> 変更なし</p>	<p><b>7.出金（委託保証金現金のお引出し）</b> 省略</p>						
<p><b>8.配当等に係る処理について</b> 現地権利付き最終売買日と現地権利落ち日をまたいで信用建玉がある場合、当該建玉銘柄の現物株の配当金（剰余金の配当その他の金銭の交付）支払日から 1～2 週間後に、<u>お客様の米ドルお預り金に下記の配当落調整金を入金し、またはお支払いいただきます。</u> <b>【配当落調整金】</b></p>	<p><b>8.配当等に係る処理について</b> 現地権利付き最終売買日と現地権利落ち日をまたいで信用建玉がある場合、当該建玉銘柄の現物株の配当金（剰余金の配当その他の金銭の交付）支払日から 1～2 週間後に、<u>『配当等相当額』から、『配当所得に対する源泉徴収税額相当額（銘柄毎に定められた軽減税率適用後の米国源泉税相当額及び国内源泉徴収税額相当額（国税分に限る）をいいます。）を控除した額』を、配当落調整金としてお客様の米ドルお預り金に入金します。配当落調整金の入金時点で決済済みの建玉に係る配当落調整金もお支払いします。</u></p>						
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="105 1388 343 1758"> <p><u>買建</u> <u>お客様のお受取り</u></p> </td> <td data-bbox="343 1388 558 1758"> <p>配当所得に対する源泉徴収税額相当額（銘柄毎に定められた軽減税率適用後の米国源泉税相当額及び国内源泉徴収税額相当額（国税分に限る）をいいます。）を控除した額</p> </td> <td data-bbox="558 1388 794 1758"> <p>配当落調整金の入金時点で決済済みの建玉に係る配当落調整金もお支払いします。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="105 1758 343 2110"> <p><u>売建</u> <u>お客様のお支払い</u></p> </td> <td data-bbox="343 1758 558 2110"> <p>配当等相当額</p> </td> <td data-bbox="558 1758 794 2110"> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>配当落調整金の出金日時点で決済済みの建玉に係る配当落調整金もお支払いいただきます。</u></li> <li>● <u>配当落調整金の出金日の 2 国内営業日前に、当社ウェブサ</u></li> </ul> </td> </tr> </table>	<p><u>買建</u> <u>お客様のお受取り</u></p>	<p>配当所得に対する源泉徴収税額相当額（銘柄毎に定められた軽減税率適用後の米国源泉税相当額及び国内源泉徴収税額相当額（国税分に限る）をいいます。）を控除した額</p>	<p>配当落調整金の入金時点で決済済みの建玉に係る配当落調整金もお支払いします。</p>	<p><u>売建</u> <u>お客様のお支払い</u></p>	<p>配当等相当額</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>配当落調整金の出金日時点で決済済みの建玉に係る配当落調整金もお支払いいただきます。</u></li> <li>● <u>配当落調整金の出金日の 2 国内営業日前に、当社ウェブサ</u></li> </ul>	
<p><u>買建</u> <u>お客様のお受取り</u></p>	<p>配当所得に対する源泉徴収税額相当額（銘柄毎に定められた軽減税率適用後の米国源泉税相当額及び国内源泉徴収税額相当額（国税分に限る）をいいます。）を控除した額</p>	<p>配当落調整金の入金時点で決済済みの建玉に係る配当落調整金もお支払いします。</p>					
<p><u>売建</u> <u>お客様のお支払い</u></p>	<p>配当等相当額</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>配当落調整金の出金日時点で決済済みの建玉に係る配当落調整金もお支払いいただきます。</u></li> <li>● <u>配当落調整金の出金日の 2 国内営業日前に、当社ウェブサ</u></li> </ul>					

新(改定後)			旧(改定前)
		<p>イト上の精算予定一覧の支払額に表示してお知らせし、米ドルお預り金を拘束します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>配当落調整金の出金日の前国内営業日の朝の時点で米ドルお預り金が不足し、委託保証金現金に引出余力がある場合、これを振り替えて米ドルお預り金のマイナスに充当いたします。</u></li> </ul>	
<p><u>お客様にお支払いいただく配当落調整金が米ドルお預り金から充当できない場合には、「5. 前受制・前受制の例外 (3) 米ドルお預り金不足(マイナス)の充当」に記載の方法でご入金いただく必要があります。なお、各方法により対応いただく時限が異なりますのでご注意ください。</u></p>			
<p><b>9. 諸経費等</b> 諸経費は決済時に精算します。ただし、当社の定める一定の期日をもって徴収することがあります。</p> <p><b>(1) 米国株式信用取引の委託手数料</b> 変更なし</p> <p><b>(2) 金利</b> <u>買建玉の場合は、買付代金に対する金利をお支払いいただきます。</u> (計算式) 金利額 = 新規建約定金額 × 金利 × 日数 * / 365</p> <p>* 日数は新規建国内受渡日から決済国内受渡日まで両端入れによって算出します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 金利はその時々々の金利情勢等に基づき、当社が定めた率とします。適宜変更される場合がありますので、当社ウェブサイトでご確認ください。</li> <li>● 金利が変更された場合、既存の建玉については、変更日から変更後の金利が適用されます。</li> </ul> <p><b>(3) 貸株料</b> <u>売建玉の場合は、売付代金に対する貸株料をお支払いいただきます。</u> (計算式) 貸株料 = 新規建約定金額 × 貸株料率 × 日数 * / 365</p> <p>* 日数は新規建国内受渡日から決済国内受渡日まで両端入れによって算出します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>貸株料はその時々々の金利情勢等に基づき、当社が定めた料率とします。適宜変更される場合がありますので、当社ウェブサイトでご確認ください。</u></li> <li>● <u>貸株料が変更された場合、既存の建玉については、変更日から変更後の料率が適用されます。</u></li> </ul>			<p><b>9. 諸経費等</b> 諸経費は決済時に精算します。ただし、当社の定める一定の期日をもって徴収することがあります。</p> <p><b>(1) 米国株式信用取引の委託手数料</b> 省略</p> <p><b>(2) 金利</b> 買付代金に対する金利をお支払いいただきます。 (計算式) 金利額 = 新規建約定金額 × 金利 × 日数 * / 365</p> <p>* 日数は新規建国内受渡日から決済国内受渡日まで両端入れによって算出します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 金利はその時々々の金利情勢等に基づき、当社が定めた率とします。適宜変更される場合がありますので、当社ウェブサイトでご確認ください。</li> <li>● 金利が変更された場合、既存の建玉については、変更日から変更後の金利が適用されます。</li> </ul> <p><u>新設</u></p>

新(改定後)

旧(改定前)

(4) 管理費

買建玉または売建玉について、新規建国内約定日より1ヵ月目毎の応当日を経過する都度、1株(または1口)につき当社の定める割合で管理費をお支払いいただきます。なお、管理費には上限・下限を設定します。  
当面の間、無料とします。

(3) 管理費

建玉について、新規建国内約定日より1ヵ月目毎の応当日を経過する都度、1株(または1口)につき当社の定める割合で管理費をお支払いいただきます。なお、管理費には上限・下限を設定します。  
当面の間、無料とします。

10. 米国株式信用取引に係る国内における税務上の取扱い

(1) 差金決済時の譲渡損益の計算

【信用買いの譲渡損益の計算】

<反対売買>		<新規買建>	
譲渡収入	譲渡対価の額	必要経費	取得価額(取得費) 取得の対価の額 - 配当落調整金 その他 売委託手数料* + 買委託手数料* + 支払金利 + 管理費

10. 米国株式信用取引に係る国内における税務上の取扱い

(1) 差金決済時の譲渡損益の計算

【信用買いの譲渡損益の計算】

<売り返済>		<新規買建>	
譲渡収入	譲渡対価の額	必要経費	取得価額(取得費) 取得の対価の額 - 配当落調整金 その他 売委託手数料* + 買委託手数料* + 支払金利 + 管理費

【信用売りの譲渡損益の計算】

<新規売建>		<反対売買>	
譲渡収入	譲渡対価の額 - 配当落調整金	必要経費	取得価額(取得費) 取得の対価の額 その他 売委託手数料* + 買委託手数料* + 管理費* + 貸株料

※消費税・地方消費税含まれます。

※消費税・地方消費税含まれます。

(2) 譲渡損益の計算における邦貨換算

米国株式信用取引に係る譲渡損益の計算を行う際、それぞれの金額は下表の為替レートで邦貨換算されます。

(2) 譲渡損益の計算における邦貨換算

米国株式信用取引に係る譲渡損益の計算を行う際、それぞれの金額は下表の為替レートで邦貨換算されます。

項目	区分	邦貨換算日	為替レート ※2
取得の対価の額	【買建】→売り返済	新規買建の国内約定日	TTS
	売建→【買い返済】	買い返済の国内約定日	
譲渡の対価の額	買建→【売り返済】	売り返済の国内約定日	TTB
	【売建】→買い返済	新規売建の国内約定日	
売買委託手数料 ※1	買委託手数料	取得の対価の額に係る邦貨換算日と同日	TTS
	売委託手数料	譲渡の対価の額に係る邦貨換算日と同日	TTB
配当落調整金	買建：お客様の受取り	配当落調整額に係る金銭の授受を行う日	TTB
	売建：お客様のお支払い		TTS
金利	買建：お客様のお支払い	売り返済に係る国内受渡日	TTS
貸株料	売建：お客様のお支払い	買い返済に係る国内受渡日	TTS
管理費 ※1	買建・売建両方：お客様のお支払い	新規建ての約定日を起算日とした1ヵ月毎の応答日(当該応答日が休業日の場合はその前営業日)	TTS

項目	区分	邦貨換算日	為替レート ※2
取得の対価の額	【買建】→売り返済	新規買建の国内約定日	TTS
譲渡の対価の額	買建→【売り返済】	売り返済の国内約定日	TTB
売買委託手数料 ※1	買委託手数料	取得の対価の額に係る邦貨換算日と同日	TTS
	売委託手数料	譲渡の対価の額に係る邦貨換算日と同日	TTB
配当落調整金	お客様の受取り	配当落調整額に係る金銭を受領する日	TTB
金利	お客様のお支払い	売り返済に係る国内受渡日	TTS
管理費 ※1	お客様のお支払い	新規建ての約定日を起算日とした1ヵ月毎の応答日(当該応答日が休業日の場合はその前営業日)	TTS

新(改定後)	旧(改定前)
<p>※1 消費税・地方消費税を含みます。            ※2 TTB：「対顧客直物電信買相場」（金融機関で外貨を円貨に換える場合に適用されるレート）            TTS：「対顧客直物電信売相場」（金融機関で円貨を外貨に換える場合に適用されるレート）</p> <p><b>(3) 特定口座の取扱い等について</b>            特定口座を開設され「源泉徴収あり」を選択いただいているお客様に譲渡益が発生した場合、当社にて損益通算の上、円貨で譲渡益税を計算し、お客様の証券総合口座の円貨のお預り金から徴収いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●金利及び貸株料の邦貨換算金額は、<a href="#">反対売買</a>に係る国内受渡日まで確定しないため、国内約定日の翌営業日から確定金額が計算されるまでは、当社が定める方法により計算した概算金額を、証券総合口座内の円貨のお預り金より拘束いたします。</li> <li>●国内受渡日にお客様の証券総合口座の円貨のお預り金から譲渡益税を徴収できなかった場合、その不足額を円貨でご入金いただく必要があります。</li> <li>●為替相場の変動等により不足金が解消しない場合や、米国の銀行の休業日等の影響により為替取引の約定日から受渡日までの期間が通常より長くなった場合等には、お客様の口座状況によっては、お取引に制限がかかることがあります。</li> <li>●諸経費等を過日にて徴収（還付）した場合、特定口座の対象外となります。</li> </ul> <p><b>11.その他</b>  <b>(1) 取引残高報告書等</b>            変更なし</p> <p><b>(2) 取引報告書</b>  <a href="#">反対売買</a>に係る取引報告書は、国内受渡日後の交付となります。</p> <p><b>(3) その他</b>            変更なし</p> <p><b>12.米国株式信用取引の契約締結前交付書面（本書面）の変更</b>            変更なし</p>	<p>※1 消費税・地方消費税を含みます。            ※2 TTB：「対顧客直物電信買相場」（金融機関で外貨を円貨に換える場合に適用されるレート）            TTS：「対顧客直物電信売相場」（金融機関で円貨を外貨に換える場合に適用されるレート）</p> <p><b>(3) 特定口座の取扱い等について</b>            特定口座を開設され「源泉徴収あり」を選択いただいているお客様に譲渡益が発生した場合、当社にて損益通算の上、円貨で譲渡益税を計算し、お客様の証券総合口座の円貨のお預り金から徴収いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●金利の邦貨換算金額は、<a href="#">売り返済</a>に係る国内受渡日まで確定しないため、国内約定日の翌営業日から確定金額が計算されるまでは、当社が定める方法により計算した概算金額を、証券総合口座内の円貨のお預り金より拘束いたします。</li> <li>●国内受渡日にお客様の証券総合口座の円貨のお預り金から譲渡益税を徴収できなかった場合、その不足額を円貨でご入金いただく必要があります。</li> <li>●為替相場の変動等により不足金が解消しない場合や、米国の銀行の休業日等の影響により為替取引の約定日から受渡日までの期間が通常より長くなった場合等には、お客様の口座状況によっては、お取引に制限がかかることがあります。</li> <li>●諸経費等を過日にて徴収（還付）した場合、特定口座の対象外となります。</li> </ul> <p><b>11.その他</b>  <b>(1) 取引残高報告書等</b>            省略</p> <p><b>(2) 取引報告書</b>  <a href="#">売り返済</a>に係る取引報告書は、国内受渡日後の交付となります。</p> <p><b>(3) その他</b>            省略</p> <p><b>12.米国株式信用取引の契約締結前交付書面（本書面）の変更</b>            省略</p>

以上

**米国株式信用取引の契約締結前交付書面**  
**ダイレクトコース / IFA コース**  
**(インターネット・SBIダイレクト取引・IFAサポート取引)**  
**新旧対照表(2022年9月13日)**

(下線部分変更箇所)

新(改定後)	旧(改定前)
<p><b>米国株式信用取引の契約締結前交付書面</b>  <b>ダイレクトコース / IFA コース</b>  <b>(インターネット・SBIダイレクト取引・IFAサポート取引)</b>                      (この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)</p>	<p><b>米国株式信用取引の契約締結前交付書面</b>  <b>ダイレクトコース / IFA コース</b>  <b>(インターネット・SBIダイレクト取引・IFAサポート取引)</b>                      (この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)</p>
<p>この書面には、米国株式信用取引（日本証券業協会規則「外国証券の取引に関する規則」第2条第1項第23号に規定する「外国株式信用取引」をいいます。以下同じ。）を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。</p> <p>○米国株式信用取引は、お客様に一定の保証金（委託保証金）を当社に担保として差入れていただき、<u>売付けに必要な外国株券（※1）、外国投資信託の受益証券、外国投資証券等（以下「米国株券等」といいます。）</u>や買付けに必要な資金を当社からお客様にお貸して売買を行っていただく取引です。</p> <p>※1 外国株券を中心に説明しておりますが、外国投資信託の受益証券、外国投資証券等につきましても、基本的に取扱いは同じです。</p> <p>○米国株式信用取引は、国内株式等の信用取引（以下「国内信用取引」といいます。）とは異なり「制度信用取引」は存在せず、「一般信用取引」として行われます。また、国内信用取引とは利用できる銘柄の範囲や返済の期限等について異なる制約がありますので、ご注意ください。</p> <p>○米国株式信用取引は、アメリカ合衆国に所在する外国金融商品市場（以下「米国市場」といいます。）での取引を対象としています。（ただし対象となる米国株券等の国内店頭取引は除きます。）</p>	<p>この書面には、米国株式信用取引（日本証券業協会規則「外国証券の取引に関する規則」第2条第1項第23号に規定する「外国株式信用取引」をいいます。以下同じ。）を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。</p> <p>○米国株式信用取引は、お客様に一定の保証金（委託保証金）を当社に担保として差入れていただき、買付けに必要な資金を当社からお客様にお貸して<u>外国株券（※1）、外国投資信託の受益証券、外国投資証券等（以下「米国株券等」といいます。）</u>の売買を行っていただく取引です。</p> <p>※1 外国株券を中心に説明しておりますが、外国投資信託の受益証券、外国投資証券等につきましても、基本的に取扱いは同じです。</p> <p>○米国株式信用取引は、国内株式等の信用取引（以下「国内信用取引」といいます。）とは異なり「制度信用取引」は存在せず、「一般信用取引」として行われます。また、国内信用取引とは利用できる銘柄の範囲や返済の期限等について異なる制約がありますので、ご注意ください。</p> <p>○米国株式信用取引は、アメリカ合衆国に所在する外国金融商品市場（以下「米国市場」といいます。）での取引を対象としています。（ただし対象となる米国株券等の国内店頭取引は除きます。）</p>
<p><u>削除</u></p> <p>○米国株式信用取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失が発生する可能性をも合わせもつ取引です。特に、米国市場には値幅制限（ストップ高・ストップ安）がないため、株価の極端な急騰や急落が発生する可能性があります。したがって、取引を開始する場合または継続して行う場合には、取引の仕組みやリスクについて十分に把握するとともに、投資者自らの資力、投資目的及び投資経験等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。</p>	<p>○<u>当社の米国株式信用取引では、信用買建てのみを取り扱います。信用売建てはお取り扱いしておりません。</u></p> <p>○米国株式信用取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失が発生する可能性をも合わせもつ取引です。特に、米国市場には値幅制限（ストップ高・ストップ安）がないため、株価の極端な急騰や急落が発生する可能性があります。したがって、取引を開始する場合または継続して行う場合には、取引の仕組みやリスクについて十分に把握するとともに、投資者自らの資力、投資目的及び投資経験等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。</p>
<p><b>手数料など諸費用について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>米国株式信用取引を行うにあたっては、別紙「SBI証券の米国株式信用取引について」に記載の委託手数料、管理費等手数料をいただきます。</li> <li>米国株式信用取引の<u>買付けの場合には</u>買付代金に対する金利を、<u>売付けの場合には</u>売付株券等に対する貸株料をお支払いいただきます。なお、その額はその時々金利情勢、株券等調達状況等に基づき決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。詳細については、別紙「SBI証券の米国株式信用取引について」をご確認ください。</li> </ul>	<p><b>手数料など諸費用について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>米国株式信用取引を行うにあたっては、別紙「SBI証券の米国株式信用取引について」に記載の委託手数料、管理費等手数料をいただきます。</li> <li>米国株式信用取引では買付代金に対する金利をお支払いいただきます。なお、その額はその時々金利情勢等に基づき決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。詳細については、別紙「SBI証券の米国株式信用取引について」をご確認ください。</li> </ul>

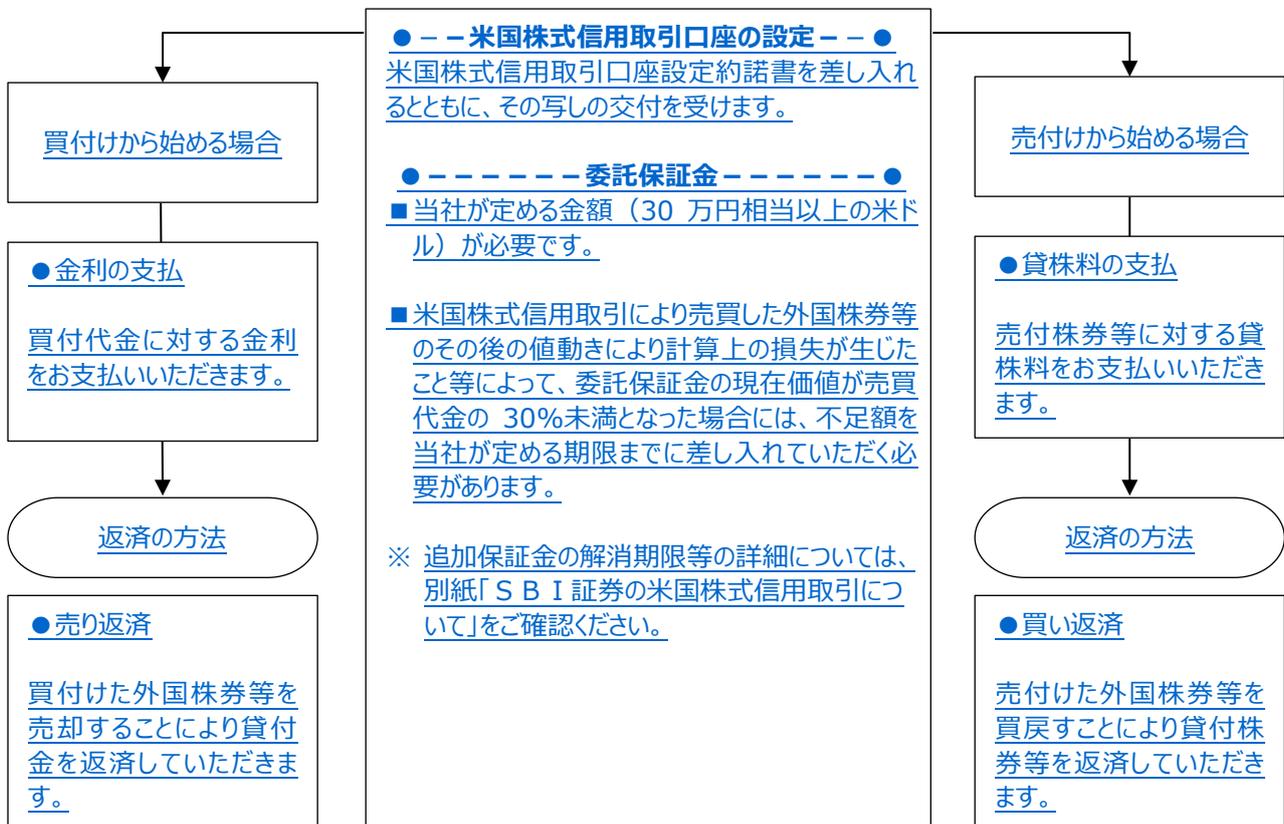
新(改定後)	旧(改定前)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米国株式信用取引の売買等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。詳しくは、別に定める「為替取引に関する説明書」をご確認ください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米国株式信用取引の売買等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。詳しくは、別に定める「為替取引に関する説明書」をご確認ください。</li> </ul>
<p><b>委託保証金について</b> 変更なし</p>	<p><b>委託保証金について</b> 省略</p>
<p><b>米国株式信用取引のリスクについて</b> 米国株式信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、時として多額の損失が発生する可能性を有しています。したがって、米国株式信用取引の開始にあたっては、下記の内容を十分に把握する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米国株式信用取引は外貨建てで行う取引であることから、米国株式信用取引による損益は外貨で発生します。そのため、外貨を円貨に交換する際の為替相場の状況によって為替差損が生じるおそれがあります。</li> <li>・ 米国株式信用取引を行うにあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、外国投資信託の受益証券、外国投資証券等の裏付けとなっている資産（以下「裏付け資産」(※2)といいます。)の価格や評価額の変動に伴い、米国株式信用取引の対象となっている米国株券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。また、その損失の額が、差入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。</li> </ul>	<p><b>米国株式信用取引のリスクについて</b> 米国株式信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、時として多額の損失が発生する可能性を有しています。したがって、米国株式信用取引の開始にあたっては、下記の内容を十分に把握する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米国株式信用取引は外貨建てで行う取引であることから、米国株式信用取引による損益は外貨で発生します。そのため、外貨を円貨に交換する際の為替相場の状況によって為替差損が生じるおそれがあります。</li> <li>・ 米国株式信用取引を行うにあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、外国投資信託の受益証券、外国投資証券等の裏付けとなっている資産（以下「裏付け資産」(※2)といいます。)の価格や評価額の変動に伴い、米国株式信用取引の対象となっている米国株券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。また、その損失の額が、差入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。</li> </ul>
<p>※2 裏付け資産が、外国投資信託、外国投資証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。</p>	<p>※2 裏付け資産が、外国投資信託、外国投資証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米国株式信用取引の対象となっている米国株券等の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者または保証会社等の業務や財産の状況の変化が生じた場合、米国株式信用取引の対象となっている米国株券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。また、その損失の額が、差入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。</li> <li>・ 米国株式信用取引により<b>売買</b>した米国株券等のその後の値動きにより計算上の損失が生じること等によって、委託保証金の現在価値が売買代金の30%未満となった場合には、不足額を所定の期日までに当社に差入れていただく必要があります。詳細については、別紙「SBI証券の米国株式信用取引について」をご確認ください。</li> <li>・ 所定の期日までに不足額を差し入れない場合や、約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、損失を被った状態で建玉（米国株式信用取引のうち決済が結了していないもの）の一部または全部を決済（<b>反対売買</b>）される場合があります。更にこの場合、その決済で生じた損失についてもお客様が責任を負うこととなります。</li> <li>・ 米国株式信用取引の利用が過度であると当社が認める場合には、委託保証金率の引上げ、米国株式信用取引の制限または禁止の措置等をとることがあります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米国株式信用取引の対象となっている米国株券等の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者または保証会社等の業務や財産の状況の変化が生じた場合、米国株式信用取引の対象となっている米国株券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。また、その損失の額が、差入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。</li> <li>・ 国株式信用取引により<b>買い付け</b>た米国株券等のその後の値動きにより計算上の損失が生じること等によって、委託保証金の現在価値が売買代金の30%未満となった場合には、不足額を所定の期日までに当社に差入れていただく必要があります。詳細については、別紙「SBI証券の米国株式信用取引について」をご確認ください。</li> <li>・ 所定の期日までに不足額を差し入れない場合や、約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、損失を被った状態で建玉（米国株式信用取引のうち決済が結了していないもの）の一部または全部を決済（<b>売り返済</b>）される場合があります。更にこの場合、その決済で生じた損失についてもお客様が責任を負うこととなります。</li> <li>・ 米国株式信用取引の利用が過度であると当社が認める場合には、委託保証金率の引上げ、米国株式信用取引の制限または禁止の措置等をとることがあります。</li> </ul>
<p>このように米国株式信用取引は、お客様の投資した資金に比べて大きな利益が期待できる反面、価格の変動が予想と違った場合には、損失も大きくなります。したがって、米国株式信用取引を利用するときは、その仕組みをよく知り、お客様自身の判断と責任において行うようお願いいたします。</p>	<p>このように米国株式信用取引は、お客様の投資した資金に比べて大きな利益が期待できる反面、価格の変動が予想と違った場合には、損失も大きくなります。したがって、米国株式信用取引を利用するときは、その仕組みをよく知り、お客様自身の判断と責任において行うようお願いいたします。</p>
<p><b>米国株式信用取引は、クーリング・オフの対象にはなりません。</b> 変更なし</p>	<p><b>米国株式信用取引は、クーリング・オフの対象にはなりません。</b> 省略</p>

新(改定後)	旧(改定前)
<p><b>米国株式信用取引の仕組みについて</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>米国株式信用取引とは、米国市場に上場している米国株券等を対象としており、返済期日等を、お客様と当社との間で自由に決定することができる取引（一般信用取引）です。ただし、米国株式信用取引によって行った売買の決済のために、当社が証券金融会社から売付株券等及び買付代金を借り入れること（貸借取引）はできません。</li> <li>米国株式信用取引ができる銘柄は、米国市場に上場している米国株券等のうち、当社の選定基準に基づき選定した銘柄となります。詳細については、別紙「SBI証券の米国株式信用取引について」をご確認ください。</li> <li>米国株式信用取引の貸株料、返済期日及び金利は、その時々々の金利情勢、株券調達状況等に基づき、お客様と当社との合意によって決定されることとなります（※3）。また、貸株料及び金利は、金利情勢、株券調達状況等によって変動する場合がありますので、当社ウェブサイトまたは IFA サポートでご確認ください。</li> <li>米国株式信用取引によって売買している米国株券等について株式分割等による株式を受ける権利または株主に対する新株予約権等の付与があり、権利落ちとなったときの処理や配当金の処理については、お客様と当社との合意によることとなりますので、この点についても、事前に当社にご確認くださいようお願いいたします。</li> <li>米国株式信用取引では、当社の与信管理の都合上、あるいは売建玉について当社の米国株券等の調達が困難となった場合等において、当社が定める期日を返済期日として設定することがあります。この場合、当社が設定する返済期日を越えて米国株式信用取引を継続することはできません。このため、当社の任意で在庫不足となった銘柄の新規売建注文を失効させ、及び在庫不足となった売建玉の強制返済注文を執行いたします。この点についても、事前に当社にご確認くださいようお願いいたします。</li> </ul> <p>※3 その額は、その時々々の金利情勢、株券調達状況等に基づき決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。</p> <p><b>米国株式信用取引に係る金融商品取引契約の概要</b> 変更なし</p> <p><b>金融商品取引契約に関する租税の概要</b> 変更なし</p> <p><b>当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要</b> 当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において米国株式信用取引を行われる場合は、以下によります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>お取引にあたっては、外国証券取引口座を開設していただく必要があります。その後、「米国株式信用取引口座設定約諾書」に必要事項を記入のうえで当社届出印をご捺印のうえ当社に差入れ（または電子提出し）、「米国株式信用取引口座約款」の内容をご承諾いただき、米国株式信用取引口座を開設していただく必要があります。米国株式信用取引に関する金銭・有価証券は、すべてこの口座を通して処理されます。なお、「米国株式信用取引口座設定約諾書」及び「米国株式信用取引口座約款」は十分お読みいただき、その写しを保管してください。</li> <li>米国株式信用取引口座の開設にあたっては、一定の投資経験、知識、資力等が必要ですので、場合によっては、口座の開設にじられないこともあります。</li> <li>米国株式信用取引で注文なさる際は、必ず「米国株式信用取引で」と明示してください。</li> <li>お客様が当社に差し入れた委託保証金については、当社自身の財産とは分別して保管されております。したがって、万一、当社の経営が破綻した場合等であっても、委託保証金については、当社に</li> </ul>	<p><b>米国株式信用取引の仕組みについて</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>米国株式信用取引とは、米国市場に上場している米国株券等を対象としており、返済期限等を、お客様と当社との間で自由に決定することができる取引（一般信用取引）です。ただし、米国株式信用取引の決済のために、当社が証券金融会社から買付代金を借り入れることはできません。</li> <li>米国株式信用取引ができる銘柄は、米国市場に上場している米国株券等のうち、当社の選定基準に基づき選定した銘柄となります。詳細については、別紙「SBI証券の米国株式信用取引について」をご確認ください。</li> <li>米国株式信用取引の返済期限及び金利は、その時々々の金利情勢等に基づき、お客様と当社との合意によって決定されることとなります（※3）。また、金利は、金利情勢等によって変動する場合がありますので、当社ウェブサイトまたは IFA サポートでご確認ください。</li> <li>米国株式信用取引によって買建ている米国株券等について株式分割等による株式を受ける権利または株主に対する新株予約権等の付与があり、権利落ちとなったときの処理や配当金の処理については、お客様と当社との合意によることとなりますので、この点についても、事前に当社にご確認くださいようお願いいたします。</li> <li>米国株式信用取引では、当社の与信管理の都合上、当社が定める期日を返済期限として設定することがあります。この場合、当社が設定する返済期限を越えて米国株式信用取引を継続することはできません。この点についても、事前に当社にご確認くださいようお願いいたします。</li> </ul> <p>※3 その額は、その時々々の金利情勢等に基づき決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。</p> <p><b>米国株式信用取引に係る金融商品取引契約の概要</b> 省略</p> <p><b>金融商品取引契約に関する租税の概要</b> 省略</p> <p><b>当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要</b> 当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において米国株式信用取引を行われる場合は、以下によります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>お取引にあたっては、外国証券取引口座を開設していただく必要があります。その後、「米国株式信用取引口座設定約諾書」に必要事項を記入のうえで当社届出印をご捺印のうえ当社に差入れ（または電子提出し）、「米国株式信用取引口座約款」の内容をご承諾いただき、米国株式信用取引口座を開設していただく必要があります。米国株式信用取引に関する金銭・有価証券は、すべてこの口座を通して処理されます。なお、「米国株式信用取引口座設定約諾書」及び「米国株式信用取引口座約款」は十分お読みいただき、その写しを保管してください。</li> <li>米国株式信用取引口座の開設にあたっては、一定の投資経験、知識、資力等が必要ですので、場合によっては、口座の開設にじられないこともあります。</li> <li>米国株式信用取引で注文なさる際は、必ず「米国株式信用取引で」と明示してください。</li> <li>お客様が当社に差し入れた委託保証金については、当社自身の財産とは分別して保管されております。したがって、万一、当社の経営が破綻した場合等であっても、委託保証金については、当社に</li> </ul>

新(改定後)	旧(改定前)																																
<p>対する債務を完全に履行している限り返還を受けることが可能です。これに対して、米国株式信用取引によって買い付けた米国株券等及び米国株式信用取引によって米国株券等を売付けた場合の代金については、このような分別保管の対象とはなっておりません。したがって、万一、当社の経営が破綻した場合等においては、売り返済・買い返済ができなくなる可能性があります。このため、このような場合には、原則として、通常の返済方法に代え、米国株式市場の株価等をもって金銭により清算を行っていただくこととなります。この場合において、お客様の当社に対する金銭の支払請求権には一切優先的地位が与えられませんので、計算上利益が生じている場合であっても、これを受け取ることができない可能性があります。なお、当該債権は、投資者保護基金による補償対象にもなりませんので、あらかじめご承知おきください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当社は、米国市場が売買停止（サーキット・ブレーカーの発動によるものを含む。以下同じ。）を行った場合における米国株式信用取引に係る未約定注文は、当社側で失効等の特段の処理を行いません。ただし、売買停止発動時点で未約定のご注文及び売買停止発動中に受注したご注文は、取引所から注文が取消され、失効している可能性があります。</li> <li>注文された米国株式信用取引が成立すると、その内容をご確認いただくため、当社から「外国株式信用取引報告書」が交付されます。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社の管理責任者へ直接ご連絡ください。</li> <li>当社が口座名義人の死亡を確認した時点で米国株式信用取引の未決済の建玉がある場合、当社が口座名義人の死亡を確認した日以降、当該信用建玉の任意返済措置を行い、精算金額を確定いたします。</li> </ul>	<p>対する債務を完全に履行している限り返還を受けることが可能です。これに対して、米国株式信用取引によって買い付けた米国株券等については、このような分別保管の対象とはなっておりません。したがって、万一、当社の経営が破綻した場合等においては、売り返済ができなくなる可能性があります。このため、このような場合には、原則として、通常の返済方法に代え、米国株式市場の株価等をもって金銭により清算を行っていただくこととなります。この場合において、お客様の当社に対する金銭の支払請求権には一切優先的地位が与えられませんので、計算上利益が生じている場合であっても、これを受け取ることができない可能性があります。なお、当該債権は、投資者保護基金による補償対象にもなりませんので、あらかじめご承知おきください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当社は、米国市場が売買停止（サーキット・ブレーカーの発動によるものを含む。以下同じ。）を行った場合における米国株式信用取引に係る未約定注文は、当社側で失効等の特段の処理を行いません。ただし、売買停止発動時点で未約定のご注文及び売買停止発動中に受注したご注文は、取引所から注文が取消され、失効している可能性があります。</li> <li>注文された米国株式信用取引が成立すると、その内容をご確認いただくため、当社から「外国株式信用取引報告書」が交付されます。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社の管理責任者へ直接ご連絡ください。</li> <li>当社が口座名義人の死亡を確認した時点で米国株式信用取引の未決済の建玉がある場合、当社が口座名義人の死亡を確認した日以降、当該信用建玉の任意返済措置を行い、精算金額を確定いたします。</li> </ul>																																
<b>当社の概要</b>	<b>当社の概要</b>																																
<table border="1"> <tr> <td>商号等</td> <td>株式会社 SBI 証券 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号</td> </tr> <tr> <td>本店所在地</td> <td>〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1</td> </tr> <tr> <td>加入協会</td> <td>日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会、一般社団法人 日本 STO 協会</td> </tr> <tr> <td>指定紛争解決機関</td> <td>特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター</td> </tr> <tr> <td>資本金</td> <td>48,323,132,501 円(2022 年 6 月 30 日現在)</td> </tr> <tr> <td>主な事業</td> <td>金融商品取引業</td> </tr> <tr> <td>設立年月</td> <td>1944 年 3 月</td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> <td><b>IFA サポート(0120-581-861)又はお取引のある取扱店までご連絡ください。</b> ※平日(年末年始を除く) 8:00~17:00 ※お手続きの仕組み、取引の手続き等についての詳細・お問い合わせは、上記連絡先で承ります。</td> </tr> </table>	商号等	株式会社 SBI 証券 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	本店所在地	〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1	加入協会	日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会、一般社団法人 日本 STO 協会	指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター	資本金	48,323,132,501 円(2022 年 6 月 30 日現在)	主な事業	金融商品取引業	設立年月	1944 年 3 月	連絡先	<b>IFA サポート(0120-581-861)又はお取引のある取扱店までご連絡ください。</b> ※平日(年末年始を除く) 8:00~17:00 ※お手続きの仕組み、取引の手続き等についての詳細・お問い合わせは、上記連絡先で承ります。	<table border="1"> <tr> <td>商号等</td> <td>株式会社 SBI 証券 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号</td> </tr> <tr> <td>本店所在地</td> <td>〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1</td> </tr> <tr> <td>加入協会</td> <td>日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会、一般社団法人 日本 STO 協会</td> </tr> <tr> <td>指定紛争解決機関</td> <td>特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター</td> </tr> <tr> <td>資本金</td> <td>48,323,132,501 円(2022 年 3 月 31 日現在)</td> </tr> <tr> <td>主な事業</td> <td>金融商品取引業</td> </tr> <tr> <td>設立年月</td> <td>1944 年 3 月</td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> <td><b>IFA サポート(0120-581-861)又はお取引のある取扱店までご連絡ください。</b> ※平日(年末年始を除く) 8:00~17:00 ※お手続きの仕組み、取引の手続き等についての詳細・お問い合わせは、上記連絡先で承ります。</td> </tr> </table>	商号等	株式会社 SBI 証券 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	本店所在地	〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1	加入協会	日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会、一般社団法人 日本 STO 協会	指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター	資本金	48,323,132,501 円(2022 年 3 月 31 日現在)	主な事業	金融商品取引業	設立年月	1944 年 3 月	連絡先	<b>IFA サポート(0120-581-861)又はお取引のある取扱店までご連絡ください。</b> ※平日(年末年始を除く) 8:00~17:00 ※お手続きの仕組み、取引の手続き等についての詳細・お問い合わせは、上記連絡先で承ります。
商号等	株式会社 SBI 証券 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号																																
本店所在地	〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1																																
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会、一般社団法人 日本 STO 協会																																
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター																																
資本金	48,323,132,501 円(2022 年 6 月 30 日現在)																																
主な事業	金融商品取引業																																
設立年月	1944 年 3 月																																
連絡先	<b>IFA サポート(0120-581-861)又はお取引のある取扱店までご連絡ください。</b> ※平日(年末年始を除く) 8:00~17:00 ※お手続きの仕組み、取引の手続き等についての詳細・お問い合わせは、上記連絡先で承ります。																																
商号等	株式会社 SBI 証券 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号																																
本店所在地	〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1																																
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会、一般社団法人 日本 STO 協会																																
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター																																
資本金	48,323,132,501 円(2022 年 3 月 31 日現在)																																
主な事業	金融商品取引業																																
設立年月	1944 年 3 月																																
連絡先	<b>IFA サポート(0120-581-861)又はお取引のある取扱店までご連絡ください。</b> ※平日(年末年始を除く) 8:00~17:00 ※お手続きの仕組み、取引の手続き等についての詳細・お問い合わせは、上記連絡先で承ります。																																
<p><b>SBI 証券に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口</b> 変更なし</p>	<p><b>SBI 証券に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口</b> 省略</p>																																
<p><b>金融 ADR 制度のご案内</b> 金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)」を利用することができます。</p>	<p><b>金融 ADR 制度のご案内</b> 金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)」を利用することができます。</p>																																

新(改定後)	旧(改定前)
<p>住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館            電話番号：0120-64-5005 (FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。)            受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分 (祝日、<a href="#">年末年始</a>を除く)</p> <p style="text-align: center;"><b>米国株式信用取引の基本的な流れ</b></p> <p style="text-align: center;"><a href="#">欄外の図を追加</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <a href="#">米国株式信用取引口座の開設にあたっては、一定の投資経験、知識、資力等が必要ですので、場合によっては、口座の開設に応じられないこともあります。</a></li> <li>● <a href="#">金利、貸株料等の取扱いについては、お客様と当社との合意によって決定されますので、事前に当社にご確認ください。</a></li> <li>● <a href="#">委託保証金率については、市場の動向等により、当社の判断により変更することがありますので、ご注意ください。</a></li> <li>● <a href="#">返済は反対売買による方法のみとし、「現引」「現渡」はできませんので、ご注意ください。</a></li> <li>● <a href="#">米国株式信用取引は、米国市場に上場している株券等を対象としていますが、同市場においては値幅制限（ストップ高・ストップ安）が存在せず、国内市場と異なり、大きく値が動いた個別銘柄の株価変動を制限する制度がありませんので、ご注意ください。</a></li> <li>● <a href="#">アメリカ合衆国の金融商品取引所の取引時間は、現地時間 9時30分～16時（日本時間 23時30分～翌日 6時（夏時間 22時30分～翌日 5時））となり、立合時間中に昼休みは設けられておらず、売買取引が中断されることはありません。</a></li> </ul>	<p>住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館            電話番号：0120-64-5005 (FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。)            受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分 (祝日を除く)</p> <p style="text-align: center;">新設</p>

追加される図



新(改定後)	旧(改定前)
<p>別紙</p> <p style="text-align: center;"><b>S B I 証券の米国株式信用取引について</b></p> <p><b>1.米国株式信用取引口座の開設</b> 変更なし</p> <p><b>2.基本ルール</b> (1) ~ (3) 変更なし</p> <p>(4) 米国市場の取引時間は、現地時間 9 時 30 分～16 時（日本時間 23 時 30 分～翌日 6 時（夏時間 22 時 30 分～翌日 5 時））となり、立合時間中に昼休みは設けられておらず、売買取引が中断されることはありません。 なお、当社ではご注文は、下記一部の時間を除いて受け付けます。 （米国株式現物取引と同じ。） 【注文受付停止時間】 ・日本時間での取引終了時刻から <b>10 時 30 分</b>頃まで（状況によって前後する可能性があります。） ・当社における定期・臨時のメンテナンス時間</p> <p>(5) ~ (6) 変更なし</p> <p>(7) 当社の米国株式信用取引の取扱銘柄は、米国株券等から、日本証券業協会が定める「銘柄選定等に係るガイドライン」に基づき、当社が別に定める「銘柄の選定基準及び新規建て注文の受託禁止基準」により、当社が選定した銘柄（以下「米株信用取扱銘柄」といいます。）に限ります。 <u>米株信用取扱銘柄から、株券等の在庫状況等に鑑みて新規売建することに支障がないと当社が判断する銘柄（以下「米株信用売建可能銘柄」といいます。）のみ、新規売建ができるものとします。</u> なお、米株信用取扱銘柄は 1 か月に 1 回程度の頻度で更新し、当社ウェブサイト公表します。当社ウェブサイトまたは IFA サポートでご確認ください。</p> <p>(8) 米国株式信用取引は、米ドル建てとします。また、米国株式信用取引の委託保証金（以下「委託保証金」といいます。）として受け入れることのできる金銭も米ドルに限ります。円貨による受け入れはできませんのでご注意ください。 追加保証金（追証）も米ドルでのご入金が必要となります。追加保証金（追証）の確定金額を当社ウェブサイトまたは IFA サポートでご確認いただいた後に、証券総合口座の円貨から米ドルに交換するリアルタイム為替取引を行った場合には、為替取引の約定日・受渡日を考慮すると追加保証金の解消期限等に間に合わず、米国の銀行の休業日等があった場合には追加保証金差入期限にも間に合わない場合がありますので（追加保証金（追証）についての詳細は、「3. 必要委託保証金等 (7) 追加保証金（追証）の差し入れ」をご確認ください。）、外国証券取引口座の米ドルのお預り金（以下「米ドルお預り金」といいます。）には、余裕を持った金額（米ドル）をあらかじめご入金ください。また、住信 SBI ネット銀行からも外貨をご入金いただけますので、利用をご検討ください。</p> <p>(9) 変更なし</p> <p>(10) 信用建玉の返済により利益相当額が発生した場合は、原則として決済と同時に委託保証金に算入いたします。</p> <p>(11) ~ (13) 変更なし</p> <p>(14) 米株信用取扱銘柄に合併、株式交換、株式移転、株式併合（減資）、上場廃止、株式分割が行われる場合、または有償増</p>	<p>別紙</p> <p style="text-align: center;"><b>S B I 証券の米国株式信用取引について</b></p> <p><b>1.米国株式信用取引口座の開設</b> 省略</p> <p><b>2.基本ルール</b> (1) ~ (3) 省略</p> <p>(4) 米国市場の取引時間は、現地時間 9 時 30 分～16 時（日本時間 23 時 30 分～翌日 6 時（夏時間 22 時 30 分～翌日 5 時））となり、立合時間中に昼休みは設けられておらず、売買取引が中断されることはありません。 なお、当社ではご注文は、下記一部の時間を除いて受け付けます。 （米国株式現物取引と同じ。） 【注文受付停止時間】 ・日本時間での取引終了時刻から <b>9 時</b>頃まで（状況によって前後する可能性があります。） ・当社における定期・臨時のメンテナンス時間</p> <p>(5) ~ (6) 省略</p> <p>(7) 当社の米国株式信用取引の取扱銘柄は、米国株券等から、日本証券業協会が定める「銘柄選定等に係るガイドライン」に基づき、当社が別に定める「銘柄の選定基準及び新規建て注文の受託禁止基準」により、当社が選定した銘柄（以下「米株信用取扱銘柄」といいます。）に限ります。</p> <p>なお、米株信用取扱銘柄は 1 か月に 1 回程度の頻度で更新し、当社ウェブサイト公表します。当社ウェブサイトまたは IFA サポートでご確認ください。</p> <p>(8) 米国株式信用取引は、米ドル建てとします。また、米国株式信用取引の委託保証金（以下「委託保証金」といいます。）として受け入れることのできる金銭も米ドルに限ります。円貨による受け入れはできませんのでご注意ください。 追加保証金（追証）も米ドルでのご入金が必要となります。追加保証金（追証）の確定金額を当社ウェブサイトまたは IFA サポートでご確認いただいた後に、証券総合口座の円貨から米ドルに交換するリアルタイム為替取引を行った場合には、為替取引の約定日・受渡日を考慮すると追加保証金の解消期限等に間に合わず、米国の銀行の休業日等があった場合には追加保証金差入期限にも間に合わない場合がありますので（追加保証金（追証）についての詳細は、「3. 必要委託保証金等 (6) 追加保証金（追証）の差し入れ」をご確認ください。）、外国証券取引口座の米ドルのお預り金（以下「米ドルお預り金」といいます。）には、余裕を持った金額（米ドル）をあらかじめご入金ください。また、住信 SBI ネット銀行からも外貨をご入金いただけますので、利用をご検討ください。</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 信用建玉の<b>売り</b>返済により利益相当額が発生した場合は、原則として決済と同時に委託保証金に算入いたします。</p> <p>(11) ~ (13) 省略</p> <p>(14) 米株信用取扱銘柄に合併、株式交換、株式移転、株式併合（減資）、上場廃止、株式分割が行われる場合、または有償</p>

新(改定後)	旧(改定前)
<p>資、単元株式数の変更、会社分割、スピノフ（会社分割、子会社株式分配等）及び現地ティッカーシンボルの変更等のコーポレートアクションが発生すると当社が合理的な根拠に基づき判断した場合には、対象となる銘柄に次のような措置が行われますので、当社ウェブサイトの『メッセージボックス』へのご連絡又はお電話等でご連絡いたします。「本日の注意銘柄」も必ずご確認ください。</p> <p>①遅滞なく新規建てを停止いたします。 ②当社の裁量により返済期日を別途設けます（短縮します）。</p> <p>（15）決済損の発生等により米ドルお預り金残高がマイナスとなり、<u>差入れ期限までに解消できなかった場合には、証券総合口座内の円貨の残高の有無にかかわらず自動的に為替取引（リアルタイム為替取引）が行われ（1米ドル当たり0.25円の為替スプレッドがかかります。）</u>、円貨を米ドルに交換のうえで当該マイナスの金額に充当いたします。当該為替取引の結果、証券総合口座の円貨の残高がマイナスとなった場合には、その金額を円貨でご入金いただく必要があります。</p> <p>（16）～（19）変更なし</p> <p>（20）当社の米国株式取引の取次先（現地証券会社）では、米国の各金融商品取引所や、ECN(電子証券取引ネットワーク)と呼ばれる一種の私設証券取引システム等から、原則として最良気配価格を提示する市場を自動的に判定して執行します。（米国株式現物取引と同じ。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●株式が上場している市場以外に発注されることがあります。</li> <li>●寄付前のご注文が上場市場の始値と合致する場合であっても、判定の結果、発注された市場によっては未約定、または上場市場の始値とは異なる価格での約定となることがあります。</li> <li>●<u>米国の各市場では寄付前、取引時間終了前に取消注文・訂正注文が受付されない時間帯が設定されている場合があります。そのため、取消注文・訂正注文が受付されない時間帯に取消注文・訂正注文いただいた場合、取消・訂正前の当初のご注文が先に約定する可能性がございますのでご注意ください。取消注文・訂正注文が受付されない時間帯は各取引所により異なります。例えば、NASDAQでは23時25分～23時30分（夏時間22時25分～22時30分）および5時55分～6時（夏時間4時55分～5時）、NYSE Arcaでは23時29分～23時30分（夏時間22時29分～22時30分）の取消注文・訂正注文は有効となりません。</u></li> </ul> <p><b>3.必要委託保証金等</b> <b>(1) 委託保証金</b> 変更なし</p> <p><b>(2) 委託保証金率</b> 委託保証金率とは、建玉代金合計に対する実質保証金の割合をいいます。 (計算式) 委託保証金率(%) = (委託保証金現金合計 - 支払諸経費 * 1 - 建玉の評価損益合計 * 2 ± 受渡未到来の決済損益合計 * 3) ÷ 建玉代金合計 × 100</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 1 お客様が支払う経費（米国株式信用取引の委託手数料・金利・<u>貸株料</u>・管理費）の合計です。（以下「支払諸経費」において同じ。）</li> <li>* 2 「建玉の評価損益合計」がマイナス（損）の場合のみ差引き、プラス（益）の場合は、「建玉の評価損益合計」はゼロとして計算します。（以下「建玉の評価損益合計」において同じ。）</li> <li>* 3 「受渡未到来の決済損益合計」がマイナス（損）の場合は減算（-）し、プラス（益）の場合は加算（+）して計算しま</li> </ul>	<p>増資、単元株式数の変更、会社分割、スピノフ（会社分割、子会社株式分配等）及び現地ティッカーシンボルの変更等のコーポレートアクションが発生すると当社が合理的な根拠に基づき判断した場合には、対象となる銘柄に次のような措置が行われますので、当社ウェブサイトの『メッセージボックス』又はお電話等でご連絡いたします。「本日の注意銘柄」も必ずご確認ください。</p> <p>①遅滞なく新規建てを停止いたします。 ②当社の裁量により返済期限を別途設けます（短縮します）。</p> <p>（15）決済損の発生等により米ドルお預り金残高がマイナスとなった場合には、証券総合口座内の円貨の残高の有無にかかわらず自動的に為替取引（リアルタイム為替取引）が行われ（1米ドル当たり0.25円の為替スプレッドがかかります。）、円貨を米ドルに交換のうえで当該マイナスの金額に充当いたします。当該為替取引の結果、証券総合口座の円貨の残高がマイナスとなった場合には、その金額を円貨でご入金いただく必要があります。</p> <p>（16）～（19）省略</p> <p>（20）当社の米国株式取引の取次先（現地証券会社）では、米国の各金融商品取引所や、ECN(電子証券取引ネットワーク)と呼ばれる一種の私設証券取引システム等から、原則として最良気配価格を提示する市場を自動的に判定して執行します。（米国株式現物取引と同じ。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●株式が上場している市場以外に発注されることがあります。</li> <li>●寄付前のご注文が上場市場の始値と合致する場合であっても、判定の結果、発注された市場によっては未約定、または上場市場の始値とは異なる価格での約定となることがあります。</li> <li>●<u>寄付前のご注文が、判定の結果 NASDAQ に発注されている場合、日本時間 23 時 25 分～30 分（夏時間 22 時 25 分～30 分）の間は、NASDAQ のルールにより、注文訂正及び注文取消は有効となりません。当該時間帯にお客様から注文訂正または注文取消を発注された場合、23 時 30 分（夏時間 22 時 30 分）以降にお客様の注文訂正または注文取消が NASDAQ 市場で有効となります。このため、当初のご注文が先に約定した場合には、注文訂正または注文取消が無効となります。</u></li> </ul> <p><b>3.必要委託保証金等</b> <b>(1) 委託保証金</b> 省略</p> <p><b>(2) 委託保証金率</b> 委託保証金率とは、建玉代金合計に対する実質保証金の割合をいいます。 (計算式) 委託保証金率(%) = (委託保証金現金合計 - 支払諸経費 * 1 - 建玉の評価損益合計 * 2 ± 受渡未到来の決済損益合計 * 3) ÷ 建玉代金合計 × 100</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 1 お客様が支払う経費（米国株式信用取引の委託手数料・金利・管理費）の合計です。（以下「支払諸経費」において同じ。）</li> <li>* 2 「建玉の評価損益合計」がマイナス（損）の場合のみ差引き、プラス（益）の場合は、「建玉の評価損益合計」はゼロとして計算します。（以下「建玉の評価損益合計」において同じ。）</li> <li>* 3 「受渡未到来の決済損益合計」がマイナス（損）の場合は減算（-）し、プラス（益）の場合は加算（+）して計算しま</li> </ul>

新(改定後)	旧(改定前)												
<p>す。(以下「受渡未到来の決済損益合計」において同じ。)</p> <p><b>(3) 信用建余力</b> 変更なし</p> <p><b>(4) 新規建の範囲</b> 新規建は信用建余力の範囲内で行うことができます。原則として、建玉限度額を超えることとなる新規建の注文は行うことができません。信用建余力は当社ウェブサイト上に表示いたします。 なお、注文時点で概算約定金額の米ドル金額を信用建余力から拘束し、約定後に実際の約定金額等との差額を開放または拘束します。<u>概算約定金額の計算は売建・買建の別でそれぞれ異なりますのでご注意ください。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>売買の別</th> <th>計算式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>買建</td> <td>注文単価 × 株数</td> </tr> <tr> <td>売建</td> <td>基準価格※1 × 上乗せレート※2 × 株数</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 基準価格は、注文単価または株価（直近価格または前日終値）のいずれか高い方の価格となります。</p> <p>※2 上乗せレートは、115%とします。</p> <p><b>(5) 新規建時の最低委託保証金</b> 変更なし</p> <p><b>(6) 新規建不足</b> 米国市場では、国内株式市場と異なり1日の制限値幅がないため、急激な相場変動等によって注文受注時に拘束した信用建余力以上の金額で約定する可能性があります。当該約定の結果、委託保証金率が50%を下回る場合（以下「新規建不足」といいます。）には、50%を回復するまで委託保証金を差入れていただきます。なお、当該50%の数値は、当社独自の判断により変更することがあります。新規建不足は、当社ウェブサイト上に表示いたしますので、必ずご確認ください。インターネット取引をご利用でないお客様は、IFA サポートにお電話でご確認ください。 新規建不足が発生した場合には、国内受渡日（国内約定日から起算して3営業日目）までに、以下①～④のいずれか（または組み合わせ）の方法により解消いただく必要があります。なお、各方法により対応いただく時限が異なりますので十分ご注意ください。 ①円お預り金で為替取引を行ったうえで米ドルお預り金から振替（※1、2、3） ②米ドルお預り金（出金可能額）から振替（※3） ③住信 SBI ネット銀行からの外貨入金（米ドル）（※4、5） ④建玉（新規建不足の原因となった建玉以外）の全部または一部の反対売買による決済（※6、7）</p> <p>※1 為替取引日の当日には委託保証金に反映しません。最短でも翌国内営業日となります。また、為替取引後にお客様ご自身で米ドルお預り金から委託保証金への振替が必要です。為替取引を行っていただいた後、すぐには委託保証金への振替ができません。為替取引後、米ドルお預り金から委託保証金への振替が可能となる時間は下表のとおりです。為替取引についての詳細は、別に定める「為替取引に関する説明書」をご確認ください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>為替取引の時間</th> <th>米ドルお預り金から委託保証金への振替が可能となる時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎国内営業日 0 時～15 時より前*1 (月曜日は 7 時～)</td> <td>為替取引日当日 17 時 30 分以降 (為替取引日の翌国内営業日が米国の銀行の休業日の場合、当該翌国内営業日 17 時 30 分以降)</td> </tr> <tr> <td>・毎国内営業日 15 時～24 時*2 ・土曜日 0 時～6 時 30 分*3</td> <td>為替取引日の翌国内営業日 17 時 30 分以降 (為替取引日の翌々国内営業日が米国の銀行の休業日の場合、当該翌々国</td> </tr> </tbody> </table>	売買の別	計算式	買建	注文単価 × 株数	売建	基準価格※1 × 上乗せレート※2 × 株数	為替取引の時間	米ドルお預り金から委託保証金への振替が可能となる時間	毎国内営業日 0 時～15 時より前*1 (月曜日は 7 時～)	為替取引日当日 17 時 30 分以降 (為替取引日の翌国内営業日が米国の銀行の休業日の場合、当該翌国内営業日 17 時 30 分以降)	・毎国内営業日 15 時～24 時*2 ・土曜日 0 時～6 時 30 分*3	為替取引日の翌国内営業日 17 時 30 分以降 (為替取引日の翌々国内営業日が米国の銀行の休業日の場合、当該翌々国	<p>す。(以下「受渡未到来の決済損益合計」において同じ。)</p> <p><b>(3) 信用建余力</b> 省略</p> <p><b>(4) 新規建の範囲</b> 新規建は信用建余力の範囲内で行うことができます。原則として、建玉限度額を超えることとなる新規建の注文は行うことができません。信用建余力は当社ウェブサイト上に表示いたします。 なお、注文時点で概算約定金額（注文単価 × 株数）の米ドル金額を信用建余力から拘束し、約定後に実際の約定金額等との差額を開放または拘束します。</p> <p><b>(5) 新規建時の最低委託保証金</b> 省略</p> <p>新設</p>
売買の別	計算式												
買建	注文単価 × 株数												
売建	基準価格※1 × 上乗せレート※2 × 株数												
為替取引の時間	米ドルお預り金から委託保証金への振替が可能となる時間												
毎国内営業日 0 時～15 時より前*1 (月曜日は 7 時～)	為替取引日当日 17 時 30 分以降 (為替取引日の翌国内営業日が米国の銀行の休業日の場合、当該翌国内営業日 17 時 30 分以降)												
・毎国内営業日 15 時～24 時*2 ・土曜日 0 時～6 時 30 分*3	為替取引日の翌国内営業日 17 時 30 分以降 (為替取引日の翌々国内営業日が米国の銀行の休業日の場合、当該翌々国												

新(改定後)

旧(改定前)

・国内祝日 0 時～ 24 時 (終日) 内営業日 17 時 30 分以降)

- \*1 6 時 30 分～7 時 (夏時間 5 時 30 分～6 時) は、定期システムメンテナンスのため為替取引をご利用いただけません。
- \*2 毎日 19 時～19 時 30 分は、定期システムメンテナンスのため為替取引をご利用いただけません。
- \*3 夏時間の場合には、5 時 30 分となります。

※2 新規建不足の原因となった建玉の国内約定日の翌国内営業日の 15 時より前に為替取引を行う必要があります。更に、為替取引を行った後、解消期限の日の 17 時 30 分より前に、お客様ご自身で米ドルお預り金から委託保証金への振替指示が必要となります。

為替取引の時間	振替可能時間	解消の可否
国内約定日の 15 時より前の為替取引	国内約定日の 17 時 30 分以降*1	解消期限に間に合う
国内約定日の 15 時以降、国内約定日の翌国内営業日の 15 時より前の為替取引	国内約定日の翌国内営業日の 17 時 30 分以降	解消期限に間に合う*2

\*1 国内約定日の翌国内営業日が米国の銀行の休業日の場合には、国内約定日の翌国内営業日の 17 時 30 分以降

\*2 国内約定日の 2 国内営業日後 (新規建不足の原因となった建玉の国内受渡日) が米国の銀行の休業日の場合には、解消期限に間に合いません。別の方法でのご入金が必要です。

●国内約定日の翌国内営業日 (国内約定日の 2 国内営業日後 (国内受渡日) が米国の銀行の休業日の場合には国内約定日) の 15 時以降に当社で為替取引を行うと、解消期限に間に合いません。別の方法でのご入金が必要です。

※3 国内営業日 17 時 30 分までに受け付けた米ドルお預り金の振替は、当日に反映しますが、同時刻を過ぎて受け付けた振替は、翌国内営業日の反映となります。解消期限の日の 17 時 30 分より前に、お客様ご自身での振替指示が必要となります。

※4 住信 SBI ネット銀行からの外貨入金の入金先に「米株信用取引保証金」を指定した場合に限ります。なお、米ドルお預り金不足 (マイナス) が発生している場合、当該不足額を解消したうえで、ご入金ください。

※5 国内営業日 15 時までに当社が着金を確認した場合は当日付で反映しますが、同時刻を過ぎた場合は、翌国内営業日付での反映となります。解消期限の日の 15 時より前に、お客様ご自身の入金指示が必要となります。

※6 建玉代金の 50%相当額を新規建不足額に充当できます。解消期限の日までに現地営業日が無かった場合には、決済を行うことができず、この方法では解消期限までの入金できません。別の方法でのご入金が必要です。

※7 新規建不足の発生原因となった建玉を返済しても不足額に充当できません。また、決済益も新規建不足額に充当できません。

●新規建不足は、その後の株価の値上がり等により委託保証金率が 50%を回復した場合でも、解消とはなりません。ご入金等による新規建不足の解消が必要となります。

●当社にて新規建不足の解消が確認できない場合には、その後の新規建のご注文及び現物株式等の買付けのご注文はお受けできません。

なお、新規建のご注文及び現物株式等の買付け注文停止措置は、新規建不足解消後の翌国内営業日に解除されます。

新規建不足の解消が確認できないことにより行われた取引制限を解除するには、改めて審査が必要となる場合があります。

新(改定後)

(7) 追加保証金(追証)の差し入れ

建玉の評価損の拡大等により、現地取引終了後のお客様の委託保証金率が30%を下回った場合には、30%を回復するまで追加保証金を差し入れていただきます。なお、当該30%の数値は、当社独自の判断により変更することがあります。

追加保証金は、各現地取引日の取引時間終了後(日本時間の朝9時頃)に概算判定された金額が通知され、当該現地取引日の翌国内営業日(追証確定日)のシステムメンテナンス終了後の19時30分頃に諸経費が加味された確定金額を当社ウェブサイト上に表示いたしますので、必ずご確認ください。

インターネット取引をご利用でないお客様は、IFAサポートにお電話でご確認ください。

追加保証金が解消しない場合、全ての建玉は**反対売買**にて決済されます(下記(8)参照)。追加保証金が発生した場合には、追証解消期限(追証確定日の翌国内営業日)までに、以下①～④のいずれか(または組み合わせ)の方法により解消いただく必要があります。なお、各方法により対応いただく時限が異なりますので十分ご注意ください。また、当社にて追加保証金の解消が確認できない場合には、その後の新規建のご注文はお受けしませんのであらかじめご了承ください。

- ①円お預り金で為替取引を行ったうえで米ドルお預り金から振替(※1、2、3)
- ②米ドルお預り金(出金可能額)から振替(※3)
- ③住信SBIネット銀行からの外貨入金(米ドル)(※4、5)
- ④建玉の全部または一部の**反対売買**による決済(※6、7)

※1 為替取引日の当日には委託保証金に反映しません。最短でも翌国内営業日となります。また、為替取引後にお客様ご自身で米ドルお預り金から委託保証金への振替が必要です。為替取引を行っていただいた後、すぐには委託保証金への振替ができません。為替取引後、米ドルお預り金から委託保証金への振替が可能となる時間は下表のとおりです。為替取引についての詳細は、別に定める「為替取引に関する説明書」をご確認ください。

為替取引の時間	米ドルお預り金から委託保証金への振替が可能となる時間
毎国内営業日 0時～15時より前*1 (月曜日は7時～)	為替取引日当日 17時30分以降 (為替取引日の翌国内営業日が米国の銀行の休業日の場合、当該翌国内営業日 17時30分以降)
・毎国内営業日 15時～24時*2 ・土曜日 0時～6時30分*3 ・国内祝日 0時～24時(終日)	為替取引日の翌国内営業日 17時30分以降 (為替取引日の翌々国内営業日が米国の銀行の休業日の場合、当該翌々国内営業日 17時30分以降)

\*1 6時30分～7時(夏時間5時30分～6時)は、定期システムメンテナンスのため為替取引をご利用いただけません。

\*2 毎日19時～19時30分は、定期システムメンテナンスのため為替取引をご利用いただけません。

\*3 夏時間の場合には、5時30分となります。

※2 概算判定された金額が表示されたタイミング(追証確定日の9時頃)以降、同日15時より前のタイミングで為替取引を行う必要があります。為替取引を行った後、同日17時30分以降、翌国内営業日17時30分より前に、お客様ご自身で米ドルお預り金から委託保証金への振替指示が必要となります。

●追証確定日の15時以降や追加保証金の確定金額が画面表示された後(追証確定日のシステムメンテナンス終了後の

旧(改定前)

(6) 追加保証金(追証)の差し入れ

建玉の評価損の拡大等により、現地取引終了後のお客様の委託保証金率が30%を下回った場合には、30%を回復するまで追加保証金を差し入れていただきます。なお、当該30%の数値は、当社独自の判断により変更することがあります。

追加保証金は、各現地取引日の取引時間終了後(日本時間の朝9時頃)に概算判定された金額が通知され、当該現地取引日の翌国内営業日(追証確定日)のシステムメンテナンス終了後の19時30分頃に諸経費が加味された確定金額を当社ウェブサイト上に表示いたしますので、必ずご確認ください。

インターネット取引をご利用でないお客様は、IFAサポートにお電話でご確認ください。

追加保証金が解消しない場合、全ての建玉は**売り返済**にて決済されます(下記(9)参照)。追加保証金が発生した場合には、追証解消期限(追証確定日の翌国内営業日)までに、以下①～④のいずれか(または組み合わせ)の方法により解消いただく必要があります。なお、各方法により対応いただく時限が異なりますので十分ご注意ください。また、当社にて追加保証金の解消が確認できない場合には、その後の新規建のご注文はお受けしませんのであらかじめご了承ください。

- ①円お預り金で為替取引を行ったうえで米ドルお預り金から振替(※1、2、3)
- ②米ドルお預り金(出金可能額)から振替(※3)
- ③住信SBIネット銀行からの外貨入金(米ドル)(※4、5)
- ④建玉の全部または一部の**売り返済**による決済(※6、7)

※1 為替取引日の当日には委託保証金に反映しません。最短でも翌国内営業日となります。また、為替取引後にお客様ご自身で米ドルお預り金から委託保証金への振替が必要です。為替取引を行っていただいた後、すぐには委託保証金への振替ができません。為替取引後、米ドルお預り金から委託保証金への振替が可能となる時間は下表のとおりです。為替取引についての詳細は、別に定める「為替取引に関する説明書」をご確認ください。

為替取引の時間	米ドルお預り金から委託保証金への振替が可能となる時間
毎国内営業日 0時～15時より前*1 (月曜日は7時～)	為替取引日当日 17時30分以降 (為替取引日の翌国内営業日が米国の銀行の休業日の場合、当該翌国内営業日 17時30分以降)
・毎国内営業日 15時～24時*2 ・土曜日 0時～6時30分*3 ・国内祝日 0時～24時(終日)	為替取引日の翌国内営業日 17時30分以降 (為替取引日の翌々国内営業日が米国の銀行の休業日の場合、当該翌々国内営業日 17時30分以降)

\*1 6時30分～7時(夏時間5時30分～6時)は、定期システムメンテナンスのため為替取引をご利用いただけません。

\*2 毎日19時～19時30分は、定期システムメンテナンスのため為替取引をご利用いただけません。

\*3 夏時間の場合には、5時30分となります。

※2 概算判定された金額が表示されたタイミング(追証確定日の9時頃)以降、同日15時より前のタイミングで為替取引を行う必要があります。為替取引を行った後、同日17時30分以降、翌国内営業日17時30分より前に、お客様ご自身で米ドルお預り金から委託保証金への振替指示が必要となります。

●追証確定日の15時以降や追加保証金の確定金額が画面表示された後(追証確定日のシステムメンテナンス終了後の

新(改定後)	旧(改定前)				
<p>19時30分頃)に当社で為替取引を行うと、米ドルお預り金から委託保証金の振替が可能となるのは、最短で翌々国内営業日の17時30分以降となりますので、追証解消期限に間に合いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●概算判定された金額に諸経費が加算された金額が確定の追加保証金となりますので、概算金額と同額では必要入金額に不足しますので、余裕を持った金額で為替取引を行ってください。</li> <li>●追証確定日の翌国内営業日が米国の銀行の休業日に該当する場合、為替取引の受渡が行われないことから、この方法では追証解消期限までの入金できません。別の方法でのご入金が必要です。</li> </ul> <p>※3 国内営業日17時30分までに受け付けた米ドルお預り金の振替は、当日に反映しますが、同時刻を過ぎて受け付けた振替は、翌国内営業日の反映となります。追証解消期限の日の17時30分より前に、お客様ご自身での振替指示が必要となります。</p> <p>※4 住信SBIネット銀行からの外貨入金の入金先に「米株信用取引保証金」を指定した場合に限ります。なお、米ドルお預り金不足(マイナス)が発生している場合には、当該不足額を解消したうえでご入金ください。</p> <p>※5 国内営業日15時までに当社が着金を確認した場合は当日付で反映しますが、同時刻を過ぎた場合は、翌国内営業日付での反映となります。追証解消期限の日の15時より前に、お客様ご自身での入金指示が必要となります。</p> <p>※6 信用建玉の<b>反対売買</b>による決済を行った際は、当該建玉代金の30%相当額を追加保証金額に充当できます。追証確定日以降追証解消期限の日までに現地営業日が無かった場合には、決済を行うことができず、この方法では追証解消期限までの入金できません。別の方法でのご入金が必要です。</p> <p>※7 信用建玉の<b>反対売買</b>により発生した決済益は、追加保証金額には充当できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●追加保証金は、その後の株価の値上がり等により委託保証金率が30%を回復した場合でも、解消とはなりません。ご入金等による追加保証金の解消が必要となります。</li> <li>●追加保証金が発生した場合には、その後の新規建のご注文はお受けできません。また、追証解消期限までに、追加保証金の解消が当社にて確認ができない間は、現物株式等の買付けのご注文及び出金はお受けしません。</li> <li>●追証解消期限までに、追加保証金の解消が確認できないことにより行われた取引制限を解除するには、改めて審査が必要となる場合があります。</li> </ul> <p><b>(8) 強制返済</b> 追証解消期限(追証確定日の翌国内営業日)の翌国内営業日17時30分(追加保証金差入期限)までに、当社にて追加保証金の解消が確認できない場合、お客様の計算において、その方法、時期、場所、価格等は全て当社の裁量で全ての建玉を<b>反対売買</b>にて決済いたします。</p> <p>追証解消期限に間に合わなかった場合に、追加保証金差入期限までに追加保証金を解消する方法は、下表のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="124 1854 775 2110"> <tr> <td data-bbox="124 1854 336 2110">円お預り金で為替取引を行ったうえで米ドルお預り金から振替</td> <td data-bbox="336 1854 775 2110">追証確定日の15時以降、追証解消期限の日の15時より前のタイミングで為替取引を行う必要があります。追証解消期限の日の15時より前に為替取引を行った後、同日17時30分以降、翌国内営業日17時30分より前に、お客様ご自身で米ドルお預り金から委託保証金への振替指示が必要となります。為替取引を行って</td> </tr> </table>	円お預り金で為替取引を行ったうえで米ドルお預り金から振替	追証確定日の15時以降、追証解消期限の日の15時より前のタイミングで為替取引を行う必要があります。追証解消期限の日の15時より前に為替取引を行った後、同日17時30分以降、翌国内営業日17時30分より前に、お客様ご自身で米ドルお預り金から委託保証金への振替指示が必要となります。為替取引を行って	<p>19時30分頃)に当社で為替取引を行うと、米ドルお預り金から委託保証金の振替が可能となるのは、最短で翌々国内営業日の17時30分以降となりますので、追証解消期限に間に合いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●概算判定された金額に諸経費が加算された金額が確定の追加保証金となりますので、概算金額と同額では必要入金額に不足しますので、余裕を持った金額で為替取引を行ってください。</li> <li>●追証確定日の翌国内営業日が米国の銀行の休業日に該当する場合、為替取引の受渡が行われないことから、この方法では追証解消期限までの入金できません。別の方法でのご入金が必要です。</li> </ul> <p>※3 国内営業日17時30分までに受け付けた米ドルお預り金の振替は、当日に反映しますが、同時刻を過ぎて受け付けた振替は、翌国内営業日の反映となります。追証解消期限の日の17時30分より前に、お客様ご自身での振替指示が必要となります。</p> <p>※4 住信SBIネット銀行からの外貨入金の入金先に「米株信用取引保証金」を指定した場合に限ります。なお、米ドルお預り金不足(マイナス)が発生している場合には、当該不足額を解消したうえでご入金ください。</p> <p>※5 国内営業日15時までに当社が着金を確認した場合は当日付で反映しますが、同時刻を過ぎた場合は、翌国内営業日付での反映となります。追証解消期限の日の15時より前に、お客様ご自身での入金指示が必要となります。</p> <p>※6 信用建玉の<b>売り返済</b>による決済を行った際は、当該建玉代金の30%相当額を追加保証金額に充当できます。追証確定日以降追証解消期限の日までに現地営業日が無かった場合には、決済を行うことができず、この方法では追証解消期限までの入金できません。別の方法でのご入金が必要です。</p> <p>※7 信用建玉の<b>売り返済</b>により発生した決済益は、追加保証金額には充当できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●追加保証金は、その後の株価の値上がり等により委託保証金率が30%を回復した場合でも、解消とはなりません。ご入金等による追加保証金の解消が必要となります。</li> <li>●追加保証金が発生した場合には、その後の新規建のご注文はお受けできません。また、追証解消期限までに、追加保証金の解消が当社にて確認ができない間は、現物株式等の買付けのご注文及び出金はお受けしません。</li> <li>●追証解消期限までに、追加保証金の解消が確認できないことにより行われた取引制限を解除するには、改めて審査が必要となる場合があります。</li> </ul> <p><b>(7) 強制返済</b> 追証解消期限(追証確定日の翌国内営業日)の翌国内営業日17時30分(追加保証金差入期限)までに、当社にて追加保証金の解消が確認できない場合、お客様の計算において、その方法、時期、場所、価格等は全て当社の裁量で全ての建玉を<b>売り返済</b>にて決済いたします。</p> <p>追証解消期限に間に合わなかった場合に、追加保証金差入期限までに追加保証金を解消する方法は、下表のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="812 1854 1463 2110"> <tr> <td data-bbox="812 1854 1024 2110">円お預り金で為替取引を行ったうえで米ドルお預り金から振替</td> <td data-bbox="1024 1854 1463 2110">追証確定日の15時以降、追証解消期限の日の15時より前のタイミングで為替取引を行う必要があります。追証解消期限の日の15時より前に為替取引を行った後、同日17時30分以降、翌国内営業日17時30分より前に、お客様ご自身で米ドルお預り金から委託保証金への振替指示が必要となります。為替取引を行って</td> </tr> </table>	円お預り金で為替取引を行ったうえで米ドルお預り金から振替	追証確定日の15時以降、追証解消期限の日の15時より前のタイミングで為替取引を行う必要があります。追証解消期限の日の15時より前に為替取引を行った後、同日17時30分以降、翌国内営業日17時30分より前に、お客様ご自身で米ドルお預り金から委託保証金への振替指示が必要となります。為替取引を行って
円お預り金で為替取引を行ったうえで米ドルお預り金から振替	追証確定日の15時以降、追証解消期限の日の15時より前のタイミングで為替取引を行う必要があります。追証解消期限の日の15時より前に為替取引を行った後、同日17時30分以降、翌国内営業日17時30分より前に、お客様ご自身で米ドルお預り金から委託保証金への振替指示が必要となります。為替取引を行って				
円お預り金で為替取引を行ったうえで米ドルお預り金から振替	追証確定日の15時以降、追証解消期限の日の15時より前のタイミングで為替取引を行う必要があります。追証解消期限の日の15時より前に為替取引を行った後、同日17時30分以降、翌国内営業日17時30分より前に、お客様ご自身で米ドルお預り金から委託保証金への振替指示が必要となります。為替取引を行って				

新(改定後)		旧(改定前)	
	<p>ただいた後、すぐには委託保証金への振替ができませんので十分ご注意ください。</p> <p>●追加保証金差入期限の日が米国の銀行の休業日に該当する場合、為替取引の受渡が行われないことから、この方法では差入期限までの入金できません。別の方法でのご入金が必要です。</p>		<p>ただいた後、すぐには委託保証金への振替ができませんので十分ご注意ください。</p> <p>●追加保証金差入期限の日が米国の銀行の休業日に該当する場合、為替取引の受渡が行われないことから、この方法では差入期限までの入金できません。別の方法でのご入金が必要です。</p>
米ドルお預り金 (出金可能額) からの振替	追加保証金差入期限の日の17時30分より前に、お客様 yourself で米ドルお預り金から委託保証金への振替指示が必要となります。	米ドルお預り金 (出金可能額) からの振替	追加保証金差入期限の日の17時30分より前に、お客様 yourself で米ドルお預り金から委託保証金への振替指示が必要となります。
住信 SBI ネット銀行からの外貨入金 (米ドル)	追加保証金差入期限の日の15時より前に、お客様 yourself で住信 SBI ネット銀行からの外貨入金の入金先に「米株信用取引保証金」を指定してのご入金が必要となります。	住信 SBI ネット銀行からの外貨入金 (米ドル)	追加保証金差入期限の日の15時より前に、お客様 yourself で住信 SBI ネット銀行からの外貨入金の入金先に「米株信用取引保証金」を指定してのご入金が必要となります。
建玉の全部または一部の <b>反対売買</b> による決済	<p>追証解消期限の日の現地営業日に信用建玉の決済を行った場合は、当該建玉代金の30%相当額を追加保証金額に充当できます。</p> <p>●追証解消期限の日以降追加保証金差入期限までに現地営業日が無かった場合には、決済を行うことができません。この方法では追証解消期限差入期限までの入金できません。別の方法でのご入金が必要です。</p>	建玉の全部または一部の <b>売り返済</b> による決済	<p>追証解消期限の日の現地営業日に信用建玉の決済を行った場合は、当該建玉代金の30%相当額を追加保証金額に充当できます。</p> <p>●追証解消期限の日以降追加保証金差入期限までに現地営業日が無かった場合には、決済を行うことができません。この方法では追証解消期限差入期限までの入金できません。別の方法でのご入金が必要です。</p>

なお、強制返済により決済損が発生し、委託保証金現金で当該決済損を充当できず米ドルお預り金不足(マイナス)が発生する場合は、「5. 前受制・前受制の例外 (3) 米ドルお預り金不足(マイナス)の充当」に記載の方法で、不足金額をご入金いただく必要があります。

#### 4.取引

##### (1) 新規建

新規建は、信用建余力の範囲内で行うことができます。原則として、建玉限度額を超えることとなる新規建のご注文は行うことができません。信用建余力は、当社ウェブサイト上に表示いたします。または IFA サポートにご確認ください。

信用建余力については、「3. 必要委託保証金等 (3) 信用建余力」をご確認ください。

①信用建余力の範囲内での新規建のご注文であっても、急激な相場変動等によって、結果として委託保証金率が 50%を下回る場合があります(新規建不足)。

新規建不足については、「3. 必要委託保証金等 (6) 新規建不足」をご確認ください。

②一回の注文当たりの新規建可能額は、当社の定める金額とします。当社ウェブサイトをご確認ください。または IFA サポートにご確認ください。

建玉制限は当社独自の判断により変更される場合、また、与信管理の観点から銘柄別の他、お客様毎に変更する場合があります。

③米株信用売建可能銘柄は、当社において銘柄毎に上限株数を設定するため、株不足となった場合は、お客様の一回の注文当たりの新規建可能額内のご注文であっても受付できません。なお、米株信用売建可能銘柄の売建可能数量等の詳細は、当社ウェブサイトをご確認ください。または IFA サポートにご確認ください。

④米株信用売建可能銘柄の新規売建注文は、当社事由により株券等の調達が困難またはその恐れがあると判断した場合には失効します。

なお、強制返済により決済損が発生し、委託保証金現金で当該決済損を充当できず米ドルお預り金不足(マイナス)が発生する場合は、「5. 前受制・前受制の例外 (3) 米ドルお預り金不足(マイナス)の充当」に記載の方法で、不足金額をご入金いただく必要があります。

#### 4.取引

##### (1) 新規建

新規建は、信用建余力の範囲内で行うことができます。原則として、建玉限度額を超えることとなる新規建のご注文は行うことができません。信用建余力は、当社ウェブサイト上に表示いたします。または IFA サポートにご確認ください。

信用建余力については、「3. 必要委託保証金等 (3) 信用建余力」をご確認ください。

##### 新設

①一回の注文当たりの新規建可能額は、当社の定める金額とします。当社ウェブサイトをご確認ください。または IFA サポートにご確認ください。

建玉制限は当社独自の判断により変更される場合、また、与信管理の観点から銘柄別の他、お客様毎に変更する場合があります。

##### 新設

##### 新設

新(改定後)	旧(改定前)
<p><u>⑤米国株式信用取引の売付けを行う場合、アメリカ合衆国の現地法令に基づき価格規制を受けることがありますので、ご注意ください。</u></p> <p>⑥委託保証金率の変更が行われた銘柄について、変更前に発注された未約定のご注文がある場合には当該注文は失効します。</p> <p>⑦注文の制限等が必要と当社が判断した米株信用取扱銘柄については、新規建てを制限する他、受注済みのご注文を失効させる場合があります。</p> <p>⑧米株信用取扱銘柄に、合併、株式交換、株式移転、株式分割、株式併合（減資）、上場廃止、スピノフ（会社分割、子会社株式分配等）等及び現地ティッカーシンボルの変更等（以下「権利処理」といいます。）を当社が認識後、遅滞なく当該銘柄の新規建てを停止します。なお、当該新規建て停止措置は、当該銘柄の当該権利処理の完了を当社が確認した時点で解除します。</p> <p>⑨米株信用取扱銘柄の上場廃止を当社が認識後、遅滞なく当該銘柄の新規建てを停止します。</p> <p>⑩約定後に米国株式信用取引から現物取引への変更はできません。</p> <p><b>(2) 返済期日・返済期限</b> 当社米国株式信用取引では、<u>取引区分毎に下記のとおり返済期日が異なります。</u> <u>【返済期日】</u> 信用買建：原則、無期限 信用売建：新規建国内約定日より6ヵ月目の応当日</p> <p><u>なお、お客様ご自身で決済ができる返済期限は、返済期日の前国内営業日の前現地取引日までとなります。</u> <u>また、以下に定める場合等には、当社の裁量により返済期日を別途設けます（短縮します）。その場合には、当社ウェブサイトの『メッセージボックス』またはお電話等で返済期限をご連絡いたします。ただし、コーポレートアクション等の公表タイミング次第では、返済期限と『メッセージボックス』等のご連絡が前後する場合があります。</u></p> <p>①建玉の銘柄について合併、株式交換、株式移転、株式併合（減資）、上場廃止、スピノフ（会社分割、子会社株式分配等）及び現地ティッカーシンボルの変更等のコーポレートアクションが発生すると当社が合理的な根拠に基づき判断した場合。 なお、返済期限到来後にコーポレートアクションの中止等が発生した場合であっても、<u>お客様の建玉は復元されませんのでご了承ください。</u></p> <p>②法令諸規則及びその他関係諸規則の変更または監督官庁等の指示等により、返済期日を設ける必要が生じた場合。</p> <p>③当社が独自の判断により返済期日を設ける場合。ただし、この場合には原則として、<u>信用買建の場合には3ヵ月前までに、信用売建の場合には返済期限の前国内営業日までに、その旨を通知いたします。</u></p> <p><b>(3) 返済方法</b> <u>買建の場合は売り返済（転売）、売建の場合は買い返済（買戻し）を行い、差金により決済いただきます。売り返済（転売）・買い返済（買戻し）は、委託保証金率に関係なくお申し込みいただけます。建玉の決済方法は反対売買に限り、現引・現渡による決済はできません。</u> なお、決済損のうち委託保証金現金で充当されなかった損金額は、米ドルお預り金から出金されます。当該出金額が米ドルお預り金から充当できず、米ドルお預り金不足（マイナス）となった場合の、米ドルお預り金への入金方法は「5. 前受制・前受制の例外 (3) 米ドルお預り金不足（マイナス）の充当」をご確認ください。</p>	<p><b>新設</b></p> <p>②委託保証金率の変更が行われた銘柄について、変更前に発注された未約定のご注文がある場合には当該注文は失効します。</p> <p>③注文の制限等が必要と当社が判断した米株信用取扱銘柄については、新規建てを制限する他、受注済みのご注文を失効させる場合があります。</p> <p>④米株信用取扱銘柄に、合併、株式交換、株式移転、株式分割、株式併合（減資）、上場廃止、スピノフ（会社分割、子会社株式分配等）等及び現地ティッカーシンボルの変更等（以下「権利処理」といいます。）を当社が認識後、遅滞なく当該銘柄の新規建てを停止します。なお、当該新規建て停止措置は、当該銘柄の当該権利処理の完了を当社が確認した時点で解除します。</p> <p>⑤米株信用取扱銘柄の上場廃止を当社が認識後、遅滞なく当該銘柄の新規建てを停止します。</p> <p>⑥約定後に米国株式信用取引から現物取引への変更はできません。</p> <p><b>(2) 返済期限</b> 当社米国株式信用取引では、<u>信用買建の返済期限は原則として無期限ですが、</u></p> <p><u>なお、以下に定める場合等には、当社の裁量により返済期限を別途設けます（短縮します）。その場合には、当社ウェブサイトの『メッセージボックス』またはお電話等で返済期限をご連絡いたしますので、各返済期限（現地約定日）までに売り返済による決済を行っていただく必要があります。ただし、コーポレートアクション等の公表タイミング次第では、返済期限と『メッセージボックス』等のご連絡が前後する場合があります。</u></p> <p>①建玉の銘柄について合併、株式交換、株式移転、株式併合（減資）、上場廃止、スピノフ（会社分割、子会社株式分配等）及び現地ティッカーシンボルの変更等のコーポレートアクションが発生すると当社が合理的な根拠に基づき判断した場合。 なお、返済期限到来後にコーポレートアクションの中止等が発生した場合であっても、<u>お客様の建玉は復元されませんのでご了承ください。</u></p> <p>②法令諸規則及びその他関係諸規則の変更または監督官庁等の指示等により、返済期限を設ける必要が生じた場合。</p> <p>③当社が独自の判断により返済期限を設ける場合。ただし、この場合には原則として、3ヵ月前までにその旨を通知いたします。</p> <p><b>(3) 返済方法</b> 売り返済（転売）を行い、差金により決済いただきます。売り返済（転売）は、委託保証金率に関係なくお申し込みいただけます。建玉の決済方法は<u>売り返済</u>に限り、現引による決済はできません。</p> <p><u>なお、決済損のうち委託保証金現金で充当されなかった損金額は、米ドルお預り金から出金されます。当該出金額が米ドルお預り金から充当できず、米ドルお預り金不足（マイナス）となった場合の、米ドルお預り金への入金方法は「5. 前受制・前受制の例外 (3) 米ドルお預り金不足（マイナス）の充当」をご確認ください。</u></p>

新(改定後)	旧(改定前)
<p><b>(4) 返済期限までに決済されない場合のお取扱い</b> 返済期限までに決済されない場合、お客様の計算において、その方法、時期、場所、価格等は全て当社の裁量で建玉を<b>反対売買</b>にて決済いたします。 ただし、当社の裁量により返済期日を別途設けた(短縮した)場合で、返済期限の現地翌営業日以降、現地権利付き売買最終日まで米国市場で値がつかない等の事由により建玉の返済を行うことができなかった場合等には、当社が合理的であると判断する精算値段で<b>反対売買</b>により強制決済を行います。</p> <p><b>(5) 売建在庫不足時の注文失効及び強制返済</b> 米株信用売建可能銘柄については、当社事由により株券等の調達が困難またはその恐れがあると判断した場合、当該判断した日(以下「在庫不足日」といいます。)から一定の催告期間を設定した上で、在庫不足状況の段階に応じて、在庫不足が解消するまで、当社の裁量により以下①～③の措置を行います。ただし、緊急かつやむを得ない事由がある場合は、催告期間を設けないことができるとともに、設定した催告期間を繰り上げることができることとします。 ①新規売建注文を失効させます(新しい注文から順番に)。 ②①によって在庫不足が解消しない場合には、発注済みの売建玉の返済注文を訂正し、お客様の計算において、その方法、時期、場所、価格等は全て当社の裁量で建玉を<b>反対売買</b>にて決済いたします。 ③②によっても在庫不足が解消しない場合には、未決済売建玉をお客様の計算において、その方法、時期、場所、価格等は全て当社の裁量で建玉を<b>反対売買</b>にて決済いたします。 ※ 上記②、③の場合、当該銘柄について一時的にお客様のご注文の受付、訂正、取消をすることができません。</p> <p><b>(6) 期間指定注文</b> 売買注文(新規建、売・買返済)の有効期間は、お客様の注文時以降で、米国市場において最初に売買取引が行われる日(現地営業日の取引時間中に受け付けた注文は、当該現地営業日)以降、インターネット取引をご利用のお客様は最長 90 現地営業日まで、インターネット取引をご利用でないお客様は最長 10 現地営業日までを指定いただけます。ただし、新規建注文においては翌日基準値による値洗いにより信用建余力の範囲を超過した場合、または当社の定める事項に該当した場合、有効期間中のご注文であっても失効させる場合があります。</p> <p><b>(7) その他</b> 変更なし</p> <p><b>5.前受制・前受製の例外</b></p> <p><b>(1) 前受制</b> 変更なし</p> <p><b>(2) 前受製の例外</b> 米国株式信用取引の<b>反対売買</b>による決済損金及び<b>配当落調整金</b>(「8. 配当等に係る処理について」をご確認ください。)は、前受製の対象外です。委託保証金で充当されなかった決済損金及び<b>配当落調整金</b>は、米ドルお預り金から出金されます。</p> <p><b>(3) 米ドルお預り金不足(マイナス)の充当</b> 決済損金または<b>配当落調整金</b>が米ドルお預り金から充当できず、米ドルお預り金不足(マイナス)となった場合は、当該<b>反対売買</b>の国内受渡日または<b>配当落調整金の出金日</b>までに、以下①～③のいずれか(または組み合わせ)の方法で不足金額をご入金いただく必要があります。なお、各方法により対応いただく時限が異なりますのでご注意ください。 ①円お預り金等での為替取引(※1) ②住信 SBI ネット銀行からの外貨入金(米ドル)(※2、3)</p>	<p><b>(4) 返済期限までに決済されない場合のお取扱い</b> 返済期限までに決済されない場合、お客様の計算において、その方法、時期、場所、価格等は全て当社の裁量で建玉を<b>売り返済</b>にて決済いたします。 ただし、当社の裁量により返済期限を別途設けた(短縮した)場合で、返済期限の現地翌営業日以降、現地権利付き売買最終日まで米国市場で値がつかない等の事由により建玉の返済を行うことができなかった場合等には、当社が合理的であると判断する精算値段で<b>売り返済</b>により強制決済を行います。</p> <p><b>新設</b></p> <p><b>(5) 期間指定注文</b> 売買注文(新規建、<b>売り返済</b>)の有効期間は、お客様の注文時以降で、米国市場において最初に売買取引が行われる日(現地営業日の取引時間中に受け付けた注文は、当該現地営業日)以降、インターネット取引をご利用のお客様は最長 90 現地営業日まで、インターネット取引をご利用でないお客様は最長 10 現地営業日までを指定いただけます。ただし、新規建注文においては翌日基準値による値洗いにより信用建余力の範囲を超過した場合、または当社の定める事項に該当した場合、有効期間中のご注文であっても失効させる場合があります。</p> <p><b>(6) その他</b> 省略</p> <p><b>5.前受制・前受製の例外</b></p> <p><b>(1) 前受制</b> 省略</p> <p><b>(2) 前受製の例外</b> 米国株式信用取引の<b>売り返済</b>による決済損金は、前受製の対象外です。委託保証金で充当されなかった決済損金は、米ドルお預り金から出金されます。</p> <p><b>(3) 米ドルお預り金不足(マイナス)の充当</b> 決済損金が米ドルお預り金から充当できず、米ドルお預り金不足(マイナス)となった場合は、当該<b>売り返済</b>の国内受渡日までに、以下①～③のいずれか(または組み合わせ)の方法で不足金額をご入金いただく必要があります。なお、各方法により対応いただく時限が異なりますのでご注意ください。 ①円お預り金等での為替取引(※1) ②住信 SBI ネット銀行からの外貨入金(米ドル)(※2、3)</p>

新(改定後)	旧(改定前)						
<p>②住信 SBI ネット銀行からの外貨入金 (米ドル) (※2、3)  ③お預り証券 (米ドル建 MMF を含む) の売却 (※4)  ※1 <u>決済損金の場合、反対売買</u>の国内約定日の翌国内営業日 (<u>反対売買</u>の国内受渡日が米国の銀行の休業日の場合には <u>反対売買</u>の国内約定日) の 15 時より前までの為替取引が必要です。<u>配当落調整金の場合、出金日の前国内営業日の 15 時より前までの為替取引が必要です (出金日が米国の銀行の休業日の場合には間に合いません。)</u>。  ※2 住信 SBI ネット銀行からの外貨入金の入金先に「預り金」を指定した場合に限ります。  ※3 国内営業日 15 時までに当社が着金を確認した場合は当日付で反映しますが、同時刻を過ぎた場合は、翌国内営業日付での反映となります。当該 <u>反対売買</u>の国内受渡日 <u>または配当落調整金の出金日</u>の 15 時より前に、お客様ご自身での入金指示が必要となります。  ※4 売却したお預り証券の国内受渡日に米ドルお預り金となります。このため、お預り証券売却の国内受渡日が当該 <u>決済損金</u>の国内受渡日 <u>または配当落調整金の出金日</u>以前となるよう売却していただく必要がありますのでご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 国内受渡日 <u>または配当落調整金の出金日</u>の 17 時 30 分においても米ドルお預り金不足 (マイナス) が解消されていない場合は、証券総合口座内の円貨の残高の有無にかかわらず自動的に為替取引 (リアルタイム為替取引) が行われ (1 米ドル当たり 0.25 円の為替スプレッドがかかります。)、円貨を米ドルに転換のうえで当該マイナスの金額に充当いたします。当該為替取引の結果、証券総合口座の残高がマイナスとなった場合には、その金額を円貨でご入金いただく必要があります。</li> <li>● 当社でお預りしている有価証券等も、お客様の計算において、その方法、時期、場所、価格等は全て当社の裁量で、充当するために売却する場合があります。</li> </ul>	<p>③お預り証券 (米ドル建 MMF を含む) の売却 (※4)  ※1 <u>売り返済</u>の国内約定日の翌国内営業日 (<u>売り返済</u>の国内受渡日が米国の銀行の休業日の場合には <u>売り返済</u>の国内約定日) の 15 時より前までの為替取引が必要です。  ※2 住信 SBI ネット銀行からの外貨入金の入金先に「預り金」を指定した場合に限ります。  ※3 国内営業日 15 時までに当社が着金を確認した場合は当日付で反映しますが、同時刻を過ぎた場合は、翌国内営業日付での反映となります。当該 <u>売り返済</u>の国内受渡日の 15 時より前に、お客様ご自身での入金指示が必要となります。  ※4 売却したお預り証券の国内受渡日に米ドルお預り金となります。このため、お預り証券売却の国内受渡日が当該 <u>売り返済</u>の国内受渡日以前となるよう売却していただく必要がありますのでご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 国内受渡日の 17 時 30 分においても米ドルお預り金不足 (マイナス) が解消されていない場合は、証券総合口座内の円貨の残高の有無にかかわらず自動的に為替取引 (リアルタイム為替取引) が行われ (1 米ドル当たり 0.25 円の為替スプレッドがかかります。)、円貨を米ドルに転換のうえで当該マイナスの金額に充当いたします。当該為替取引の結果、証券総合口座の残高がマイナスとなった場合には、その金額を円貨でご入金いただく必要があります。</li> <li>● 当社でお預りしている有価証券等も、お客様の計算において、その方法、時期、場所、価格等は全て当社の裁量で、充当するために売却する場合があります。</li> </ul>						
<p><b>6.米国株式信用取引口座を開設されているお客様の現物米国株式取引等</b>  変更なし</p>	<p><b>6.米国株式信用取引口座を開設されているお客様の現物米国株式取引等</b>  省略</p>						
<p><b>7.出金 (委託保証金現金のお引出し)</b>  変更なし</p>	<p><b>7.出金 (委託保証金現金のお引出し)</b>  省略</p>						
<p><b>8.配当等に係る処理について</b>  現地権利付き最終売買日と現地権利落ち日をまたいで信用建玉がある場合、当該建玉銘柄の現物株の配当金 (剰余金の配当その他の金銭の交付) 支払日から 1~2 週間後に、<u>お客様の米ドルお預り金に下記の配当落調整金を入金し、またはお支払いいただきます。</u>  <b>【配当落調整金】</b></p>	<p><b>8.配当等に係る処理について</b>  現地権利付き最終売買日と現地権利落ち日をまたいで信用建玉がある場合、当該建玉銘柄の現物株の配当金 (剰余金の配当その他の金銭の交付) 支払日から 1~2 週間後に、<u>『配当等相当額』から、『配当所得に対する源泉徴収税額相当額 (銘柄毎に定められた軽減税率適用後の米国源泉税相当額及び国内源泉徴収税額相当額 (国税分に限る) をいいます。) を控除した額』を、配当落調整金としてお客様の米ドルお預り金に入金します。配当落調整金の入金時点で決済済みの建玉に係る配当落調整金もお支払いします。</u></p>						
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="105 1601 343 1960"> <p><u>買建</u>  <u>お客様の受取り</u></p> </td> <td data-bbox="343 1601 558 1960"> <p><u>配当所得に対する源泉徴収税額相当額 (銘柄毎に定められた軽減税率適用後の米国源泉税相当額及び国内源泉徴収税額相当額 (国税分に限る) をいいます。) を控除した額</u></p> </td> <td data-bbox="558 1601 794 1960"> <p><u>配当落調整金の入金時点で決済済みの建玉に係る配当落調整金もお支払いします。</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="105 1960 343 2110"> <p><u>売建</u>  <u>お客様のお支払い</u></p> </td> <td data-bbox="343 1960 558 2110"> <p><u>配当等相当額</u></p> </td> <td data-bbox="558 1960 794 2110"> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>配当落調整金の出金日時点で決済済みの建玉に係る配当落調整金も</u></li> </ul> </td> </tr> </table>	<p><u>買建</u>  <u>お客様の受取り</u></p>	<p><u>配当所得に対する源泉徴収税額相当額 (銘柄毎に定められた軽減税率適用後の米国源泉税相当額及び国内源泉徴収税額相当額 (国税分に限る) をいいます。) を控除した額</u></p>	<p><u>配当落調整金の入金時点で決済済みの建玉に係る配当落調整金もお支払いします。</u></p>	<p><u>売建</u>  <u>お客様のお支払い</u></p>	<p><u>配当等相当額</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>配当落調整金の出金日時点で決済済みの建玉に係る配当落調整金も</u></li> </ul>	
<p><u>買建</u>  <u>お客様の受取り</u></p>	<p><u>配当所得に対する源泉徴収税額相当額 (銘柄毎に定められた軽減税率適用後の米国源泉税相当額及び国内源泉徴収税額相当額 (国税分に限る) をいいます。) を控除した額</u></p>	<p><u>配当落調整金の入金時点で決済済みの建玉に係る配当落調整金もお支払いします。</u></p>					
<p><u>売建</u>  <u>お客様のお支払い</u></p>	<p><u>配当等相当額</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>配当落調整金の出金日時点で決済済みの建玉に係る配当落調整金も</u></li> </ul>					

新(改定後)			旧(改定前)
		<p>お支払いいただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>配当落調整金の出金日の2国内営業日前に、当社ウェブサイト上の精算予定一覧の支払額に表示してお知らせし、米ドルお預り金を拘束します。</u></li> <li>● <u>配当落調整金の出金日の前国内営業日の朝の時点で米ドルお預り金が不足し、委託保証金現金に引出余力がある場合、これを振り替えて米ドルお預り金のマイナスに充当いたします。</u></li> </ul>	
<p><u>お客様にお支払いいただく配当落調整金が米ドルお預り金から充当できない場合には、「5. 前受制・前受制の例外 (3) 米ドルお預り金不足(マイナス)の充当」に記載の方法でご入金いただく必要があります。なお、各方法により対応いただく時限が異なりますのでご注意ください。</u></p>			
<p><b>9. 諸経費等</b> 諸経費は決済時に精算します。ただし、当社の定める一定の期日をもって徴収することがあります。</p> <p><b>(1) 米国株式信用取引の委託手数料</b> 変更なし</p> <p><b>(2) 金利</b> <u>買建玉の場合は、買付代金に対する金利をお支払いいただきます。</u> (計算式) 金利額 = 新規建約定金額 × 金利 × 日数 * / 365</p> <p>* 日数は新規建国内受渡日から決済国内受渡日まで両端入れによって算出します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 金利はその時々々の金利情勢等に基づき、当社が定めた率とします。適宜変更される場合がありますので、当社ウェブサイトまたはIFAサポートにご確認ください。</li> <li>● 金利が変更された場合、既存の建玉については、変更日から変更後の金利が適用されます。</li> </ul> <p><b>(3) 貸株料</b> <u>売建玉の場合は、売付代金に対する貸株料をお支払いいただきます。</u> (計算式) <u>貸株料 = 新規建約定金額 × 貸株料率 × 日数 * / 365</u></p> <p>* 日数は新規建国内受渡日から決済国内受渡日まで両端入れによって算出します。</p>			<p><b>9. 諸経費等</b> 諸経費は決済時に精算します。ただし、当社の定める一定の期日をもって徴収することがあります。</p> <p><b>(1) 米国株式信用取引の委託手数料</b> 省略</p> <p><b>(2) 金利</b> 買付代金に対する金利をお支払いいただきます。 (計算式) 金利額 = 新規建約定金額 × 金利 × 日数 * / 365</p> <p>* 日数は新規建国内受渡日から決済国内受渡日まで両端入れによって算出します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 金利はその時々々の金利情勢等に基づき、当社が定めた率とします。適宜変更される場合がありますので、当社ウェブサイトまたはIFAサポートにご確認ください。</li> <li>● 金利が変更された場合、既存の建玉については、変更日から変更後の金利が適用されます。</li> </ul> <p><u>新設</u></p>

新(改定後)	旧(改定前)																																																																																																																										
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 貸株料はその時々金利情勢等に基づき、当社が定めた料率とします。適宜変更される場合がありますので、当社ウェブサイトでご確認ください。</li> <li>● 貸株料が変更された場合、既存の建玉については、変更日から変更後の料率が適用されます。</li> </ul> <p><b>(4) 管理費</b> 買建玉または売建玉について、新規建国内約定日より1ヵ月目毎の応当日を経過する都度、1株（または1口）につき当社の定める割合で管理費をお支払いいただきます。なお、管理費には上限・下限を設定します。 当面の間、無料とします。</p> <p><b>10. 米国株式信用取引に係る国内における税務上の取扱い</b> <b>(1) 差金決済時の譲渡損益の計算</b> 【信用買いの譲渡損益の計算】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;反対売買&gt;</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;新規買建&gt;</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">譲渡収入</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">譲渡対価の額</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">-</td> <td style="width: 50%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">必要経費</td> <td style="width: 35%;">取得価額 (取得費)</td> <td style="width: 50%;">取得の対価の額 - 配当落調整金</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">その他</td> <td>売委託手数料<sup>※</sup> + 買委託手数料<sup>※</sup> + 支払金利 + 管理費</td> </tr> </table> </td> </tr> </table> <p>【信用売りの譲渡損益の計算】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;新規売建&gt;</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;反対売買&gt;</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">譲渡収入</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">譲渡対価の額 - 配当落調整金</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">-</td> <td style="width: 50%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">必要経費</td> <td style="width: 35%;">取得価額 (取得費)</td> <td style="width: 50%;">取得の対価の額</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">その他</td> <td>売委託手数料<sup>※</sup> + 買委託手数料<sup>※</sup> + 管理費<sup>※</sup> + 貸株料</td> </tr> </table> </td> </tr> </table> <p>※消費税・地方消費税含みます。</p> <p><b>(2) 譲渡損益の計算における邦貨換算</b> 米国株式信用取引に係る譲渡損益の計算を行う際、それぞれの金額は下表の為替レートで邦貨換算されます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>区分</th> <th>邦貨換算日</th> <th>為替レート ※2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">取得の対価の額</td> <td>【買建】→売り返済</td> <td>新規買建の国内約定日</td> <td rowspan="2">TTS</td> </tr> <tr> <td>売建→【買い返済】</td> <td>買い返済の国内約定日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">譲渡の対価の額</td> <td>買建→【売り返済】</td> <td>売り返済の国内約定日</td> <td rowspan="2">TTB</td> </tr> <tr> <td>【売建】→買い返済</td> <td>新規売建の国内約定日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">売買委託手数料<sup>※1</sup></td> <td>買委託手数料</td> <td>取得の対価の額に係る邦貨換算日と同日</td> <td>TTS</td> </tr> <tr> <td>売委託手数料</td> <td>譲渡の対価の額に係る邦貨換算日と同日</td> <td>TTB</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">配当落調整金</td> <td>買建：お客様の受取り</td> <td rowspan="2">配当落調整額に係る金銭の授受を行う日</td> <td>TTB</td> </tr> <tr> <td>売建：お客様のお支払い</td> <td>TTS</td> </tr> <tr> <td>金利</td> <td>買建：お客様のお支払い</td> <td>売り返済に係る国内受渡日</td> <td>TTS</td> </tr> </tbody> </table>	<反対売買>		<新規買建>		譲渡収入	譲渡対価の額	-	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">必要経費</td> <td style="width: 35%;">取得価額 (取得費)</td> <td style="width: 50%;">取得の対価の額 - 配当落調整金</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">その他</td> <td>売委託手数料<sup>※</sup> + 買委託手数料<sup>※</sup> + 支払金利 + 管理費</td> </tr> </table>	必要経費	取得価額 (取得費)	取得の対価の額 - 配当落調整金		その他	売委託手数料 <sup>※</sup> + 買委託手数料 <sup>※</sup> + 支払金利 + 管理費	<新規売建>		<反対売買>		譲渡収入	譲渡対価の額 - 配当落調整金	-	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">必要経費</td> <td style="width: 35%;">取得価額 (取得費)</td> <td style="width: 50%;">取得の対価の額</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">その他</td> <td>売委託手数料<sup>※</sup> + 買委託手数料<sup>※</sup> + 管理費<sup>※</sup> + 貸株料</td> </tr> </table>	必要経費	取得価額 (取得費)	取得の対価の額		その他	売委託手数料 <sup>※</sup> + 買委託手数料 <sup>※</sup> + 管理費 <sup>※</sup> + 貸株料	項目	区分	邦貨換算日	為替レート ※2	取得の対価の額	【買建】→売り返済	新規買建の国内約定日	TTS	売建→【買い返済】	買い返済の国内約定日	譲渡の対価の額	買建→【売り返済】	売り返済の国内約定日	TTB	【売建】→買い返済	新規売建の国内約定日	売買委託手数料 <sup>※1</sup>	買委託手数料	取得の対価の額に係る邦貨換算日と同日	TTS	売委託手数料	譲渡の対価の額に係る邦貨換算日と同日	TTB	配当落調整金	買建：お客様の受取り	配当落調整額に係る金銭の授受を行う日	TTB	売建：お客様のお支払い	TTS	金利	買建：お客様のお支払い	売り返済に係る国内受渡日	TTS	<p><b>(3) 管理費</b> 建玉について、新規建国内約定日より1ヵ月目毎の応当日を経過する都度、1株（または1口）につき当社の定める割合で管理費をお支払いいただきます。なお、管理費には上限・下限を設定します。 当面の間、無料とします。</p> <p><b>10. 米国株式信用取引に係る国内における税務上の取扱い</b> <b>(1) 差金決済時の譲渡損益の計算</b> 【信用買いの譲渡損益の計算】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;売り返済&gt;</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;新規買建&gt;</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">譲渡収入</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">譲渡対価の額</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">-</td> <td style="width: 50%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">必要経費</td> <td style="width: 35%;">取得価額 (取得費)</td> <td style="width: 50%;">取得の対価の額 - 配当落調整金</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">その他</td> <td>売委託手数料<sup>※</sup> + 買委託手数料<sup>※</sup> + 支払金利 + 管理費</td> </tr> </table> </td> </tr> </table> <p>【信用売りの譲渡損益の計算】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;新規買建&gt;</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;反対売買&gt;</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">譲渡収入</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">譲渡対価の額 - 配当落調整金</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">-</td> <td style="width: 50%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">必要経費</td> <td style="width: 35%;">取得価額 (取得費)</td> <td style="width: 50%;">取得の対価の額</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">その他</td> <td>売委託手数料<sup>※</sup> + 買委託手数料<sup>※</sup> + 管理費<sup>※</sup> + 貸株料</td> </tr> </table> </td> </tr> </table> <p>※消費税・地方消費税含みます。</p> <p><b>(2) 譲渡損益の計算における邦貨換算</b> 米国株式信用取引に係る譲渡損益の計算を行う際、それぞれの金額は下表の為替レートで邦貨換算されます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>区分</th> <th>邦貨換算日</th> <th>為替レート ※2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">取得の対価の額</td> <td>【買建】→売り返済</td> <td>新規買建の国内約定日</td> <td rowspan="2">TTS</td> </tr> <tr> <td>買建→【売り返済】</td> <td>売り返済の国内約定日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">譲渡の対価の額</td> <td>買建→【売り返済】</td> <td>売り返済の国内約定日</td> <td rowspan="2">TTB</td> </tr> <tr> <td>【売建】→買い返済</td> <td>新規売建の国内約定日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">売買委託手数料<sup>※1</sup></td> <td>買委託手数料</td> <td>取得の対価の額に係る邦貨換算日と同日</td> <td>TTS</td> </tr> <tr> <td>売委託手数料</td> <td>譲渡の対価の額に係る邦貨換算日と同日</td> <td>TTB</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">配当落調整金</td> <td>お客様の受取り</td> <td rowspan="2">配当落調整額に係る金銭を受領する日</td> <td>TTB</td> </tr> <tr> <td>お客様のお支払い</td> <td>TTS</td> </tr> <tr> <td>金利</td> <td>お客様のお支払い</td> <td>売り返済に係る国内受渡日</td> <td>TTS</td> </tr> </tbody> </table>	<売り返済>		<新規買建>		譲渡収入	譲渡対価の額	-	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">必要経費</td> <td style="width: 35%;">取得価額 (取得費)</td> <td style="width: 50%;">取得の対価の額 - 配当落調整金</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">その他</td> <td>売委託手数料<sup>※</sup> + 買委託手数料<sup>※</sup> + 支払金利 + 管理費</td> </tr> </table>	必要経費	取得価額 (取得費)	取得の対価の額 - 配当落調整金		その他	売委託手数料 <sup>※</sup> + 買委託手数料 <sup>※</sup> + 支払金利 + 管理費	<新規買建>		<反対売買>		譲渡収入	譲渡対価の額 - 配当落調整金	-	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">必要経費</td> <td style="width: 35%;">取得価額 (取得費)</td> <td style="width: 50%;">取得の対価の額</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">その他</td> <td>売委託手数料<sup>※</sup> + 買委託手数料<sup>※</sup> + 管理費<sup>※</sup> + 貸株料</td> </tr> </table>	必要経費	取得価額 (取得費)	取得の対価の額		その他	売委託手数料 <sup>※</sup> + 買委託手数料 <sup>※</sup> + 管理費 <sup>※</sup> + 貸株料	項目	区分	邦貨換算日	為替レート ※2	取得の対価の額	【買建】→売り返済	新規買建の国内約定日	TTS	買建→【売り返済】	売り返済の国内約定日	譲渡の対価の額	買建→【売り返済】	売り返済の国内約定日	TTB	【売建】→買い返済	新規売建の国内約定日	売買委託手数料 <sup>※1</sup>	買委託手数料	取得の対価の額に係る邦貨換算日と同日	TTS	売委託手数料	譲渡の対価の額に係る邦貨換算日と同日	TTB	配当落調整金	お客様の受取り	配当落調整額に係る金銭を受領する日	TTB	お客様のお支払い	TTS	金利	お客様のお支払い	売り返済に係る国内受渡日	TTS
<反対売買>		<新規買建>																																																																																																																									
譲渡収入	譲渡対価の額	-	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">必要経費</td> <td style="width: 35%;">取得価額 (取得費)</td> <td style="width: 50%;">取得の対価の額 - 配当落調整金</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">その他</td> <td>売委託手数料<sup>※</sup> + 買委託手数料<sup>※</sup> + 支払金利 + 管理費</td> </tr> </table>	必要経費	取得価額 (取得費)	取得の対価の額 - 配当落調整金		その他	売委託手数料 <sup>※</sup> + 買委託手数料 <sup>※</sup> + 支払金利 + 管理費																																																																																																																		
必要経費	取得価額 (取得費)	取得の対価の額 - 配当落調整金																																																																																																																									
	その他	売委託手数料 <sup>※</sup> + 買委託手数料 <sup>※</sup> + 支払金利 + 管理費																																																																																																																									
<新規売建>		<反対売買>																																																																																																																									
譲渡収入	譲渡対価の額 - 配当落調整金	-	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">必要経費</td> <td style="width: 35%;">取得価額 (取得費)</td> <td style="width: 50%;">取得の対価の額</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">その他</td> <td>売委託手数料<sup>※</sup> + 買委託手数料<sup>※</sup> + 管理費<sup>※</sup> + 貸株料</td> </tr> </table>	必要経費	取得価額 (取得費)	取得の対価の額		その他	売委託手数料 <sup>※</sup> + 買委託手数料 <sup>※</sup> + 管理費 <sup>※</sup> + 貸株料																																																																																																																		
必要経費	取得価額 (取得費)	取得の対価の額																																																																																																																									
	その他	売委託手数料 <sup>※</sup> + 買委託手数料 <sup>※</sup> + 管理費 <sup>※</sup> + 貸株料																																																																																																																									
項目	区分	邦貨換算日	為替レート ※2																																																																																																																								
取得の対価の額	【買建】→売り返済	新規買建の国内約定日	TTS																																																																																																																								
	売建→【買い返済】	買い返済の国内約定日																																																																																																																									
譲渡の対価の額	買建→【売り返済】	売り返済の国内約定日	TTB																																																																																																																								
	【売建】→買い返済	新規売建の国内約定日																																																																																																																									
売買委託手数料 <sup>※1</sup>	買委託手数料	取得の対価の額に係る邦貨換算日と同日	TTS																																																																																																																								
	売委託手数料	譲渡の対価の額に係る邦貨換算日と同日	TTB																																																																																																																								
配当落調整金	買建：お客様の受取り	配当落調整額に係る金銭の授受を行う日	TTB																																																																																																																								
	売建：お客様のお支払い		TTS																																																																																																																								
金利	買建：お客様のお支払い	売り返済に係る国内受渡日	TTS																																																																																																																								
<売り返済>		<新規買建>																																																																																																																									
譲渡収入	譲渡対価の額	-	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">必要経費</td> <td style="width: 35%;">取得価額 (取得費)</td> <td style="width: 50%;">取得の対価の額 - 配当落調整金</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">その他</td> <td>売委託手数料<sup>※</sup> + 買委託手数料<sup>※</sup> + 支払金利 + 管理費</td> </tr> </table>	必要経費	取得価額 (取得費)	取得の対価の額 - 配当落調整金		その他	売委託手数料 <sup>※</sup> + 買委託手数料 <sup>※</sup> + 支払金利 + 管理費																																																																																																																		
必要経費	取得価額 (取得費)	取得の対価の額 - 配当落調整金																																																																																																																									
	その他	売委託手数料 <sup>※</sup> + 買委託手数料 <sup>※</sup> + 支払金利 + 管理費																																																																																																																									
<新規買建>		<反対売買>																																																																																																																									
譲渡収入	譲渡対価の額 - 配当落調整金	-	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">必要経費</td> <td style="width: 35%;">取得価額 (取得費)</td> <td style="width: 50%;">取得の対価の額</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">その他</td> <td>売委託手数料<sup>※</sup> + 買委託手数料<sup>※</sup> + 管理費<sup>※</sup> + 貸株料</td> </tr> </table>	必要経費	取得価額 (取得費)	取得の対価の額		その他	売委託手数料 <sup>※</sup> + 買委託手数料 <sup>※</sup> + 管理費 <sup>※</sup> + 貸株料																																																																																																																		
必要経費	取得価額 (取得費)	取得の対価の額																																																																																																																									
	その他	売委託手数料 <sup>※</sup> + 買委託手数料 <sup>※</sup> + 管理費 <sup>※</sup> + 貸株料																																																																																																																									
項目	区分	邦貨換算日	為替レート ※2																																																																																																																								
取得の対価の額	【買建】→売り返済	新規買建の国内約定日	TTS																																																																																																																								
	買建→【売り返済】	売り返済の国内約定日																																																																																																																									
譲渡の対価の額	買建→【売り返済】	売り返済の国内約定日	TTB																																																																																																																								
	【売建】→買い返済	新規売建の国内約定日																																																																																																																									
売買委託手数料 <sup>※1</sup>	買委託手数料	取得の対価の額に係る邦貨換算日と同日	TTS																																																																																																																								
	売委託手数料	譲渡の対価の額に係る邦貨換算日と同日	TTB																																																																																																																								
配当落調整金	お客様の受取り	配当落調整額に係る金銭を受領する日	TTB																																																																																																																								
	お客様のお支払い		TTS																																																																																																																								
金利	お客様のお支払い	売り返済に係る国内受渡日	TTS																																																																																																																								

新(改定後)				旧(改定前)			
貸株料	売建：お客様のお支払い	買い返済に係る国内受渡日	TTS				
管理費※1	買建・売建両方：お客様のお支払い	新規建ての約定日を起算日とした1ヵ月毎の応答日（当該応答日が休業日の場合はその前営業日）	TTS	管理費※1	お客様のお支払い	新規建ての約定日を起算日とした1ヵ月毎の応答日（当該応答日が休業日の場合はその前営業日）	TTS
<p>※1 消費税・地方消費税を含みます。</p> <p>※2 TTB：「対顧客直物電信買相場」（金融機関で外貨を円貨に換える場合に適用されるレート）</p> <p>TTS：「対顧客直物電信売相場」（金融機関で円貨を外貨に換える場合に適用されるレート）</p> <p><b>(3) 特定口座の取扱い等について</b></p> <p>特定口座を開設され「源泉徴収あり」を選択いただいているお客様に譲渡益が発生した場合、当社にて損益通算の上、円貨で譲渡益税を計算し、お客様の証券総合口座の円貨のお預り金から徴収いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●金利及び貸株料の邦貨換算金額は、<u>反対売買</u>に係る国内受渡日まで確定しないため、国内約定日の翌営業日から確定金額が計算されるまでは、当社が定める方法により計算した概算金額を、証券総合口座内の円貨のお預り金より拘束いたします。</li> <li>●国内受渡日にお客様の証券総合口座の円貨のお預り金から譲渡益税を徴収できなかった場合、その不足額を円貨でご入金いただく必要があります。</li> <li>●為替相場の変動等により不足金が解消しない場合や、米国の銀行の休業日等の影響により為替取引の約定日から受渡日までの期間が通常より長くなった場合等には、お客様の口座状況によっては、お取引に制限がかかることがあります。</li> <li>●諸経費等を過日にて徴収（還付）した場合、特定口座の対象外となります。</li> </ul> <p><b>11.その他</b></p> <p><b>(1) 取引残高報告書等</b> 変更なし</p> <p><b>(2) 取引報告書</b> <u>反対売買</u>に係る取引報告書は、国内受渡日後の交付となります。</p> <p><b>(3) その他</b> 変更なし</p> <p><b>12.米国株式信用取引の契約締結前交付書面（本書面）の変更</b> 変更なし</p> <p>別表</p> <p><b>米国信用取引手数料表（インターネット・SBI ダイレクト取引・IFA サポート取引）</b> 変更なし</p>				<p>※1 消費税・地方消費税を含みます。</p> <p>※2 TTB：「対顧客直物電信買相場」（金融機関で外貨を円貨に換える場合に適用されるレート）</p> <p>TTS：「対顧客直物電信売相場」（金融機関で円貨を外貨に換える場合に適用されるレート）</p> <p><b>(3) 特定口座の取扱い等について</b></p> <p>特定口座を開設され「源泉徴収あり」を選択いただいているお客様に譲渡益が発生した場合、当社にて損益通算の上、円貨で譲渡益税を計算し、お客様の証券総合口座の円貨のお預り金から徴収いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●金利の邦貨換算金額は、<u>売り返済</u>に係る国内受渡日まで確定しないため、国内約定日の翌営業日から確定金額が計算されるまでは、当社が定める方法により計算した概算金額を、証券総合口座内の円貨のお預り金より拘束いたします。</li> <li>●国内受渡日にお客様の証券総合口座の円貨のお預り金から譲渡益税を徴収できなかった場合、その不足額を円貨でご入金いただく必要があります。</li> <li>●為替相場の変動等により不足金が解消しない場合や、米国の銀行の休業日等の影響により為替取引の約定日から受渡日までの期間が通常より長くなった場合等には、お客様の口座状況によっては、お取引に制限がかかることがあります。</li> <li>●諸経費等を過日にて徴収（還付）した場合、特定口座の対象外となります。</li> </ul> <p><b>11.その他</b></p> <p><b>(1) 取引残高報告書等</b> 省略</p> <p><b>(2) 取引報告書</b> <u>売り返済</u>に係る取引報告書は、国内受渡日後の交付となります。</p> <p><b>(3) その他</b> 省略</p> <p><b>12.米国株式信用取引の契約締結前交付書面（本書面）の変更</b> 省略</p> <p>別表</p> <p><b>米国信用取引手数料表（インターネット・SBI ダイレクト取引・IFA サポート取引）</b> 省略</p>			

以上